



3

0039991-000

369.18-Sa94ウ

沼田海賊史

沢井常四郎・著

三原図書館

昭和18

AGI

この著作物は、著作権者不明のため、著作権法
第67条の規定に基づき、平成12年5月15日
付けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

369.
SA94

沼田海賊史

523

369.18

SA94

自我東征於茲六年矣。賴以皇天之威。凶徒就戮。雖邊土未清。餘妖尙梗。而中州之地無復風塵。誠宜恢廓皇都。規模大壯。而今運屬屯蒙。民心朴素。巢棲穴住。習俗惟常。夫大人立制。義必隨時。苟有利於民。何妨聖造。且當披拂山林。經營宮室。而恭臨寶位。以鎮元々。上則答乾靈授國之德。下則弘皇孫養正之心。然後兼六合以開都。掩八紘而爲宇。亦不可乎。觀彼畝傍山東南樞原地。者蓋國之壤區乎。可治之。

我れ東征せしより茲に六年なり。賴に皇天の威を以て凶徒戮に就けり。邊土未だ清まず餘妖尙梗しと雖も而も中州の地復風塵なし。誠に宜しく皇都を恢廓し規模大壯なるべし。而して今や運屯蒙に屬す、民心朴素にして巢棲穴住す、習俗惟れ常なり。夫れ大人制を立つ義として必ず時に隨ふ。苟も民に利あらば何ぞ聖造を妨げん。且當に山林を披拂ひ宮室を經營すべし。而して恭く寶位に臨み以て元々を鎮め。上は則ち乾靈國を授くるの德に答へ、下は則ち皇孫正を養ふの心を弘む。然して後に六合を兼ね以て都を開き、八紘を掩うて而して宇と爲す亦可ならずや。彼の畝傍山の東南樞原地を觀れば、蓋し國の壤地か之を治むべし。

澤井翁は廣島縣郷土史會の耆宿であり、殊に沼田地方の史實に精通せられることは他の追隨を許さない所である。齡古稀を過ぎて猶筆硯を離さず、孜孜として史料の蒐集、史實の考證に没頭してゐられる。今や筆を呵して沼田海賊史を稿せられた。その筆の及ぶ所上下數千年、沼田地方人の海上發展を詳述して餘す所がない。由來瀬戸内海は我が國海運の發生地であり、海上發展者の淵藪である。而して沼田は其中樞に位し、古來海上史に著聞したことが少くない。本書はこれを翁の造詣と健筆とにより孜孜として紙上に再現したものである。大東亞戰爭の緒戰以來、皇國海軍の武威全世界を驚倒せしめつゝある時、本書の出現は沼田地方民をして先人の偉業を回顧して勇奮興起せしむるに絶大の貢獻たるは言ふまでもなく、亦皇國海軍の由つて來る所を知らしむる上にも寄

瀨都瀨都志、俱梅能故邏餓、介耆茂等珥、阿波赴珥破、介瀨邏毘苦茂苦、曾廼餓毛苦、曾彌梅屠那藝底、于苔底之夜莽務。

みづくし、久米の兒等が、垣本に、粟生には、韭ひともと、その莖、其芽つなぎて、打ちてしやまむ。

瀨都瀨都志、俱梅能故邏餓、介耆茂等珥、宇惠志破珥介瀨、勾致弭比俱、和例破流輸例儒、于智底之夜莽務。

みづくし、久米の兒等が、垣本に、うゑし藪く

ちひしく、吾はわすれず、うちてしやまむ。

與する所少なからざるを思ふものである。

昭和十八年三月十七日

廣島文理科大学教授 栗田元次

自叙

本縣に於ては、嘗て重田博士、郷土史の必要を唱導してより既に四十年。進歩遅々として、人をし
て慨嘆に堪へざらしむるものがある。殊に我が沼田の地は海賊の發祥地とも云ふべき處で、其の文
化の頗る古きものあるを覺ゆるのだ。沼田は三原の前身地だ、故に縣下としても、三原としても、
一日も早く其研究を完成せねばならぬのだ。若し此儘にして経過せんか、實に百年河清を俟つの感
があるのだ、それが爲に淺學と老驥とを顧みず、切めて其緒いとでも開きたいと思つて、遂に大膽にも
、其海賊史に手を着けたのだ、固より成案でもなければ、満足するものでもないのだ。只問題を提
供して賢哲の教示を願ふ爲めなのだ、冀くは老生の意のある處を諒とせられんことを、
沼田海賊が神代以來、海外に雄飛して、多くの文化を將來し、且朝廷に對しては、嘗て一回と雖も
、乖離したる蹟なきことを認め得て、其傳統的思想の、今猶我々の身に傳はつて居るであらうこと
を思ふ時に、譬へ様のない歡喜を感ずると同時に悚然たるものがあるのである。其は兎も角として
、我が郷土の子弟は、大陸に南方に此傳來の思想を以て忠と勇とに身を固め、勇戰奮闘しつゝある
ことを思ふ時、亦一層快愉に堪へざるものがあるのだ、

本書に對して廣島文理科大学教授栗田元次先生は屢懇篤なる指導を與へられ、其上に鄭重なる序文
を惠まれた、併し自分は翁と稱せられる程の人格者でもなければ、耆宿といふべき者でもない、其

他談辭は敢て中らざる處なれど、先生の好意を無にするも如何なれば、赤面と汗背とに胸を隠らせつゝ、其儘巻頭を飾ることとした、謹んで感謝の意を表するものである。又先聖諸氏の著書中より、種々引用さして戴いたことに對しても、是亦謝意を表するものである。

昭和十八年三月廿一日吉辰

澤井常四郎

沼田海賊史目次

第一編	海賊概論	一
一、	總論	一
二、	人類發達	二
三、	海賊名稱	三
第二編	瀬戸内の海賊	四
一、	山陽方面	四
二、	四國方面	六
三、	統制海賊と被統制海賊	七
第三編	沼田の海賊	九
一、	地名稱呼	九
二、	神代に於ける沼田族	一〇
三、	神武天皇東征と沼田族	一四

四、	新羅の始祖	一五
五、	神后の征韓	一六
六、	所謂和寇	一八
七、	遣新羅使長井浦に泊す	二〇
八、	天慶以前の海賊	二二
九、	純友の乱と沼田族	二二
十、	源平戦争と沼田族	三七
十一、	沼田の出入口三原灣	四四
十二、	御調別宮—和氣法均尼—八幡船	四七
十三、	佐伯部	四九
十四、	沼田の造船	五〇
十五、	三原の刀鍛冶	五一
十六、	山陽官道	五三
十七、	古墳群と佛像、甕天神	五四

十八、 結論

第四編	小早川氏	五六
一、	小早川氏と海賊	五九
二、	土肥實平の占領	五九
三、	小早川家の勤王	六一
四、	當時の環境	六七
五、	高氏の西奔と海路	七三
六、	和寇と朝鮮	七九
七、	足利時代の瀬戸内海	九〇
八、	嚴島戦争と海賊	一〇一
九、	河野援助と海賊	一〇七
十、	雲州在陣	一〇九
十一、	和智又九郎打果し	一一〇
十二、	豊筑の警固	一一三

十三、	秋穂白松船軍	一一四
十四、	攝津難波船軍	一一七
十五、	朝鮮征伐と唐島合戦	一二二
十六、	大内大友兩家の糧船切捕り	一二六
十七、	元就上洛警固	一二九
十八、	三島海賊	一三二
十九、	元寇と日本魂	一三三
二十、	舉國一致と百萬一心	一三五
廿一、	能島流	一四〇
第五編	南方雄飛	一四九
一、	朱印船貿易	一四九
第六編	朝鮮信使	一五九
一、	寶永八年朝鮮信使來聘	一五九
	以上	

沼田海賊史

第一編 海賊概説

一、總論

何れの國も同様であるが、殊に我國の歴史には海上生活者の記事が乏しい。素尊が朝鮮に行かれた神后が三韓征伐せられたとはあつても其前後の事については何事も知ることには出来ない船で行かれたのは勿論だが其船の形や舟子はどうかと更に知れない、固より上代のことであるから知る可き筈もないが、後世に至つても同様で、相當大きい戦争でも海岸であつたものや遠隔の地であれば必ず海上を利用して居る筈だし、且つ海上では風波の難のみではない、重大な妨害者のあつたことは想像に難くない處であるが、更にそれ等の消息が知れない、足利時代でさへ朝鮮の使者が海上の妨害者を恐れて一驛に十日も廿日も滞在して居るのだ、況して平安朝や奈良朝や其以前には一層妨害者が澤山あつたことは想像し得られるであらう、其海上鬭争に陸上の戦争に影響を及ぼしたことは亦言ふまでもないことだ、是等の事態の大半が逸脱して居るといふことは取りも直さず我

等の歴史の大部分が逸脱して居るといつて言ひ過ぎではないのだ、固より淺學の身を以て此の一大難事業に當り大缺陷を補ふなどは思ひも寄らず。大言を吐く積りもないが、若し識者の研究の業ともなることが出来れば満足である、是れが衰殘の身も顧みず爰に筆を執ることとなつた次第である。

二、人類の發達

原始的人類が世に現はれた時は自然の木の實や草の實を食つて生息して居たであらう、其れが何百年かを經過すると人數は殖^はる結實は少くなる、互ひに奪ひ合ひをする、其奪ひ合ひに勝つたものが頭^{かしら}となつて隣りの部落と争ひ、次第に一大部落を作つて、酋長と稱せられる様になり、一面には何時も同様食物増産を計ることとなる、即ち開墾することを始めて次第々に土地を開いて行くのだ固より此間何千年かを經過するのであるが、其開墾した一部落を「な」(名)と云つたのだ、「な」の頭が即ち「なぬし」(名主)といふのだ、其れが何時の時代か「名」といふ字を音で稱^なへること、なり「みやう」と云ふことになつた、幾つかの名^なを以て居る者を小名^{しょうな}といひ、一層多くの名^なを以て居るものを大名^{だいみやう}と云ふ様になつた、其れが皆鬭争奮戰の結果であることは云ふまでもないことだ、今日の

大東亞戦争や獨蘇戦争は是れが延長に外ならぬのである。一方海岸のものはどうかと云ふに始めは貝類や小魚を捕つて食ふて居つた、次第に進んで舟を造り、大魚を捕り、隣の海岸に行き、爰に争ひを生じ、海上には他人の捕りたる者を奪ふ様になる、陸上とは違ひ、地域の際限がないので出沒自在である、随つて固定的のものがなく、取つては取られ、奪はれては又奪ふのである、爲めに陸上の様な名もなく、同志相集まりて、海上交通者の物資を掠奪するのである、其處で陸上の人を呼んで海賊といふのだ、一旦之に逢へば戰慄して措く處を知らず、持物を提供して生命を乞ふのみだ、彼の外國にある「手を上げる」と云ふも同じことだ、爰に於て彼等自身も、自箇の勇猛を表はす爲めに自ら海賊と稱する様になつた、是れに由つて考ふれば、一部の人には失禮の言葉かも知れぬが海陸共に人類自然の發達であつて大名も海賊も同様のものであると云へるのである。世界各國亦共に同様なのであつて、海上發達の早く進んだものが何時も先進者となつて居るのだ。

三、海賊の名稱

近時海賊といふ名を厭^{いと}うて水軍と云ひ、倭寇を八幡船^{はつせんせん}と云ふ人がある、けれども是ば我々にはピンと來ぬのである、水軍といふ名は高句麗王碑に始めて見た名で、我國では何時頃用ゐられたか、

我等寡聞にして知る處がないのだ、足利時代には海賊大將軍と稱して朝鮮に往つて居る、毛利時代には三原誓固衆、河の内誓固衆といつて居る、彼等自身が毛利家へ差出した書類を見ても三島海賊軍日記と云つて居る、徳川時代には海賊方役所があり、其役所の前の橋を海賊橋と云つたのだ、其れを態々水軍と改稱することは、丁度人間でありながら、動物の熊や虎などと名づけるのは面白くないから、改めなさいとお節介をやくやうなものだ、倭寇と八幡船に至つては理屈を云へばどうか知らぬが、倭寇といへば清韓の邊海をさし、八幡船と云へば南洋を指し且つ時代も違ふ概念を以て居るのだ、以上に因つて我々は矢張海賊と呼ぶ所以である。

第二編 瀬戸内の海賊

一、山陽方面

瀬戸内の海は風景絶佳で島嶼多く古人之を

七里七島、五里五島、三里三島に一里百島

と云つて居るのだ、四國と本土に包まれ、自然の交通要路に當り、海賊の發達早く、文化の進展亦

頗る疾き處だ、随つて海賊は島といはず、海岸といはず、到處にあるので、多島海一面に海賊の根據地なのだ、中にも藝備では其集合地で云へば備後で蘆田川の河口、安藝では沼田川、大田川の兩河口である。

蘆田川海賊即ち今の福山地方の海賊は景行紀二十八年に

西洲既に證し百姓事なし、唯吉備穴の濟の神、及び難波柏の濟の神、皆害心ありて毒氣を放ち、路人を苦しましむ並に禍害の藪たり、故に悉く其惡神を殺し並に水陸の徑を開く。

といへるものであつて、穴の海は藤戸のことだと云ふ人もあるが、穴の海は矢張備後で安那郡があつただけでも證明されるのだ、其惡神は即ち海賊で、日本武尊に退治されたのだ、其後にも居つたであらふが、後には國府も開かれ次第に順化されて、海賊の機能發揮せぬ様になつて、取立て、云ふ程のものにならなかつたと推定するのである。

太田川海賊今の廣島地方に蟠踞して居たもので前には嚴島能美島等かなり相當勢力のあつたものと思はれる、神武東征の時、御迎へ申上げたと云へば其れ迄だが、恐らくは事實は相當強く抵抗したのではあるまいか、其れが征服せられて、其根據地埃宮に御滞留あらせられることとなつたと、見るのは不當であらうか、近代戦を見ても大に首肯せられる處があるのだ、其後の中間は不明だが、

彼等に何時もあるやうに、嚴島神を祭り、清盛が此地に来るに及び、第一に神殿を壯嚴にし天皇貴族の参拜となり、爰に平家と太田川海賊との間に連契が成つた、是に因つて源平戦争には平家方となり、屋島に戦ひ檀浦に闘うて遂に敗北することとなつた、是れから海上権は四國方に取られて暫く雌伏して居つたか、建武には石井末忠に屬して後醍醐天皇の御味方として、京都に迄上り、足利時代には河の内警固衆と云つて毛利に屬し嚴島等に勝ちを占めた、毛利家の大をなさしめる爲めには與つて力のあつたものだ、武田吉川等に屬した時代のあつたことは無論である。

其他防長では錦川に對して、大島には強大な一集團があり、赤間關には内海を扼するのだから、相當大きなものゝ居たことは、誤らぬ見解であらう。

備前の玉島、宇野、兒島、牛窓、片上等は良根據地である純友の據つたと云ふ釜島は兒島團の一部でもあるか。

播磨では室津を中心とした大集團があり攝津では住吉堺を主としたものゝあつたことは申す迄もないこと、紀淡海峡は何時でもとは云はぬが雜賀海賊が領有して居つたであらう。

二、四國方面

海上では所謂鹽飽七島、備豫海峡の野島來島因島の三島、河野の興居島忽那島等がある、何と云つても河野十八黨と云つて河野に屬するものの盛大であつたことは人の周知する所だ。

三、地勢と海賊

陸上の根據地は時には山を負うた溪谷も無いではないが、大抵は山上である、海賊の據る處は普通河口が多い、河口を背景とした島嶼の多い所は最上の根據地であり、若し其河口灣の入口が狭少であつたものなら、それこそ鬼に金棒、進むに島嶼に據り、退くに港灣深く潜入するのだ、近時の海軍根據地も亦同様の感があるのだ、是は獨瀨戸内のみならず、何れの地も同じことであらう。

四、統制海賊と被統制海賊

前來述べた如く、島嶼や沿岸には、到る處に海賊は居るのであるが、其は鬭争に鬭争を重ねて段々に大集團となり、一地方の海上権を掌握することとなる、其地域内を通過するものから、一定の通過料を徴収する、之を運上金と云ふのだ、そして其船には一人又は數人の部下のものを乗込ませて次の監視所まで送り届ける、乗込人が居り、徽號を附けた船には、小海賊等は部下と否とに拘はら

す、一切手を附けない、是が即ち統制海賊で大海賊であるのだ、若し夫れが運上金を出さないで通せんとしたならば、直に命令一下統制と否とに拘はらず、多くの海賊は寄つてたかつて、闘争に及び、積荷は勿論、船や人までも掠奪されるのだ、之に就いて一の傳説があるのだ。

三原の東に峰が峯といふ、可なり高い山がある、此處には今も虚空藏が祭つてある、是れに満米上人と云ふ高德があつた、海上を北國の米船が通過する時は、鉄鉢を空中に投げ上げる鉄鉢は舞ひく下つて船に至る、船頭は之に米を一杯入れる、鉢は再び天に上りて山上に歸るのだ或る時悪船頭が居つて鉢に鯛數尾を入れた、それで天に舞ひ上つて山には歸らず空中に没したが備後の北の方の星居山（しほのこ）に落ちた、船は直に沈没して長い間帆柱を海上に見せて居つた。

是が即ち運上取りの有様を傳へたものだらう、此方法は後の時代足利頃まで行はれて居るので、其例は幾つもあるのだ、此の大海賊が地方官吏や領主等と結び大勢力となり、愈威を振ひ、海上始めて平穩となるのだ、官吏や領主等も亦勢力を得て、海陸共に進退自由となり、大野心を起すものも出来るのだ、純友は確かに其一つの例であり、是れに背くものは、國守といへども安心して航行することは出来ぬ、業平の土佐日記が其例である、して見れば、官吏一轉して海賊となる、官吏と海賊とは實に紙一枚の差であるのだ、そして他に勢力を得て、掠奪をなし、大海賊の統制に服しない

ものが、出て来る是れが歴史の上に現はれ来る所謂海賊で、始めて朝廷から討伐の命令が出る、けれども海兵を持たぬものは如何ともすることが出来ぬから、實際討伐するものは大海賊であるのだ時としては他地方の海賊の援助を求めるのは當然のことである。

第三編 沼田の海賊

一、地名稱呼

安藝の國の東部備後との間に流れ出づる川を沼田川といひ、其河口は三原灣で今の三原の市街は灣内の水面上にある譯だ、其灣の奥に稍狭小の處があつて之を溯れば、又一大灣形の大村落があるのだ、平安時代には沼田郡といひ、中に七郷あつた、沼田（ぬた）、船木（ふなき）、眞良（しんら）、梨葉（なしは）、今有（いまり）、安直（あちか）、都宇（つう）である、都宇は今賀茂郡の内となつて居る、此中の低地には海水流入し自由に舟の運航が出来たものだ、島嶼岬角が到處に犬牙錯綜して、攻むるに難く守るに易く、海賊には又となき良根據地で、其の一部に川を挟んで兩山がある、之に城寨を構へて雌鷹山（めたか）、雄鷹山（おたか）と云つた、其龍泉寺山は城内の監視所であり、頼兼、波多、櫻山等共に灣内を監視するのだ、此郡は何時か廢せられて豊田に併せられた、所が國內に佐東郡佐西郡と云ふ二郡があつたが之が佐西郡に還原して佐伯郡となり、佐東

郡と元高宮郡の地とを以て沼田郡とした、そして前者を「ぬた」と云ひ後者を「ぬまた」と呼ぶのだ、處が後の文書に、往々間違つたことを書いたものがあるので、人を誤るものが多い、此處に特に辨明して置く所以である。

二、神代に於ける沼田族

以下便宜上沼田族の名を用ゐることとする。

原始民族幾百千年の間此の良根據地に據り、次第に其數を増し一大集團をなし、漸次に海上に於ける勢力を得た、爲めに遂に他の集團と手を携へて行動することとなり、追々に獲物を見かけて遠征することとなる、是れ自然の發達だ、今神代即ち神武天皇以前に於ける我が民族の朝鮮との關係を見るに日本書紀に

素盞鳴尊其の子五十猛神を帥きいて、新羅國に降^{くだり}到^{きた}て、曾^{そし}戸^も茂^も梨^りの處に居る、乃ち興^こ言^ごして曰^{いは}く此^こ地^ちは吾^{わが}居^ゐることを欲^ほせず遂^{つひ}に埴^{はつち}土^{つち}を以て舟^{ふね}を造^{つく}り之^{これ}に乘^{のり}りて東^{あづま}に渡^{わた}り出^い雲^い國^{くに}簸^ひ川^{がは}上^のに^ある島^{しま}上^のの峯^{たかね}に到^{いた}りたまふ

とあるので交通自在であつたかが知られるのだ猶序に次の章を引いておかう

素盞鳴尊曰く韓^{かん}鄉^{きやう}の島は是れ金銀あり、たとひ吾^{わが}兒^この所^{ところ}御^ごの國^{くに}とするも、浮^う寶^{たから}あらずば未^なだ佳^よからずと、乃ち鬚^{ひげ}を抜^ひいて散^ちかてば即^{すなは}ち杉^{すぎ}となる、又胸^{むね}毛^げを抜^ひ散^ちかち是れ檜^{ひのき}と成る、尻^{しつぽ}毛^げは是れ楸^{あしな}と成る、眉毛^{まゆげ}は是れ櫟^{かすた}樟^{すず}と成る、己^{おのれ}にして其用^{もち}ふべきを定^{さだ}む、乃ちことあけて曰^{いは}く、杉^{すぎ}及び櫟^{かすた}樟^{すず}此^こ兩^{りゆう}樹^{じゆ}は以て浮^う寶^{たから}となすべしと。

是に依て造船術の進歩して能く玄海、日本海の荒濤に堪へ得るものなりしことを想像するに足るのである、素尊の八岐の大蛇を退治せられたのは、出雲の簸川上と云ふを普通とし、異説として安藝の可愛の川上とも云ふのは何に由るのであらうか、吾人をして想像を逞しうせしめば、祖神關係の地は備後の「みこと山」だ、それに遠からぬ安藝、の地に高宮あり可愛と稱する地もあるのだ、素尊は此地方に居られて是より瀬戸内に出で朝鮮に渡られたのではあるまいか、固より文句に拘泥する譯ではないが「東に渡り出雲國」と云ふに應^{おこ}はしく茲^{こゝ}に出雲の活動が始まり例の八岐の大蛇退治となり國引となり、韓民を多數連歸られたことを想像し、且交通の頻繁であつたことが考へられるのだ猶素尊は南海の女に婚はんが爲に軻の津に出られたと云へば此地が渡韓の出發地と見るべきではあるまいか、要するに素尊は備後の内部地方から、安藝の吉田邊まで、先づ經營せられ、漸次南部に及ばれ、穴の海^{あな}の海賊^{かいぞく}を平らげ軻に出で、海上の島々を征服し、西部にては吉舍筋を出でられて、

沼田の海賊まで手に入れられた、其處で其途中にあつたことは例の蘇民將來の傳説だ、疫隅社とあるに今は天王社のことになつて居る、其主として居られた處は双三郡の三原地方だ、此の經營が終つて軻を出發地として穴の海、沼田等の海賊を主として朝鮮に連れ渡られたのだ、今残つて居る神社から云へば小童の祇園、市村の崇道社、戸手の天王、軻の祇園、渡守社其他良社、荒神と云つて各地にあるのは是れが爲めだ、渡守社は申すまでもなく海の出發地を意味するのだ、美已登山は素神を祀つた處と云ふ方が至當だと思ふ、備後風土記唯一の殘篇蘇民將來の話を載せて置くことにする

備後風土記に曰く疫隅國社昔北海に坐し、武塔神南海神の女子をよばひに坐すに日暮る、彼所に蘇民將來巨且將來二人在りき、兄蘇民將來甚だ貧窮なり、弟巨且將來は富饒にて屋倉一百在りき、爰に武塔神宿處を借らんとす、惜みて借さず、兄蘇民將來は借し奉る、即ち粟柄を以て坐となし、粟飯等を以て饗し奉る、饗し奉ること既に畢りて出て坐しぬ、後に年を経て八柱の子を率ゐて還來りて詔く、我將に之を率りて報答となさん、曰く汝の子孫其家に在りやと問ひ給ふ、蘇民將來答へて申さく己れ女子と斯婦と侍ると申す、即ち詔らく茅輪を以て腰上に着けしめよと、詔令に隨ひて着く、即夜に蘇民女人と二人を置きて皆悉く殺して亡ぼしてき、即ち詔く吾は速須佐雄能神なり、後世に疫氣在れば汝蘇民將來の子孫と云ひて茅の輪を以て腰の上に着けよと詔ふ、詔令に隨ふて

着くれば即ち家に在る人は將に免かれんと詔ひき。

神武天皇の熊野神邑に到られた時に海中暴風に遭ひ皇舟漂蕩す時に稻飯命乃ち歎して曰く

嗟呼吾祖は天神、母は海神如何んぞ我を陸に厄し復た我を海に厄するや

と云ひて劍を抜いて海に入り化して鋤持神となるとあるが之を伊藤銀月氏は

皇兄稻飯命は到底東征の成功せざるへきを測り慨然劍を抜いて去つて新羅に入る

と云ひ又

孤劍新羅に入りて遂に其王となりたる皇兄稻飯命

と云ひ猶進んで

新羅の始祖赫居世干が即位八年に當り倭人大擧して來寇せしが王の神德あるを聞き干戈を收めて返りぬと録せり、何ぞ夫れ王の神德あるを聞きて空しく返らん此段の消息推知するに難からず、我神皇の兄君稻飯命が新羅の王なるを聞き之に恭敬の意を表して侵掠を中止し去りたるもののみ又古事記には

出雲のみほの岬にます時に波の穂より天の羅摩の船に乗りて鷲の皮を内剝にはぎて衣服にしてより來る神あり此は神座巢日神の御子少名毘古那神なり

とあつて海を見ること猶ほ陸よりも易く當時の人々の平然遠近となく眼中風波を見ず自由自在に交通せし者あるを想像するので、既に素尊も瀬戸内を経て韓國に渡られ稻飯命亦同様だ猶天日槍の來朝も神代だと云ふ人もある、されば此間に用ゐられた舟は何處で出來たであらうか是が水主揖取は全體誰であつたらう、思ふて此處に到れば我が祖先の勇敢と剛堅とは決して後世の烏もかよはぬ玄海灘に妻子を戀ひ小海峡に鯨魚の難を恐れるが如き卑怯の島國根性でなかつたことが推定せられ我々は斷乎として我が祖先沼田族は神代より韓國と交通せしものと叫ばんと欲するものである。

三、神武天皇東征と沼田族

神武天皇の御東征に當り大田海賊は相當手硬く抵抗し奉つた、其れで天皇も大に膺懲の斧を加へられ、遂に其巢窟までも打毀たれ、其處に暫時滯陣せられ、軍旅を整へられることとなつた、其れが即ち埃宮であるのだ、埃宮は江の宮で海岸の意味であらう、又之を多氣宮と云ふのは後に付けた名前前で、猛るの意で天皇の武勇を賞讃し奉つたものと思ふ、紀元二千六百年に當り此地を傳説地として決定せられたのも適當のことと思ふのである、扱て此時に沼田族はどうであつたかと云ふに或は一部のは抵抗したかも知れぬが、大部分のものは早くも風を聞いて歸順し奉つたものと思ひ、

且つ其様に信じたいのである、此處に初めて我々は必ず皇室に對し奉り、忠順にあらねばならぬと云ふ思想の根柢が植付けられたものと信するのである、其後沼田族は天皇に従屬し奉り、吉備の高島を経て難波に至り、紀伊に至り、陸に上つたものもあらう、又海に留つて海戦に従つたものもあつた、處が皇軍が段々難戦苦闘せられるので稻飯命は到底事の成らざるものと思ひ、去つて朝鮮に向はれた、其れは前章に述べた處だ、命の手足となり護送し奉つたものは誰であらう、神代に素神をお送り申した沼田族は全部と云はぬが一部のものには必ず其中に在つたと想像することも決して無理ではあるまい、今奠都の詔令を記し奉りて記憶を新にせんと思ふ。

自_二我東征_一於_レ茲六年矣。願_二以皇天之威_一。凶徒就戮。雖_二邊土未_レ清餘妖尙梗_一。而中洲之地無_二復風塵_一。宣_レ恢_二廓皇都_一規_レ摹大壯_上。而今運屬_二此屯蒙_一。民心朴素。巢棲穴住。習俗惟常。夫大人立_レ制義必隨_レ時。苟有_レ利_レ民何妨_二聖造_一。且當披_二拂山林_一經_二營宮室_一。而恭臨_二寶位_一以鎮_二元元_一。上則蒼_二乾靈授_レ國之德_一。下則弘_二皇孫養正之心_一。然後兼_二六合_一以開_レ都。掩_二八紘_一而爲_レ宇。不_二亦可_一乎。觀_二彼畝傍山東南極原地_一者。蓋國之塙區乎可_レ治_レ之。

四、新羅の始祖

新羅の第一王赫居世千が稻飯命であると云ふことは果して信すべきであるか否かは稍躊躇せられる處ではあるが朝鮮の古傳に

一六

赫は楊山の麓に剖卵して生る、卵の形瓠に似たり俗に瓠を朴と云ふ」

瓠公と云ふ者もと倭人初め瓠を以て渡海し來り赫の政を輔く故を以て號す」

脱解王あり初め多婆那國肥後玉名郡女娠めるあり大卵を生む卵を以て之を裏み櫃中に入れ海に浮べしに金官國に至り遂に新羅に至りて朴氏の禪を受けて第四王となる。

吉田東伍氏は瓠公脱解の倭人たるにて、赫も亦倭人たりしこと相違なかるべし、なほ其時代を推定するに神武東征の後と思はるれば、彼の皇兄稻飯命の海重國より新羅へ渡らせ玉ふと云ふに思ひあたりていとかしこし

と云つて居る、兎も角新羅の初に倭人と關係ありしは疑はれぬ處だ。

是等の交通に對し沼田族の關係せしは信し得る處で、今沼田に眞良と云ふ地名のあるは、出雲の國引と同じく新羅人を連れ還りて居住せしめた處だ。又安直と云ふのは安直岐の子孫の居つた處だと云ふ人もあるのだ、今滿洲に分村を造ると同じことだ。

懿德天皇十六年(一六六)沼田命西國の叛徒を征すとあるは此間の消息を語るものではあるまいか。

孝靈天皇七十二(四四二)には徐福が來て居る。

崇神天皇十一年異俗多く歸化し國內安寧なり。

同六十五年七月(六二八)には任那、蘇那曷叱智を遣し入朝した。

垂仁天皇三年三月(六三四)新羅王子天日槍歸化す。

同九十年二月(七二一)田道間守を常世國に遣し非時香菓を求めた。

五、神后征韓と沼田族

仲哀天皇七年(八五八)熊襲を討たんとして使を角鹿に遣して皇后に勅して曰く便ち其津より發ちて穴門に逢ひ給へと、六月に天皇豊浦津に泊り給ひ、皇后は發ちて行いて、停田門に到り給ふ、船上に食を取らるゝに海鯽魚多く船の傍に聚る皇后酒を以て瀝がるゝに「たひ」は酔ふて浮ぶ、海人多く其魚を獲て歡んで聖王の賜ふ所の魚なりと云ふ其れよりこのかた六月常に傾浮ふこと酔へるが如しとあるのだ、又糸崎には

神后御船を寄せ給ひ、所の首木梨真人水を献ず、依つて其所を長井浦と云ひ、崎を井戸崎といひ其郡を水調郡と云ふ。

との傳説があるが水調の文字は萬葉に此字が用ゐられてあるから思ひ付いたこと、木梨と云ふのは足利時代に此地が木梨庄に屬したことがあるので其れを非常に古きことと思ひ、傳説に附加したものとされるが、沼田門の話と合せて、此地に御船を寄せられたことは、間違ないことと信ずるのだ、何故なれば沼田には強大なる海賊あり、而も九州朝鮮の海路には熟練して居るのだ、又其一部かる船木の地には楠木の森林があつて、造船術も相當に進歩して居る、それで此地で船を造られ、此地の海賊たちを舟子とし兵士として引卒せられたのだ、之を熊襲征伐にも用ひられ、征韓用ともせられたことは、疑ひもない處だ、即ち征韓は神後の稜威に據ることは申すまでもないが、我が沼田族の威武も亦興つて力あるものと云つて良からう、此年は仲哀天皇九年(八六〇)に當るのだが、海東諸國記には同年に百濟國使を遣し來朝すと書いてある、新羅の朝貢は攝政二年(八六二)よりのことだ、是より日韓往來の頻繁となり佛教文化の隆盛なりしことは云ふまでもないことだ。

六、所謂和寇

征服と云ひ和寇と云ふ、詞異りと雖も其實同一にして彼より之を見れば均しく「倭寇于我」ものなるべく、我等は其來往の頻繁なるを見て、歎爾たるものあるのみである、新羅の初王居世千の六年既

に倭人來寇と云ふ、爾來連續此事あつて、或は史上に載せられ、或は然らざるものあるのみ、若し韓史より是等の記事を拾ひ來らんか、幾百頁を費すも盡きざるべし、我等は只我々民族は上世より萬里の波濤をもとせす、隣國の海岸に近づき、種々の方策を講じ、國威を輝し國益を圖りしものなることを讀者に感知せしむれば満足するものである、我は之を征服と云ひ彼は之を和寇と云ふ其差は紙一重にして實は楯の両面であるのだ、其傳統的民族精神は今や一大發展をなして大東亞戰となつたのである、彼に取つては最古の金石文と云はれたる高句麗長壽二年(一〇七三)に建てられたる、其先代高開王陵碑の文を記して参考に資せんとするものである。

・高句麗廣開土王陵碑

惟昔始祖鄒牟王之創基也。出北夫餘。天帝之子。母河伯女郎。剖卵降出。生子有聖□□□□□□
命駕巡車。南下路由夫餘。奄利大水。王臨津言曰。我是皇天之子。母河伯女郎。鄒牟王爲我連歲
。浮龜應聲即爲連歲浮龜。然後造渡於沸流谷。忽本西城山上而建都焉。不樂□位因遣黃龍來下迎
王。王於忽本東岡。黃龍負昇天。顧命世子儒留王。以道興治大。朱留王紹承基業。□至十七世孫
國岡上廣開土。境平安。好太王二九登祚。号爲永樂太王。恩澤□于皇天。威武□被四海。掃除□
□庶寧其業。國富民殷五穀豐熟。昊天不弔。卅有九晏駕棄國。以甲寅年九月廿九日乙酉。遷就山

陵。於是立碑銘、記勳績以示後世焉。其□日

永樂五年歲在乙未。王以碑麗□□□□。躬率往討巨富山負山至墟水上。破其□部落六七百。當牛馬群羊不可稱數。於是旋駕因過□平道東來。□□力城北盡五備□。遊觀土境田□。而還。百殘新羅舊是屬民。由來朝貢。而倭以辛卯年來渡海破百殘。□□羅以爲臣民。以六年丙申王躬率水軍討利殘國。軍□□首攻取壹八城。白摸廬城□摸廬城幹弓利□□城。開珍城牟廬城彌沙城。□舍葛城阿且城古利□□利城。雜彌城奧利城勾牟城古摸耶羅城。頁□□□□□□而耶羅□□城。

以下之略し其倭寇に關するものを抜けば

- 1 百殘新羅舊是屬民、由來朝貢、而倭以辛卯年(一〇五一)來渡海破百殘□□羅以爲臣民、
 - 2 九年己亥(一〇五九)百殘違誓與倭和通、
 - 3 至新羅城倭滿其中官兵方至倭賊退、
 - 4 □城倭滿、倭潰城六、
 - 5 十四年甲辰□倭不軌侵入帶方界、
 - 6 相遇王幢要截盪刺、倭寇潰敗、斬殺無數、
- 是に由つても此際に於ける和寇活動の狀況推察するに足るものがある。

七、遣新羅使長井浦に泊す

葛葉集卷十五に

遣新羅大判官壬生使主字陀磨水調郡長井浦に泊す

備後國水調郡長井浦船泊之夜作歌 三首

大判官

あをによし奈良の都に行く人もかも草枕旅ゆく舟の泊りつけむに

作者不詳

海原うみはらや八十島かくり來ぬれとも奈良の都は忘れかねつも

歸るかへりさに妹に見せむにわたつみの沖つ白珠しろたまじり拾ひてゆかな

長井浦は尾道では長江といふ沼田川の流水、海流に乗つて尾道の水道を過ぎて山波に至る之に伴うて流沙を送る其海岸に留まる白沙即ち長江だ、故に長江浦なるべきを長井浦と云ふは發音の誤なるべし、其地點を今糸崎の東端に決定せしが如く云ひ傳ふるは全く其眞を得たるものだ當時の遣新羅使又は遣唐使等は船舶不完全の爲に多くは中途に難破し完全に復命するものは寥々たる有様だ故に

神后寄泊の場合と同じく此の地に舟と人とを求めたのだ、多分出發前に命せられて居つたものであらう、是は續日本紀に夏四月遣新羅使阿都朝臣繼麿等朝に拜すとあつて是より出發した時の副使であるのだ、

八、天慶以前の海賊

先づ海賊の史上に見ゆるは天平二年の詔勅で

京及び諸國多く盜賊あり或は人家を捉へて劫掠し或は海中に在つて侵奪し百姓を蠶害すること此より甚しきは莫し

とあるのだ、是は全く是迄海上權を得地方官吏と連絡して居つた海賊に服しない他の強大なる海賊が出来て容易に統制し得ない様になつたことをいふのである、此後は度々此様な記事が史上に現はれ來るのだ、されど是迄には決して海賊が無かつたのでないことは前來述べ來つた處で、今更改めて説明するにも及ぶまい、其記事を一二拾つて見れば

貞觀四年五月廿日山陽南海の海賊を追捕せしむ。

同八年四月十一日南海賊黨群起するを以て國司を誡しむ。

同九年十一月十日南海山陽に令して海賊を追捕せしむ。

元慶五年五月十一日山陰南海二道をして海賊を追捕せしむ。

同五月十三日山城攝津播磨の海賊を追捕す

承平二年十二月十六日備前海賊起るの由を奏す

平安時代藤原氏の專横盛んにして、權力地方に及はぬ爲に、海にも陸にも凶惡のもの出で來り國民を掠奪するものが多くなり、遂に陸は將門海に純友の乱が起るに至つたのだ、妙しき盜賊と云へば陸の強者、海賊といへば海の強者となつたのだ。

九、純友の乱と沼田族

純友と將門は承平二年に叡山に登り東西擧兵を約したと云はれて居る、其實否は固より知る由もないことであるが、事海岸に關係ある時は先づ海賊の好意を得て居るものは勝つことになつて居るから、此の事も強ち皆無とは云へない、當時文弱の朝廷としては一方のみにも相當の脅威であるに、東西同時の謀叛は其狼狽方は實に察するに餘りあることである。

將門は其行動に怪しき處あり承平五年に官符を下して召さしめられた、因つて翌年上京して事由を

具奏して罪を免せられることとなつた、然るに同年八月下総介平良兼事を争ひ將門を襲ひ火を放つた、是が動機となつて兩者の間に戦ふこととなり、十一月に武藏安房等五國をして追捕せしめた、天慶元年には將門常陸權平貞盛を討つた、遂に常陸守藤原維幾を國府に攻めて虜にした、十二月上野國府に赴き印輪を押奪し、自ら新皇と稱するに至つた、天慶二年正月漸く追捕凶賊使を任し、參議藤原忠文を征東大將軍に補した、二月十四日平貞盛藤原秀郷將門の居館を焼き之を誅した、以上にて將門の乱は平定したので一方西國の方は扶桑略記に據れば。

承平六年六月南海賊徒首領藤原純友黨を結び伊豫國日振島に屯聚し、千餘艘を設け官物私財を抄劫し、人命を殺害す、仍て上下往來の人物通せず、勅して從四位下紀朝臣淑人を以て伊豫守に任じ、海賊追捕の事を兼行せしむ、賊徒其寬仁泛愛の状を聞き、二千五百餘人過を悔い刑に就く、魁帥小野氏彥、紀秋茂、津時成等合せて卅餘人手を束ね交名を進め、降つて歸伏せんことを請ふ時に淑人朝臣、皆寬恕を施し、賜ふに衣食を以てし、田疇を班給し、種子を下行し、耕に就き農を敬ふ、民烟漸く靜かに、那國興復す、之を前海賊と号す。

と云ふのだ又本朝世紀に據れば此時純友にも海賊を追捕すべしとの宣旨を下されて懷柔策を取つたので、恐くは淑人は僅かに國司に屬したと思はるゝ高繩城を中心とする河野海賊のみを以て平けたのであらう、併し其平定とは、果してどの程度のものかは想像し得られるのだ、否平定と云ふよりも妥協と云ふ方が適當かも知れないのだ、東西軍記に七月下旬には淑人純友を相伴ふて上洛すとあるをも思ひ合されて、一層意を強うするものがあるのだ、又討つ者が紀淑人で討たるゝものに紀秋茂あつても一奇ではないか。

日振島は豊豫海上宇和郡にあつて、島内能登浦と云ふ所を中心とし、上は佐田、二間津、下は内海外海をかぎり宇和郡内の浦々に多くの舟は充満して居つた、其能登浦は舟の掛り所深さ廿尋乃至卅尋、港口兩山の間貳町五六反、奥へ押込六町あると云ふことだ、(宇和島郡舊記)

純友は一旦淑人に伴はれ上京したが、矢張海賊の方が良かつたと見え、再び前の通り海賊をやつて居つたと思はる、天慶二年十二月廿三日には官符を攝津、丹波、但馬、播磨、備前、備中、備後の七國に下して純友を召進めしめた。

同月廿六日純友の士卒、攝津須岐驛に於て、備前介藤原子高、播磨介島田惟幹等を虜にした、扶桑略記には次の様に云つて居る。

伊豫權藤原純友、彼國に居住し、海賊の首となる、唯受くる所の性、狼戾を宗となし、禮法に拘はらず、多く人衆を率ひ、常に南海山陽等の國に行き、濫吹を事となす、暴惡の類彼の威猛きを

聞き、追従稍多し、官物を押取し、官舎を焼亡し、之を以て其朝暮の勤となす、遂に將門謀反の由を聞き、亦乱逆を企て、漸く道に上らんと擬す、此頃東西二京連夜火を放ち男は夜を屋上に送り、女は水を庭中に運ぶ、純友の士卒、京洛に交り致す所なり、是に於て備前介藤原高其事を風聞し、其旨を奏するが爲めに、天慶二年十二月下旬妻子を相具し陸より道に上る、純友之を聞き將に子高を害せんとし、郎等文元等をして、攝津國菟原郡須岐驛に追及し、同廿六日壬戌寅刻純友郎等ら矢を放つこと雨の如し、遂に子高を獲、即ち耳を截り鼻を割き、妻を奪ひ將に去らんとす、子息等賊の爲に殺され畢ぬ、公衆大に驚く。

日本紀略には

又播磨介島田惟幹朝臣件の兵の爲に虜掠せらる。

本朝世紀には

備前介藤子高、入京の間攝津葦屋驛家邊に前伊豫棟純友士卒追ひ來る。

事東西に起り、實に天下の大變なのだ、花鳥風月、享樂にのみ耽りし公卿達の驚きは、思ふだに慘憺たるものがあるのだ、思ふに純友は既に伊豫一圓の海賊を手に入れ、備中を従へ備前に入り、釜島に城を構へ、播磨に到らんとして居るのだ、それにて備前播磨の介達は害の身に及ばんことを恐れ

て逃亡したのだ、之を探知した部下等は、直に追及して俄に陸賊となつた譯だ、之を見ても其猖獗は如何に激烈に言語に絶するものがあつたのである、

其處で朝廷では、同月廿九日國々の關を固め、警固を嚴にし、翌三年正月元日に東海、東山、山陽道の追捕使を補し、山陽道へは正五位下小野好古を命し、尋いで追捕凶賊使を兼ねしめた、そして十六日には愈出發したのだ、然るに事情あつて恐らくは追捕の見込がなかつたのか貞信公記には好古の暫く向前せざるべきの事を定むとあるのだ、

同二十日には西國兵船、備中を侵すにより五所に祈禱せしめた、其他祈禱修法等は度々あるが省くことにする、是は勿論純友の部下だ。

同廿五日には、遠江伊豆等の諸國、凶賊濫行の狀を奏した。

此時に當り朝廷では純友討伐の成算がなかつたものと見ら再び懐柔策を取つた。

正月卅日に純友を従五位下に叙することに決し

二月三日嵯淵有相之を持つて下つた

三月二日純友の申悅狀を持返つた

併し其効果は如何であつたか、其進行を列挙して見よう。

二月五日淡路へ賊徒襲來

同廿二日小野好古から、純友の海路東京せんとすることを奏した。

同廿六日橋定平を軍監とし内堅頭義友を備後警固使とした。

三月四日追捕南海凶賊使を補した。

四月十日山陽道凶賊發起の疑あることを奏した。

六月十八日公卿等に純友の士卒追捕のことを定めしめた。

朝廷遂に巡踏踏すべき策もなき状態の内に賊徒愈猖獗を極め、天慶三年八月十八日には賊船四百餘艘、比帆して先づ伊豫を虜掠し讃岐に來り國司等彼と戦ひ大に破られ、矢に中り死するもの數百人介藤原國風は軍敗れ、警固使坂上敏基を招き、竊に逃れて阿波國に向ふ、純友國府に入り、火を放ちて焼亡し、公私の財物を取る、介國風は更に淡路國に向つて、具狀に注して飛驒言上した、其れから二ヶ月を経て武勇人を招集して讃岐國に歸つて、官軍の到來を待つて居る、純友は猶ほ進んで備前備後國の兵船百餘艘を焼いた。
猶ほ朝廷では

八月二十日石清水等十二社に奉幣して南海凶賊藤原文元等の討滅を祈る。

同二十二日近江の兵士を徵發して阿波の賊徒を討伐せしむ。

同二十七日右近衛少將小野好古を更に追捕山陽南海兩道凶賊使に補し、宇治淀山崎の警固使を定め、諸國の兵士を徵發した。

九月二日重て諸國の兵士を徵發す。

是日讃岐國賊徒紀文度を捕へて之を進めた、是か最初の勝報だ。

十月二十二日、安藝周防の兩國から、大宰府の追捕使等の兵が賊徒に破られたことを奏した。

十一月七日周防國、賊徒に鑄鏡司を焼かれたことを報じた。

十二月十九日土佐國から八多郡海賊の爲に焼き亡され、合戦して彼我共に矢に當り死者多くあつたと奏した。

天慶四年正月二十一日伊豫國前山城椽藤原三辰の頸を進めた、海賊中暴惡なるもので、讃岐の乱は彼から始まつたのだ、是でも官賊、紙一枚の差であることが知られるのだ。

二月九日讃岐國から兵庫允、宮道忠用、藤原恒利伊豫に赴きて海賊を討つゝの狀を奏した。
扶桑略記に據れば

三年八月廿七日、右近衛少將小野好古を以て長官となし、源經基次官、右衛門尉藤原慶幸を判官とし、左衛門志、大藏春實を主典となし、播磨讃岐二國に向ふ、二百餘艘の船を造り、賊地伊豫國を指して艦向す、是に於て純友儲くる處の船千五百艘と號す、官使未だ到らざるの以前、純友の次將藤原恒利賊陣を脱し竊に逃れ來り、介藤原國風の處に著く二月九日件の恒利は能く賊徒の宿處、隱家井に海陸兩道通塞の案内を知る者なり、仍て國風置いて指南となし、勇悍の者を副へて賊を撃たしむ、大に破れて散すること葉の海上に浮ぶが如く、且つは陸路を防ぎ其便道を絶つ且つは海上を追うで其泊處を認む、風波難に遭ひ共に賊の向處を失ふ。

後村上氏の部下に官地なるものがある蓋し官道忠用の後といふのであらう、此様に變轉極まりなきを見れば官即賊、賊即官とも云ひたいのである。

是處に至りて純友は瀬戸内海には居なくなりて、百箇日を経て突然五月十九日に至り、太宰府に現はれたのであるが、扶桑略記にも此間の記事を缺いて只「相求之間」の四字を以て續けて居るのだ、此間は純友の動靜が更に分らぬと云ふも間拔けた話なり、且千五百艘の大集團流石猖獗を極めた大集團が、姿も見せず消失せたとは、仮令次將恒利が寢返り討つたにせよ、そう易々退治し得られるものだらうか、此處に問題になるものは沼田樂音寺の縁起と前大平記だ、吾人は茲に此兩文献につ

き検討を試みんとするものである、先づ其概念から述べて見よう。

前大平記には

又西國へは、左衛門佐藤原倫實を大將として、五畿内の勢五千餘騎に、紀伊淡路の船軍に馴れたる兵千五百餘騎を相向けらる。

是が天慶三年正月の事である。

倫實は二月十九日に釜島の城に押寄せた、容易に陥つべしとも見えず、一應各地に散屯して時を待つ。

二月廿九日再び攻め寄せたが、敗戦となつて讃岐路へ引いた。

阿波介國風のみ官軍に屬して、三千餘騎で高松に居る純友之を攻め來る、倫實國風と力を合せ之に向ふ、遂に純友の負けとなり備前に歸つた。

其上に安藝に行つた純行も、伊豫に向つた純乗も共に敗戦となり、引返して來たのだ。

是て純友は瀬戸内海の勢力を失ひ海賊は俄に山賊と變り、陸上生活となつた、利益あれば直に集まり、利益なければ俄に散り去る、海賊の本態を現はしたものと云へるだらう。

是から純友は四月朔日に備中守義直の鳥嶽城を攻取り次に兵庫介經時の籠りたる安藝國多治比の城

を攻め、四月十日周防國に越れた、十二日に右田にある淺倉城に秦周防介頼朝を攻めしが容易に取れず、一族一兩人を残し、五千餘人を付け置き、廿三日長門國に越した。

樋田城主浦上大内介康俊の留守に乘して之を取り太宰府に入つたのが五月十日と云ふことだ、以上で時日も相違して居る点もあり、多少軍書化して居るには違ひないが、扶桑略記に缺けて居る所を補ひ得るものではあるまいか、中にも安藝國を通過する際に、態々山間の六ヶ數處を通つたと云ふ事は、注意すべきことと思ふ。

太宰府以後の純友の行動は普通世に知られた所と大差が無いから此邊で筆を擱き本文に返ることとする。

沼田樂音寺の縁起を検する前に河野系圖にある左の一項を示して置かう

第三十代の好方と云ふ人は朱雀天皇の天慶年中、東に將門、西に純友の謀叛の時に部下奴田新藤次忠勝を遣し、純友の首を取つて王城に献つた。

是で此時既に、沼田族との間には、相當親密の關係が、結ばれて居つたと云ふことが知られるのだ樂音寺縁起は次の解説を附せられて居る

天慶の乱、安藝國流入藤原倫實、朱雀天皇の勅を蒙り、備前釜島に純友を討ち、一度敗れ、樂師

の靈驗に依り身命を助かり、後火船の計に據り之を誅することを得た、御感あつて左馬亮に任せられ、安藝國沼田七郷を賜つたが、その宿願を遂げんが爲、一字を建立し、丈六の佛像を安置したと云ふ、本寺の濫觴を語るものであるが、此説は扶桑略記に載する純友追討記にも所見なく前太平記に至つて始めて現はれる所である、しかし本圖卷は鎌倉末期を下らざる原圖を狩野安信臨寫したものであるから、其所傳の中世にあることはや、信じ得べく、弘安十一年四月十二日關東下知狀案に天慶年中本下司所建とあることは之を傍證するものと言得よう。

右は紀元二千六百年奉祝展覽會寫真帖の解説だ、さて縁起は漢文にて認められたもので、讀者には稍迷惑には思ふが、原文の儘に載せることとする。

安藝國沼田李子羽郷内樂音寺縁起

右當寺者。蒙朱雀院詔。支度司所建精舍也。扇毘首羯摩風。稽文繪所造靈像也。就中尋最初草味。訪建立濫觴。中比有承平將門。天慶純友云者。奢心勝項羽項庄。武思越張良樊會。依之將門與純友。令一志同意。欲傾城亂國。然間將門詭領東國。抑留國々年貢。純友詭領西國。抑留國々年貢。純友備前國內釜島。構城郭艦兵船。橫抑留四國九國年貢。專斷絕七坊九禁糧食。爰自仙洞被降綸旨。朱雀院。令誅朝敵。爲靜逆徒。尋大將軍覓勇士輩。爾時有公卿僉議天。奏云近比被配流安藝國。有藤

原倫實云者。武相同漢朝高祖。奢不異本朝田邑。被仰下彼流人。可令誅此凶徒云々。爰以叡慮任天奏之旨。忽降勅宣召上倫實。禦朝敵靜逆徒之由仰着之。倫實蒙勅宣之上不能固辭言申。賜數萬騎官兵。發向純友城墾釜島。純友與倫實相互不惜命合戰。諸兵無變面相闕。純友方闕載勝。倫實方被打落畢。或被切落海中。或被殺害舟底。雖然倫實被打漏將存命。倫實擒死人腹臙。置自身腹上。于是飛攢鷓鴣。翺着鷓鴣。抓裂彼肉。擊啄眼睛。倫實少令動搖。鷓鴣即飛散。純友見之疑有生者。仰着郎徒。舟中死人于一々可刺留云々。郎從隨命以手銚于一々令刺留。倫實始自現服年至于蒙勅日。造一寸二分藥師像。籠髮中。憑十二本願致信敬。然倫實流淚屠肝擬專心發願云。我始自年十三。至于齡三十二。日夜所仰藥師本願。朝暮所特醫王効驗。不誤本願令助我命。若如所願建立一字伽藍。安置髮中靈像云々。然間祈念緊成感應忽呈。當應刺倫實之時。自海中俄指出龜頸。軍兵見之各々咽眼面々哈笑。自然刺餘倫實畢。倫實入夜入闇。捐掉降櫓。忍着陸地。遂入洛經奏問言。令誅純友勢不及倫實力。被仰付余虎賁令誅彼朝敵云々。天氣云。純友何赫氣力哉。倫實奏云。非人倫如鬼神。天氣云如鬼神以佛力可闕云々。于茲倫實彌髮中像致信心。(依勅故當寺号一院御願所)重勅命之上不能固辭言。賜勅當面。卜淀河津河尻濱。點大船小船。領和泉國河內國。摧兆民黎民。領攝津國播磨國。駐役夫人夫。點領小屋野印南野。刈積茅荳荻薄。運載千艘萬艘。相待順風猛風。着火於舟中草

廻梃於釜島方。然間順風之急。千船萬船白浪追風之熾。千燈萬燈赤炎。自陸地率千軍率萬軍。烈鑣並蹄。簇百矢簇千笑。傾甲振冑。依之純友城墾釜島。自海上之吹懸火。如春乾野炎。自陸地之發懸箭。似夏黑雲雨。然間純友軍兵等。漏火者不通箭。漏箭者不通火。不漏一人悉誅殺畢。(于舟積柴薄等着火順風事。倫實上洛時備前國渡河之時或神明變人教之云々)倫實取純友頸令獻上仙洞。忽及叡覽即有御感。倫實被行勸賞。任左馬允之上賜沼田七鄉。倫實爲果遂釜島宿願。故令建立一堂於當寺。擬安置髮像於其中。一寸二分像少。故令造丈六像大。所奉籠彼中本尊是也。所謂藥師如來丈六像一躰。日月光二菩薩像。多聞持國等八天像。金剛力士二天像也。

狩野右京安信筆

前太平記が何に據りたるかは不明なれども、徳川中期以前のものたるは其圖會を造つたのは、享和三年なるに依つて之を知られるのだ、其縁起と同系のものに非ざることは一見して明なる所だ、倫實の出自も亦不明ではあるが、全然虚構の人とは思はれず、安藝流謫の人といへば遠流に處せられた人で、既に沼田族とは默契のあつた人と思はれる、同時に奴田新藤太忠勝の沼田族の一人なるは云ふまでもなく、是兩人が共に純友を討伐して共に純友の首を朝廷に獻したも妙なれども、倫實に官兵があつたとしても海賊船の何れかに據らねば、海賊討伐は出來ず、全く沼田族に據つたことも

想像し得る處に、以上を綜合して考ふる時は、純友は伊豫一國の海賊を兼合したが、獨り河野族だけは元來の國守方であるので、微力ではあるが、純友に一味はしなかつた、夫れで以前から否かは分らぬが沼田族と手を繋いで居つた、此時純友は河野族には目もくれず、備前に上り地方の海賊を手に入れた、それで河野族沼田族は同一の行動を取ることになつて、一緒であつたか、箇々であつたかは分らぬが、所々で海戰の結果は遂に純友を打のめして、内海から追出すに至つたものである、是で始めて瀬戸内海は元の平和海となつた譯で倫實は沼田七郷を領することとなり、樂音寺は彼の建立と見ても差支ないこととなる、兎に角其築造も今猶古風の處があり樂師堂内本尊前の柱の法隆寺と同じく中太の所謂エンターシスであることも其昔を語つて居るものではあるまいか、要するに沼田族が官兵側となつて純友退治の全體でないとしても相當の功績のあつたことは認められるのである、右縁起の和臭を除き改作した天正十三年四月周仁施入と云ふ者も保存されて居る。猶同寺に本願縁起と稱するものがある、其れに據れば當寺の開基は内供奉、十禪師寬延、字は中監文徳天皇の後胤從三位中納言常時の八男で安和元年四月十二日寂とあり、十禪師は天慶六年に延曆寺大日院を建られた時設けられたもので其十禪師の一人であるのだ、十三代勝圓、藤原基房三男修驗の功あり賞として彌理庄内三千貫を賜ふ、十四代祐圓は平忠盛の六男で、重盛伽藍を再建し、出

雲字實庄七千貫を寄附したとあるので、其の眞偽は兎も角として藤原家平家へ或る關係を持つたことは窺はれるのである、斯くて此地は中央との交通も頻繁となり、延喜時代僅々廣表數里の地域内に所謂沼田七郷があり如何に人口の稠密して居つたか、窺知せられるのである。

十、源平戦争と沼田族

純友以後は餘り多くの海賊問題は起らなかつた様だ、次に源平戦争に付いて検討せんと思ふ、其前に平家の動靜を見るの必要があるのだ、平家が西海に關心を持つやうになつたのは勿論源氏が東國に勢力を扶殖して居るに對しての反動もあつたことと思ふが先づ嘉承二年源義親が出雲に濫行し平正盛が追討を命せられ翌年之を誅したのに始まるのだ。

平家が進展して行く次第を纏めて見よう

元永二年五月六日京中強盜横行す備前守平正盛をして逮捕せしむ

保安四年七月十八日延曆寺僧徒日吉神興を奉して將に京師に入らんとす越前守平忠盛等をして之を擊退せしむ

大治四年四月備前守平忠盛をして山陽南海兩道の海賊を追捕せしむ

長承元年三月十三日得長壽院落慶供養備前守平忠盛に内昇殿を聽す

長承二年八月十三日宋商船來る平忠盛院宣と稱して其貨を收む

保延元年八月十九日平忠盛捕ふる所の海賊を検非違使に渡す其賞として子清盛を從四位下に叙す

保延三年正月三十日中務太輔平清盛に肥後守を兼ねしむ

保延五年三月廿六日上皇美作守平忠盛等を宇治淀に遣し興福寺僧徒の入京を防がしめ給ふ

久安二年二月一日平清盛を正四位下に叙し翌日安藝守に任す

久安三年六月廿八日延曆寺僧徒神輿を奉して京に入り忠盛父子を訴へ流刑に處せられんことを請

ふ三十日攝政群卿を召し父子の罪を議せしむ七月八日明法道に清盛の罪狀を勘申せしめ八月五日

贖銅官符請印

長寛二年十二月十七日平清盛の勅命により造營せし蓮華王院成り是日を以て上皇行幸供養し給ふ

重盛を正三位に叙す

仁安二年正月廿八日平重盛を從二位に平頼盛を正三位に叙す

同二月十一日内大臣清盛を大政大臣に任す從一位に叙し隨身兵仗を賜ひ輦車を聽す

是に據つて見るに正盛は出雲に行き忠盛は二回までも西國の海賊退治をやつて居る忠盛清盛共に可

なり横着な處のあつた人で海賊を退治しては部下のものを捕へて差出したと云ふ事もあり此間相當に妥協も盟約も出来て居るので、之を樂音寺の本願緣起に十四代祐圓は忠盛六男で小松内府伽藍を再修し出雲宇賀庄を寄せたと云ふことが全然無稽のことでないと思はれ其先代勝圓が彌理庄を領したと云ふことも清盛が安藝守となり大田海賊と手をにぎつての爲と思へは首肯せられるではないか其上に清盛が蓮華王院を造營し沼田庄が蓮華王院領であることを思合せば沼田族と平家との關係は一朝一夕のものでないことが推定せられるであらう。

清盛は前々より沼田族とは黙契あり、安藝守となつてより大田族を手に入れ海賊の尊信する嚴島の信仰となり社殿の改修、莊殿の美に心膽を盡し、法皇主上の参拜となり、位人臣を極め驕奢到らざる處なかりしが、清盛世を去つては、槿花一朝の榮と化し壽永二年七月には、宗盛は天皇及び神器を擁し奉り、西海へ趨ることとなつた、之が水主となり楫取となり九州にまで送り奉つたものは誰であらう沼田大田兩族の其内にあつたことは云ふまでもない、否な是が無かつたならば九州はおろか、中國までも下れなかつたであらう、夫より再び長門に取つて返し屋島にまで漂はれるも皆同様で手となり足となり御供をしたのである、是れから壽永二年閏十月一日水島の戦となつた。

平家の輩は、舟軍自在を得たりければ、乱れ入つて散々に切る、面を向くるものはすくなし、船

端に近く者をは、取つて海に入れ、底にある者をは、甲の袖をふまへて頸をかぐ。如何にも多年海戦に馴れた者の働き振り評し得て餘りありと云ふべきだ。只源平兩氏の争に於て一時とは云へ奴田太郎が源氏へ心に向け平家方即ち朝廷へ背き奉つたことだけが遺憾である、源平盛衰記に據れば

河野四郎(通信)此事を聞き安藝國奴田太郎は源氏に志あり、一に成りて軍せんと思ひて、奴田尻へ渡りけるが、今日は備後の箕島へ懸つて、翌日は箕島を漕出て、奴田尻に著く、能登守之を聞き、奴田城に推寄せて一日一夜攻め戦ふ、奴田太郎矢種射盡して叶はじとや思ひけん、鎧を脱き弓を外して降人に参りけり、河野は郎等皆討たれて、主従七騎になり細繩手を濱へ向けて落ちけるを、能登守の郎等に平八爲員たしかと云ふ者、引詰めく射ける矢に、六騎射落されて、二人は即ち死す、四人は半死半生なり、河野は口惜しき事なり、敵一人に六騎まで射殺されて我一人生きたらば何の甲斐かは有るべきと思ひ切つて太刀を額にあて、手負の上を飛越々く打懸る、平八爲員を打取つて落ちけるが、手負四人が内に讃岐七郎爲兼と云ひける郎等は、命に替つて不便の者なれば、引起し肩に懸けて、小舟に乗せ伊豫の國へぞ渡りにける能登守は河野をば打漏したれ共大將軍奴田太郎を擣つて福原も覺束なしとて歸られけり

此事を本願縁起には

後數年平家傾覆。沼田治郎通志源氏。欲立二功以爲賞。率家兵二攻當山。祐圓與徒衆共出禦之不利。壽永元年壬寅五月。敵登山上舉火。客殿厨屋寶庫等盡灰燼。祐圓遁去。文治元年乙巳三月廿四日没西海。

時日間違等はあるやうだか事實は間違がないことである、併し眞の一時の事であり且つ太郎と云ひ次郎と云ふは兄弟の意よりも一部の大將を指して唱へる名稱の様に思はれて、長門に行きしものは五郎と云ふを見れば他の部將等は猶平家方であつたことを知られるのだ。

さて戦は播磨の室山や一谷と進み屋島の戦となる此時も

平家は讃岐の屋島に有りながら、山陽道を打磨かして、左馬頭行盛を大將軍として飛驒守景家以下の侍を相具して二千餘艘にて備前國兒島に就く

とあるので沼田族が此内にあることは云ふまでもないことだ。

又長門にある土肥實平から義經へ申送つた状には

前平中納言知盛卿既に文字關に攻入り、安藝周防以下皆平氏に従ふ、其勢甚た多し、兵船は百餘艘を以て毎度に襲ひ來る、船中には大楯を組みて其身を顯さず、陸地より馳向ふ時は、矢間を開

けて馬の腹を射る、乗る人馬より落つる時は、歩兵の輩數百人、舟より降りて打取る間、度々の合戦に官兵(源氏軍)皆敗れ畢んぬ。

後の沼田庄地頭土肥次郎實平は此時より海賊達の海戦振に舌を捲いて居つたのだ。斯くて屋島に負けた平家は山陽道に沿ふて長門に下り、義経は四國方の海賊に據つて下り、戦鬪の結果は平家の敗北となり、源氏は北條となり河野族大勢力を得、大三島、瀬戸田、因島、向島其他備後の島々三原灣前の鷺島に至るまで其配下となり、平家方の人々は波多、後山、沼隈等へ上陸して山中に隠れたのだ、是が所謂平家の隠家と云ふのである。

今一つ沼田族が長門の戦争に参加した證據となるものを上げて置かう、夫は

安藝都宇竹原并生口島莊官罪科注進狀

といふので、貞應二年に安藝の巡檢使、平の三郎兵衛尉盛綱が國府へ下つて、承久の役に朝廷方となつたものを取調へて、承服の受印をさしたが、都宇竹原の文章生盛安親子は、既に庄内を脱走して居らず、沼田の五郎も鎌倉から脱まれるので伊豫へ落ちて行つたのだ。都宇竹原并に生口島の公文下司等は平家の御時には沼田の五郎に付し毛字關に於て合戦し畢はんぬ。次に去々年(承久二年)御合戦の時は各上洛を企つ、然れば則ち二箇度の罪科淺からざる者な

り。其上都宇竹原の領家中賀茂禰宜資總は合戦の咎により關東に召され即ち人に預けられ畢はんぬ。又生口島の領家冷泉中納言殿教成は宇治に向はしむ云々、然る間此子細を申すに依り、勳功として彼所等を預け畢はんぬ。後の爲め件の沙汰人等を召尋ねらるべきか、且去々年御合戦の時上洛を企つる輩の交名等

都宇竹原公文等

文章生 盛安 (但庄を脱脱)

同子息 是盛

源 六守家 (花押)

生口島公文下司等

東權守 盛經 (花押)

西權守 貞兼 (花押)

六郎新大夫 則弘 (花押)

是で沼田一圓を沼田五郎が率ゐて行き都宇竹原生口島の領家庄官等全部が長門合戦に参加したことが知られ、其上に北條家の壓迫強大なるにも拘はらず、猶

承久役には、朝廷方として上洛したことが知られる、獨り生口の領家冷泉教成が、關東方として宇治に向つたと云ふので、其實として生口島を預けて置くに云ふのだ。

要するに我が沼田族は源平戦争にも承久の役にも共に朝廷方として忠勤したことが知られるのだ猶餘談に亘るが、北條家の勢力の此地方に及んで居つた證據に、鷺島の割石地蔵に、殺生禁斷の命令が刻まれてあるのを記して置く。

東西南北各於一町盡未來際殺生禁斷

現在未來人天衆

吾今慇懃付囑汝

以大神通方便度

勿令墮在諸惡趣

釋尊圓寂二千二百五十一歲

于時正安二庚子歲九月日

大願主散位平朝臣茂盛

幹縁道俗都合七十四人

佛師念心

(史料綜覽參照)

十一、三原灣

三原灣は沼田の出入口だ、應神天皇二十二年三月、妃エヒメ媛吉備に還りて、兩親を省せんことを請ふ天皇之を聽して、淡路御原の海人八十人を喚びて水手となし、吉備に送らせ給ふ、九月天皇淡路島に狩りし給ひ轉して吉備に幸して小豆島に遊び、又葉田葦守の宮に移らせられ、妃の父御友別行宮に伺ひ、天皇之を喜びて、吉備國を割きて其子等に別ち與へられたと云ふのだ、是は只の遊覽的行幸と見るべきであらうか、吾人は中國經營の爲として見たいのである、其關係の地名を見るに葦守下道、上道、は今の備中にあれども香屋、三野、織部オリベは備後にあるのだ、波玖ハク藝は疑問の土地だ、それはさておき今論せんとするものは御原ミハラの地名だ、此頃南洋が共榮圈に入つたに付いて「はら」は「はる」と同じく都の意味で田原坂、前原、三原も同じだといふ説明を聞いて、吾人多年の疑團を氷解したのである、御原の御は其儘敬語で御都ミミヤコの意味で、高貴の方の居られる所だ、今之を天皇の此度の行動を經營として見れば、母神功皇后は瀬戸内の海賊を率ゐて朝鮮を征服せられた、隨て朝廷方となつて忠勤を抽んずる海賊は澤山ある、殊に淡路は神代からの關係で離るべからざるの忠勤神だ、そして兄媛は神后にも劣らぬ烈婦だ、そこで先づ淡路の海賊に送らせて、神後の關係ある沼田に來つて交渉せられて此處に默契が成立したので、天皇は淡路から小豆島に渡られ、兄媛は沼田族を率ゐて東行せられた、兒島族等を手に入れ始めて共に陸地を經營せられた、事終りて兄媛は猶沼

田に駐まられ其所を淡路と同じく三原即ち都と云つたのではあるまいか、併し都と云つても主として海岸で、云は、海賊の首長の居る所と云ふ位の意味に解した方が當る様だ、東京にも三原橋があり、九州地方にも一二あるのだ、今一つは現今徳島の盆躍と三原のそれとは共に漁民から起つて同一の動作をするのも何かを語るものではあるまいか、近時和名鈔にある柞原(美波良)を殊更「くはら」と讀んで栗原に充てやうとする人もあるが、是は勿論此地方海岸一體に森林地帯であつて、柞原、栗原、杉原と云ふ風に云はれて居つた、其處に兄媛が生まれたので柞原(くはら)の御原(柞原の都の意)と云つた、處が餘り煩はしいので單に「みはら」と云つても紛れぬやうになつた、けれども書記するには猶柞原と書いて居つたので其儘「みはら」と讀むことになつた、其が平安時代には和名鈔に載せられた譯なのだ、「春日のかすが」や「飛ぶ鳥のあすか」と同一の變遷だそれは丁度其名の表はした地點は海岸にあるの後に三原城が海灣の眞中に出来、同じく海上に市街が出来て之を三原と稱したので在來の地をば三原東の村三原西の村と命名した、それが後には三原を省いて單に東野村西野村と云ふ様になつたも亦同一だ、猶此地方は森林地帯であつて柞原(くぬ木)が又はは、そぎ)栗原杉原とあつて、杉原は海岸まで出て居つて此處にも八幡神を祀り尾道中心の海賊が尊信した、沼田族は龍王山上に八幡神を祀つて居り、是と同様に大田族も松崎に八幡神を祀つた、此れ等が共に貞觀年

間石清水が祀られて以來別宮とせられた即ち御調別宮、松崎別宮、梶原別宮と云つたのだ、處が梶原別宮は餘程後れて設けられ、松崎別宮は嚴島が盛になつてから忘れられたのだ。

十二、御調別宮―和氣法均尼―八幡船

牽強附會と云へは、牽強附會、ユジツケといへばそれまでの者なれども、爰に今一つ想像を逞しくして見たいものがある、近時八幡船(はつぱんせん)に就いて異説を唱へる人もあるが、我々は矢張八幡大菩薩の旗を、建て、居つたからの事と信するものである、然らば其始は何時頃であつたらうか、其事を始めたものは何所であつたらうか、河野十八黨は大三島があり、大田族には嚴島がある、讃岐には琴平がある、九州には宇佐もあり、大隅もあり、箱崎もあるから、夫から始まつたと簡単に片付ければ夫迄だが、我々は瀬戸内海の人々が、そう人真似ばかりするとは考へたくないのだ、何ぜなれば沼田の地には、神后が御船を寄せられ、應神天皇は兄妃を送られた、兄妃は伊豫海賊にまでも交渉に行かれて、其名兄媛(愛媛)が残つて居るのである、然れば兄媛は實に烈婦とも傑女とも申し奉るべき、神后の「よきよめ女」として最も適當の方であつたのだ、其兄媛の居られた此地に八幡神を祭つたが、四方の山々は、皆彼等の見張所で、日々の活動地帯だ、自分等が海外征服の神として崇め、

航海安全を祈つて居る八幡神を、地上に祭るは丁度日々足蹴にかけて居るのも同様だ、それで此地方で一番高い龍王山に奉祀したのだ、其時に御神跡として祀つたのが、例のクリス型の銅鉢なのだ、是が他に多く見ない程大なるもの、完全なものである所以だ、其出土地に就いては知る處がないが中國地方にて殊に縣下にては安佐郡福木村、龜山村、御調郡下川邊村に出土したと云へば或は沼田邊から出土したかも知れぬ、しかし出土したと云ふ事は未だ聞かず、同神社でも九州から飛んで来て、落ちた處を鉢が嶺と云つて居るので、出土地は九州として置くが無難であらう、かくて沼田族の人々が、日夜信仰し崇敬した八幡神が、段々に廣大になり、官寺が出来て、道明寺と云ひ、奥院として虚空蔵まで建てられた、其前かも知れぬが、右の關係から此地方で藤原百川の封戸地が置かれた、時恰も道鏡の變が起つて、清麿は大隅の正八幡の領内、法均尼は此地に流謫せられることとなり、沼田族に迎へられて、其信仰する八幡神の宮寺道明寺に住むこととなつたのだ、忠君の權化とも云ふべき法均尼を迎へて、沼田族は一層朝廷との關係は親密となり、法均尼姉弟の交通は沼田族が務めたので、極めて自由であつた、若し沼田族が無かつたならば假令百川の擁護があつても、姉弟は殺されて居つたかも知れぬのだ、是れ程に尊信して居ることだから、其船に八幡大菩薩の旗を建て、其大菩薩の嘗て征服せられた地に行くのは當然過ぐる程の事である、後に八幡神の末社即ち

御許神のある地に佛通寺の建てられたのも亦首肯出来るのではあるまいか、故に前からも此旗印は建てられてあつたではあらうが、主として多くの海賊船が建てる様になつたのは足利の初め頃澤山朝鮮支那に行く様になつてからの事と想定するのだ、猶御調八幡神社には孝謙天皇勅願一切經、(正倉院聖語藏)及び紀朝臣多繼發願經大槩若(唐招提寺藏)と同一の跋文のあるものか收められて居るのも尤のことと思はれるのである。

十三、佐伯部

以上で、大略平安時代を述べ終つたこととなるのだが、猶其他のことを取纏めて述へることとする先づ佐伯部、景行天皇五十一年に曰く。

神宮に献れる所の蝦夷等晝夜喧嘩して出入禮なく、時に倭命の曰く是蝦夷等神宮に近就くべからずと、則ち朝廷に進上げ給ふ、仍て御諸の山の傍に置く、未だ幾時も經ずして悉く神山の樹を伐り、隣りに叫び呼ばひて、人民を脅かす、天皇之を聞きて群卿に詔し給ふ、かの神山の傍に置くも蝦夷は、是れ本より獸心あつて、中國に住ましめ難し、故に其の願ひのまゝに、邦畿の外に斑たしめよと、是今の播磨讃岐伊勢安藝阿波など凡て五國佐伯部の祖なり。

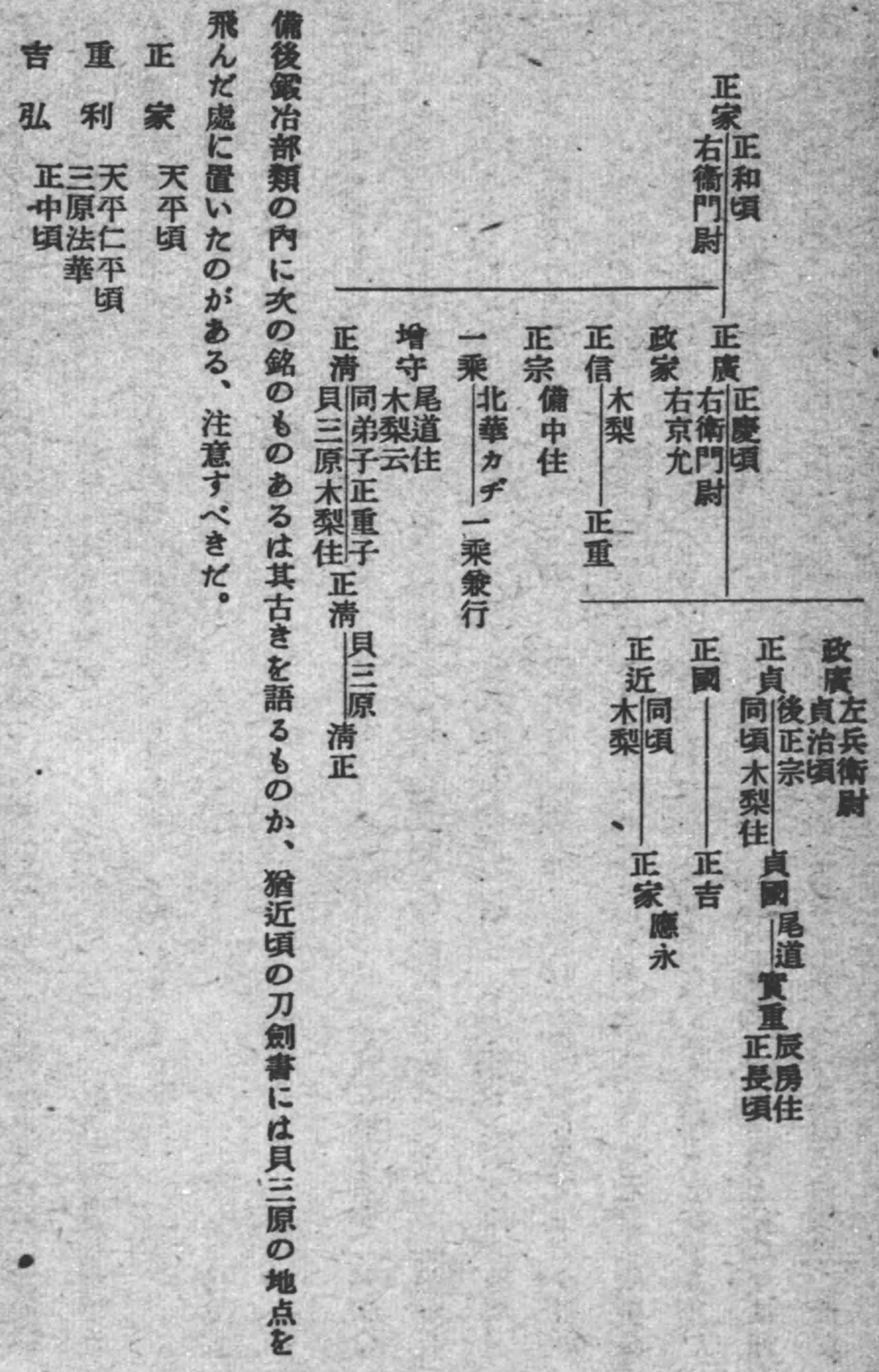
是に由つて困り者、持餘し者の佐伯部を安藝に置かれなことは明かだが、直に之を沼田に置かれたとは云はれぬ、或は佐伯郡であつたのだらう、次に仁徳天皇卅八年には、天皇は皇后と菟餓野の鹿の音を聞いて楽しんで居られたが、俄に聞えなくなつた、其翌日に猪名の縣の佐伯部が鹿を獻して來て、菟餓野で獲たと云ふ、天皇は假令朕が心を知らずして獲つたとは云へ、甚だ恨みに思ふ、故に佐伯部は皇居に近づけたくないと詔せられて、有司に命じて安藝の淳田に移された、是が淳田の佐伯部の祖であるといふのだ、佐伯は「さへぐ」から云ふ名で厄介者であるから之を統御するには相當の力のあるものでなくてはならぬ、それで大田族の居る佐伯郡の地や、此の沼田に置かれたものと思ふ、桓武天皇延暦二年には右京人佐伯三國等に、姓佐伯沼田連を賜ひ、同十五年には沼田郡から采女佐伯直那賀またひの女を獻して居る。

十四、沼田の造船

推古天皇廿六年に河邊臣かみを安藝國に遣はして船を造らされた、河邊臣は山に入り好材を得て之を伐らんとした、人あり霹靂木なり伐るべからすと云つた、臣は其れ雷神といへども、豈に皇命に逆はんやと、多くの幣帛を供へ、夫を發して之を伐らんとした、處が大雨來り雷電鳴り響いた、臣は劍を按して人夫を犯すなかれ、將に我身を傷けよと云つて、遂に其功を竣つた、今舟木の地に霹靂神社と云つて祀つてあるのだ、其前後共度々安藝國に造船を命せられて居るが、其大部分は此地で造られたものと思ふのだ、舟木の名の起つたのも是が爲である。

十五、三原の刀鍛冶

海賊に最も必要なものは武器である刀劍だ、文献に残るものは鎌倉の中紀以後に屬するが、其頃に始まつたものと思はれぬ、上代からあつたものと信するのだ、備後鉄の採收が相當古い頃からあつたのを考へても推定が出来るのだ、其文献に現はれるのは正和頃（一九七二）で正家と云ふのだ、其場所は三原灣内大島なのだ、此海上の孤島に他所から買ひに來るものはないから其使用先は明かだ、夫れが後に向岸の貝野に分れて貝三原といひ大濱に分れたものもあるやうだ、最近三原城櫓臺の毀だれた時に五六坪の焼土があり、金ぐろも澤山あり、墓も數基出た、今も其用水と稱する井戸がある、是が備後鍛冶の祖だ其れが尾道に分れて辰房といひ、府中、木梨、福山、鞆と分れ今は錨鍛冶となつたのだ、三原に残つたものは剪刀鍛冶はさきとなり名物となつて居つた、近頃刀劍が世に出たから略系を載せて置かう。



(何れも三原系に見えぬもの)

十六、山陽官道

大同二年十月に備後國五驛、安藝十三驛、各驛馬五匹宛を減すとあり、延喜元年には安藝國眞良驛、馬二十四、梨羽都宇亦同じとあるので、大同以前には一驛二十五匹宛、置かれたことが知られるのであるが、元來官道の設けられたのは、何時であつたか明瞭でないが、此沼田郡には僅か廣表數里の中に、前記の眞良、梨羽、都宇の三驛があつたのだ、是で相當以前から前に述べた沼田七郷と共に人口稠密であつたことが證明せられる、又官道は當初から此地方では變更が無かつたものと認められるのだ、中には今の鉄道筋であつたとか、官道別路があつたとか云ふ人もあるが、何れも地理を知らぬ人の云ふことで、當初から更に變更が無かつたと見ることが、一番當つて居ると信するのだ、其驛所在地は眞良は馬井谷と云ふ所があり、梨羽は今井谷、都宇は賀茂川の上流官道と十字をな

す邊である、現今の國道も大體同一であつて、舟路が比較的安易なる爲めか、全國一の悪道で自動車
の入り交りの出来ない處もある、是に就いても此海賊達の尊敬する古墳群の下を官道が通過して
居るので全く此海賊は嘗て朝廷と離れたことがないと云ふことも表現して居る様に思はれるのだ。

十七、古墳群と佛像、飯天神

古墳の話が出たので少し其事に觸れて見よう、高山城から官道に沿うた丘阜一帶は古墳群とも云ふ
べき所で、掘れば掘るだけ捜せば捜すだけ出て来るのだ、其最も有名なのは御年代古墳で今は史蹟
に指定せられて居るか全国的に云つても廣大なるものゝ一つで、玄室中に七尺に四尺の石棺が二つ
置かれてあるのだ、多分夫婦の墓と云ふのだらうが、之も石質は同じ花岡石でも此地方のものとは
違ふ、少くも四國邊からでも運んだものだらう、今日之を運ふとしても容易なものではない、其近
傍に二ヶ所もあり離れては段々あり、最近には經筒が偶然發見されて鏡も十幾つも出で刀劍の折れ
も二十近くあつた、是と離れて甲山かぶとと稱する處に未發掘の廣大なものがあり、土器の破片が散乱し
て居る、其外小石墳は到處の山や畑にあるので地主は掘つて出土品を私藏して居るものは相當ある
のだ、今豊田郡誌に據つて其の世に知られて居るものを記して見よう。

高坂村	眞良	石塚	十四
	別迫	小丸山	土塚
	土取	土塚	
長谷村			
小坂		四ヶ所	
本郷町		三ヶ所	

江良谷觀音下東平

龍王山

余井

下北方村

二ヶ所

佛像に至つては全く未調査の儘で現に残つて居るものでも樂音寺といひ東禪寺といひ米山寺といひ
何かに付けて研究の餘地は十分あるが高山城が三原に移つて之に隨從して移轉した寺が相當ある其
舊寺跡に小堂を建て、殘してあるのが舊佛像なのだ、中には弘仁式のものも段々あるやうだ全くの

處女地で日々識者の研究に来るのを待つて居るのだ。

延喜元年に菅原道真流謫の途上立寄り食事をなし其時の飯いしを祀りて飯天神と云ふのだとの傳説があるが陸路か海路か明ならねども尾道三原にも傳説がある處を見れば海路と思はれる海路とすれば次の海驛まで送られる其期間滞在して居つたと見れば此傳説も強いて抹殺するにも及ばぬものだ。

十八、結 語

以上で時代では平安期を終り以下は寧ろ小早川史と云ふことになるので、眞の海賊史は終了したと見るべきかも知れぬのだ、依つて之を取纏めて此篇を閉ぢたいと思ふのだ。

一、素盞鳴尊は備後奥郡地方から安藝の東北一帯を經營せられ次に備後南部并に備後海面の島嶼を經營せられた其南部に出られた路筋は油木から福山柄に出る通りで途中蘇民將來の傳説が出来穴の海の鬼を討つて渡り行かれた所が深津島山之を越れた所が柄で渡守神社は其蹟なのだ、今一つは吉舎甲山三原の街道で沼田海賊征服の爲めだ、以上の兩海賊を手に入れて瀬戸内海の島々を經營しつゝ、關門海峡を出て朝鮮に渡り上陸して征服せられたが陸賊が多いので經營意の如くならず遂に道を變へて東方に向つて出られ出雲に打突かり簸川口の海賊を退治して上陸せられて山賊

を討ちて經營せられた故美己止山は素尊を祀つたと見るが適當であらう、之に沼田海賊が隨從し奉つた。

二、神武天皇東征に隨從し奉つたことは更めて云ふまでのことはない。

三、稻飯命は初めから朝鮮經營を主張せられたのかも知れぬが、多數の意見に従うて、東征を共にせられた、此時も淡路島は冊諾二尊の經營の蹟だから之を目標に東征せられた、處が難波灣の海賊は中々頑強で容易に取れず、紀淡海峡を出られたが又中々難攻だ、依て爰に手を分つて朝鮮經營の寧ろ容易であることを思ひ、素尊の蹟を追うて渡られて遂に成功せられて新羅となつたのだ固より此人々の眼中には、日本もなく朝鮮もなく、九州を祖國として四方に發展せられて、御兄弟共成功せられたのだ、此意味で云へば朝鮮日本は固より一國で御兄弟分れて經營せられたのだ故に日韓併合は全く還原したまでのことだ、赫居世干は固より滿洲的名前であるが、是は同一民族が原住して居つたからであらう。

四、神功皇后 九州の地は日韓の中心且つ相互の祖國ではあるが、餘程年數が経つたので、今は双方から爭奪の地となつた、そこで鋭邁な皇后には夙に無線電信が通して居つた譯だ、且つ征服の容易であつたことも首肯されるのだ、そして前二回とも沼田海賊も隨從したと思ふ神后の時

は確かに傳説が證明して居る。

五、兄媛の經營 應神天皇は三韓九州共に平定したので、内面的經營を始められた、固より普天の下率土の濱も王土にあらざるはなしたが、年所を経るに隨つて自ら親粗を生するので、それで應神天皇は女傑兄媛をして淡路沼田の海賊を以て兒島族を退治して黃薇國を經營せられた、猶ほ餘波として四國に及んだのだ。

六、純友の亂 天慶の時は伊豫に僅に残れる國司方の海賊と沼田族と合同して小野好古を助けて純友と戦ひ備前備中の海賊を平げ純友を瀬戸内海より追ひ拂ふた。

七、源平の戦源氏は伊豫海賊により西下し、平家は沼田族を中心としたる山陽側の海賊に據り長門に入り遂に敗戦したのだ。

八、承久の亂別段云ふべきことなし。

以上により我が沼田族は神代以來終始朝廷の味方に立ち一回として反抗し奉つたことなきは以て誇るに足るべきものあるを信するのである。

第四編 小早川氏と海賊

一、總説

源平戦争までは海賊が主體で是に陸上の將領が依頼默契して一致の行動を取り事終れば無關係の間となるのが普通だ、處が小早川氏が此地を占領してからは全く少早川氏の從屬的のものとなつたので、以下の海賊史は即ち小早川史となる譯だ、依つて小早川史の海上に關係あるもののみを取り海賊史を綴るつもりだ、時には多少の異例も出るかも知れぬ。

二、土肥實平の占領

土肥實平が山陽五ヶ國の守護となつたのは元暦元年二月十八日のことだ、そして沼田の五郎が都宇竹原生口島の人々と壇浦に戦つたのは翌年文治元年三月のことだ、前にも述べた如く平家方の海賊の戦鬪振りには實平は舌を巻いて居る、けれども平家は敗北となり是迄沼田族の領域であつた因島生口島、弓削島、佐木島等に至るまで北條と河野海賊に取られてしまつたのだ實平自身か部下のものかは明かならねど既に守護振りを發揮して畿内近國で國の守護介等を壓迫するのみならず國司不入

の庄園にまで入込んで濫妨するので元年四月廿六日には濫妨禁止の命令が出で居る、同七月廿四日には大田庄知行すべからざるの頼朝書状が出た又有福庄狼藉停止は二年九月五日た是れで如何に私領地占領をあせつたかが知られるのだ、そこで自分が兼ねて感嘆措くことの出来なかつた海賊の巢窟でしかも蓮華王院領で抵抗の少き沼田庄に目を付けたものと見ゆる、小早川家では建久九年遠平に奴田庄を賜ふたと云つて居るが其迄に占領して居つて此時公然の命令に接したのであらう、其時には安直、本庄新庄と、云つて居り、新庄は四代茂平の弟季平が分れて地頭となつて居るのだ、其地域は椋梨子、小田、梨、大草、(豊田)吉名、(沼田)田万里、(賀茂)上山、(世羅)乃良、草井、(豊田)高崎浦、(沼田海岸)と云つた風に各地に進出して居る、又季平は相模國北成田郷の地を得て居る。承久三年の乱には都宇竹原生口島の公文等は上洛して朝廷方となつて居る即ち北條土肥の勢力に壓迫せうれないものがあつた譯だ、

仁治元年閏十月十八日には茂平都宇竹原兩庄を争ふて勝ち寛元三年に愈地頭職を命せられた、正嘉二年茂平、子政景に都宇、竹原、梨羽等を讓つて竹原小早川と云つた、竹原は沼田の搦手だ、此處に沼田の分族を置いて愈小早川家は中國に於ける海陸の大勢力となり大安定を得て能く北條河野の伊豫勢力に對抗することが出来る様になつたのだ、

正和三年には伊豫高市郷代官景房が海賊人雅樂左衛門次郎を搦渡したと云ふので六波羅から感狀を六代朝平に下して居る即ち此時には勢力伊豫にまで擴けられて居るのだ、元應元年にも海賊彌五郎家秀を搦取つたと云ふのだ。

三、小早川家の勤王

元弘三年後醍醐天皇船上に潜幸あらせられ各地の將領に對し、速に御味方に馳參し或は京都に或は船上山に夫々地の利に依り參加すべしとの諭旨が下つた、沼田高山城主小早川朝平等は京都に向つた、五月七日には千種忠顯等が六波羅を陥れ、五月廿一日には新田義貞が鎌倉を陥れた、夫れで同月廿五日には天皇船上山を御發駕同廿七日書寫山、三十日兵庫福嚴寺六月四日愈御還幸あらせられたのだ、今小早川家の人々につき別々に記して見よう、

第六代沼田高山城主

○小早川美作民部丞朝平

朝平に對する諭旨は存して居ないが石井末忠が受けたのが四月十四日であり淨土寺が天長地久の祈禱を命ぜられたのが四月九日であるから其頃諭旨を拜受したものだと思はる、夫れで末忠と同行

したか否かは不明であるが恐くは同行したであらう、依つて部下の海賊等を携へ上京し千種忠顯等の軍に加はり諸所に轉戦し遂に五月七日六波羅を陥れ御還幸を迎へ奉つた、勤功顯著なるものがあつたと見ゆ、早くも七月十九日には領地を賜はつて居るのだ、固より以前よりの所領ではあるが特に知行せしむべしとの命は安堵といふよりは重いものではあるまいか、且藝備の地で此際領地を賜はつた武將は朝平唯一人であることも注目すべきことであらう、沼田海賊の隨從したことも忘れてはならぬ。

安藝國沼田庄内小坂郷同國野美郷伊與國高市郷可令知行者天氣如此悉之。

元弘三年七月十九日

左中將(花押)

小早河美作民部丞館

(小早川文書)

○小早川左衛門五郎宗平入道性秋

朝平と同じく京都に出で六波羅陥落に功があつた、依で所領出羽國由利郡小友村安堵の宣示を賜はり元弘三年八月廿四日國衙之を認め十一月十二日には更に綸旨を下された、宗平は新庄季平の曾孫に當るのだ、

小早川五郎宗平法師當知行地事不可有相違者天氣如此悉之以狀

元弘三年十一月十二日

少納言(花押)

(大日本史料)

○小早川孫太郎清忠

元弘三年五月六日平孫太郎京都た發向し各戰の忠を致すべしとの綸旨を發せられ、上京して所々の戰に與つた、思ふに彼は此戰に戰死せしものならん、石井末忠と同時であつたが末忠は後湊川で戰死して居る、

(小早川文書)

小早川家第五代雅平の弟に忠茂あり清忠は忠茂の曾孫である、

○竹内彌次郎兼幸

延元元年七月十五日には祖先土肥實平の初めて守護所を置きなる甲奴郡有福城に楯籠つて義旗を擧げ小早川七郎石井源内左衛門等の則光城と相應し、八月晦日には小早川掃部助と共に御調郡廣瀬に山内觀西長谷部信仲等と戦ひ九月四日には同じく青目寺辨房と共に大田庄津口庄に押入り賀茂郷山内觀西の住宅を焼拂ふたが遂に重永城で敗北した、されど十月三日には與類の猶有福城に籠るものがあつた、

兼幸は小早川家三代景平の弟惟平(實は遠平の子)五代の孫である、

○小早川七郎經平

延元元年七月十五日石井源内左衛門入道と共に世羅郡則光城に義族を擧げ竹内兼幸と相應じたが山内觀西長谷部信仲等に押寄せられ十七日落城した、
經平は四代茂平の弟景光の曾孫だ、

○小早川掃部助高平

世羅郡上山城主だ、延元元年八月晦日には竹内兼幸と共に廣瀬に戦ひ尋いで大田庄津口庄等に入つて重永で敗北した、同三年三月十日民部入道相順と共に石見國福屋城并櫻井等の義兵數萬人を率ゐ山縣郡大朝新庄に入り尋いて安藝郡開田莊火村山に城く廿日に至り守護武田信武等の爲に遂に責落された、

高平は新庄季平四代の孫で父信平も南朝方だ、

○青目寺別當辨房

第四代茂平の弟定圓の子だ延元元年九月四日竹内彌次郎小早川掃部助と共に大田庄津口庄に乱入し賀茂郷山内觀西住宅を焼拂ふたが遂に重永城で敗れた、

○小早川民部大夫頼平入道相順

第五代雅平の弟忠茂の曾孫だ、延元元年三月三日左近將監景平と共に沼田莊妻高山に楯籠り義兵を擧ぐ七日岩松頼宥忽那重清等攻め來り遂に落さる、尋いで三月十日には小早川掃部助と共に石州の義兵を誘ひ大朝新庄に入り開田火村山に籠りしが武田信武等の爲に責落さる、

○小早川左近將監景平

第四代茂平の弟景光の曾孫延元三年三月三日民部大夫頼平と共に妻高山に籠り義兵を擧けたが岩松頼宥等に攻められて落城した、後正平八年五月十四日に足利義詮を襲撃した、小早川將監入道といふのは多分同一人であらう。

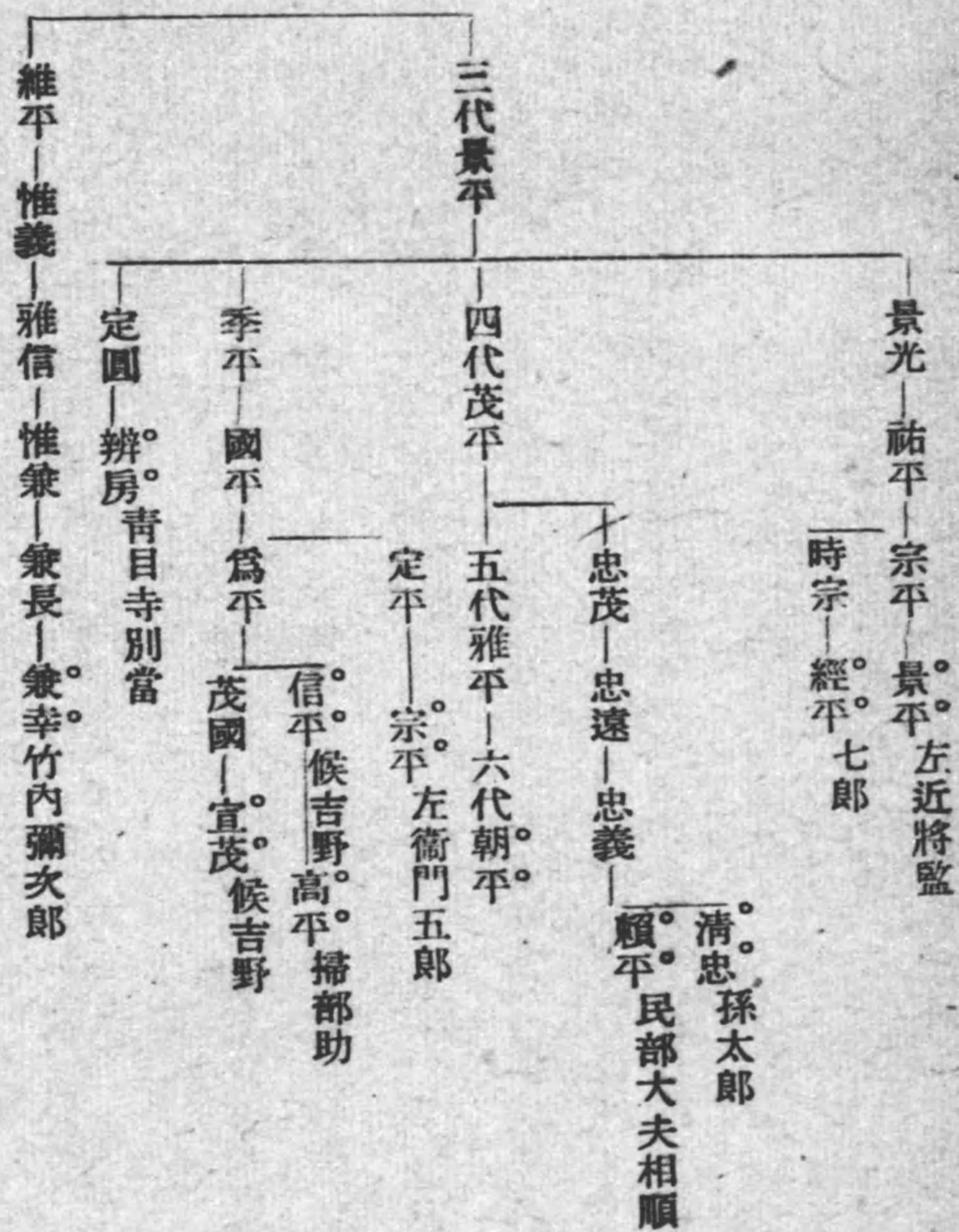
(以上大日本史料)

小早川信平

小早川宣茂

信平は新庄季平の曾孫宣茂は季平四代の孫で信平の甥に當る共に系圖に吉野に候すとあつて南朝方だ。

(小早川文書)



四、當時の環境

此時代に於ける義兵の魁は何と云つても櫻山慈俊である、太平記に謳はれた丈けに其功績を認めて我々は常に敬意を表して居る者である、けれども多年識者の研究にも拘はらず、殆ど太平記以外に何者も知り得ず其出自さへ今猶ほ不明なるは最も遺憾に堪へざる所である、吾人は今其義擧の地に就いて一疑問を提供したのである、何も無理に牽強しようと思ふものでもない、其事實も周知のことでもあり、今更事新らしく云ふ程でもないが兎も角一疑問として研究の資に供したいと思ふのである、外でもないが例の備後太平記の一章である、同書には

人皇九十五代後醍醐天皇元弘辛未年、去程に御調郡三原櫻山の城主は清和源氏の末流、本は宮氏なり、櫻山四郎入道慈俊は天皇の味方に加はり備後半國ばかり討順へて是より備中へ越ねて攻順ふべきか又安藝國を退治して御方にせんかと案じける所に云々

とあつて以下は太平記と殆ど同一であるが末文に改めて

或書曰櫻山入道は御調郡に城郭あり然るに品治郡まで切り随へ宮内に城郭を築きしと云々

と編者が此傳説に據つて書改めたことを裏書して居るので、何ものかに此傳説があつたことは認められる様である、尾道高垣家の系圖に據れば慈俊自盡後乳母高尾と家來垣田義清は慈俊の遺兒

を抱き三原に歸らんとし中野村殿迫に到りしに三原は既に敵の手に落ちたので遂に留まり姓を高垣と改め隠れ住むこと幾代、背後の山上には幾十の古墓あり村内の寺には高垣某寄附の鐘もあるのだ、又家來垣田義清は三原の近傍現今の八幡村垣内は當時垣田庄といつて皇室領だ、此地の出身者ではあるまいか、又此時の同志者或は後繼者と思はれる光成新三郎興家は今の美郷村三成の出身で榎原下総守勝成は其隣村木梨城の人だ、是等に因つて推定すれば青目寺辨房、竹内兼幸も小早川の一統であり光成の系圖は一見せしことはないが是も同様だとのこと等を綜合すれば沼田根據地の灣口櫻山に居つた小早川一統の櫻山慈俊が光成杉原等の同志を得梶山田柞磨を経て新市に出で宮内に進んだと見るのは如何であらうか、石井末忠も正成から暗示を受けて居つたらしく且一小溪谷を七百と云ふ僅かの兵で攻め下つたと云ふことは或は辨房兼幸等に期待を以ての事ではあるまいか、左もなければ餘りに大膽過ぎる様の感しもあるのだ、兎も角此機會に一疑問を提供して置く次第である、それから慈俊の自盡は元弘元年九月笠置落城の直後である、

次は元弘三年二月後醍醐天皇船上山に潜幸あらせられてからの事である、

四月九日淨土寺に天長地久の祈禱を命せらる

四月十四日石井末忠船上山よりの繪旨を受く、其前閏二月に楠正成から勧誘を受けたとの説が

ある、當時護良親王の令旨が諸方に出て居る事は周知のことである、

五月八日には因島本主治部法橋幸賀が護良親王の感状を受けて居る、

五月六日には小早川孫太郎清忠が上京を命せられ居り

五月七日は千種忠顯等が六波羅を陥る

五月廿一日新田義貞鎌倉を陥る

五月廿五日聖上船上山御發駕

七月十九日小早川朝平に領地を賜ふ、

以上の事實を綜合し推想すれば是歲閏二月石井末忠、吉川經長、小早川朝平、小早川宗平、法橋幸賀等(其他にもあつたらう)は何れも護良親王の令旨を受け正成の勧誘に與り法橋幸賀は早くも因島の海賊を率ゐ護良親王の旗下に參じ奮闘した、其内に四月十四日には船上山よりの繪旨が末忠、經長、朝平、宗平等に下つた、經長は長防に向ひた、末忠、朝平、宗平は共に沼田海賊を隨へて上京した、此時既に太田海賊や竹原海賊は敵方であり殊に大田海賊は守護武田信武の部下となつて居るので是に據ることは出來ず小兵で陸路上京は思ひも寄らぬことだ、故に同行では無かつたかも知れぬが沼田海賊が送行したことは疑はれぬ所だ、共に六波羅陥落や所

々の戦に奮戦し末忠は戦死しながら朝平、宗平は生き残つて遂に共に賞賜に預つたのだ、中興の戦に於て領地を賞賜せらると云ふことは、そう澤山あるものではない、然るに二人迄も賞賜せられた餘程人々に勝れたものがあつたからであるが一方には海賊があつて迅速に行動が出来たからである此海賊が無つたなら末忠も到底上京さへ出来なかつたらう、夫れから五月六日には小早川孫太郎清忠が上京を命せられて居る六波羅討伐には間に合はぬも其他には奮闘したであらう、六月廿五日には高屋保平賀兼宗が着到し、七月二日には三戸頼忠も着到披露して居る、以上で小早川家には十人の南朝方があることを認るのである。

浄土寺空教に就いて一言を費して見たいのだ元弘三年四月九日に船上山から天長地久の祈禱を致すべき旨の綸旨を下されて五月廿一日には鎌倉が陥落した、十一月三十日には因島地頭職泰家法師跡を賜はつて居り、此間開發本主たる法橋幸賀は護良親王の令旨に應じ義旗を擧げて奮闘して居るのだ、其れのみならず延元元年に足利尊氏が西奔する時は往復共に浄土寺に立寄り法樂までして居り、其二月十八日に得良郷を寄附し三月四日には因島安堵の沙汰付まで命して居る、浄土寺の觀音様は敵味方の奪合ひの有様だ、固より佛陀の事故平等俱視には違ひないが其れ程功力があつたのだらうか、吾人ば觀音功力以上に効果があるものと想像するのである、第一法橋幸賀と

浄土寺との間には何等かの氣脈の通するものがあつたのではあるまいか浄土寺は大田庄年貢米を高野山に輸送するの任務を以て居るから海賊との關係かあり延いては向島因島の關係が起り常に行動を共にして居り、爲めに一大勢力を造り遂には他の海賊にまでも威壓を及ぼすこととなり浄土寺の一舉一動は瀬戸内の航行に大影響を來たすものがあつたので前述の結果を成したのであらう言葉を替へて言へば浄土寺は此地方海賊の総取締であつたから誰人も參拜して御利益を御願せねばならなかつたのである、

治部法橋幸賀は因島に起り護良親王の令旨に隨ひ京都に上り元弘三年四月三日には赤松圓心の六波羅攻めに加はり八日には千種忠顯と共に同廿七日には赤松圓心の賊將名越高家擊殺に與り子息以下郎從討死したるの故を以て親王から感狀を賜はつて居るのだ、因に幸賀の村上義弘の道名にあらざることは史家の一致する處で今更議論するの必要はない、兎角小早川氏は鎌倉幕府の一地方吏として派せられながら猶且つ數代の後には拾餘人の南朝方將帥を出し其近隣亦慈俊幸賀を出す氣脈を通せしか風を望んで起ちしかは不明だが此地方に勤王精神の澎湃たるものありしは争ふべからざる所である、蓋し神代以來我が祖先が常に皇室を尊敬し能く援護し奉り嘗て離反せしことなき結實の源り集りて此風をなせしものと見るべきではあるまいか著者は此處に至り感極まり筆を擱いて洪嘆

して措かざるものがあるのだ。

度々合戦捨身命致軍忠之刻去四月三日同八日廿七日等合戦之時子息以下郎從討死之條尤以不便次第所有御感也早可有恩賞者大塔二品親王令旨如此悉之以狀

元弘三年五月八日

左少將(四條隆貞)(花押)

備後國因島本主治部法橋幸賀館

それから三年の後延元元年正月には天皇延暦寺に行幸あらせられ、二月には尊氏九州に敗走し五月再舉東上六月に入京したのだ、此時に起つたのは竹内兼幸小早川七郎石井源内左衛門入道小早川掃部助青目寺辨房等だ、其内石井源内左衛門は如何なる人であらうか、末忠の父資賢は左衛門尉(源)と稱し兄信兼は次郎左衛門尉(源)信兼の子信高は新左衛門尉(源)で源は姓で時には平氏を稱して居る人もある、信高は延元元年五月に新田美貞から感状を受け六月には竹仁村地頭職を興へられて居る、末忠の今一人の兄に石井六郎入道定阿といふのがある或は此人ではあるまいか鬼に角石井家一族勤王の家であることは明かだ、

猶建武二年十二月廿六日には熊谷運覺が矢野城に義旗を擧げて居る

以上に據つて沼田小早川氏が建武中興の際に於ける南朝方の中心であつたことが明かである、唯

遺憾なるは尊氏西下以後は沼田の海賊にも竹原と行動を共にした者が多かつたと見られることである。

五、尊氏西奔と海路

建武三年二月十二日、足利尊氏鎮西に遁る、途中追伐の難を防ぐ爲め國々に大將を留むべき議ありて、備後の國に今河三郎顯氏、四郎貞國兄弟、柄尾道に陣を取り、安藝國には桃井の布河匠作義盛、小早川一族を差置かるとあり、小早川は主として竹原のことで、古文書で知られるのだ、尊氏が柄に着いた時に例の院宣を手に入れた、それから淨土寺に寄つたと傳へられて居る、是は梅松論には相隨ひ奉る三百餘艘なりとあるが是れ丈けの兵ありとすれ、何も遙々九州迄も落ちのびる必要はなき筈なり、故に淨土寺に立寄つたのは第一に因島海賊の諒解を得る爲め、第二に地方大將等の同行を促す爲めである、果して杉原爲平信平が隨行して居る、其外にもあつたらう、沼田は既に竹原が從屬して居るのだから別段心配はなかつたらしい、二月十八日に得良地頭職を淨土寺に寄附して居るのを見ても、其間の消息が窺はれるのだ、二月十五日に竹原景宗に對して桃井義盛に屬して誅伐することを命じ、阿曾沼二郎六、兄弟毛利元春にも同様だ、淨土寺に得良を寄進しては榎原淡路守

泰綱、大田彌五郎貞冬とに引渡しを命じた、淨土寺は元弘三年十一月三十日には後醍醐天皇から因島地頭職を賜はり今亦此有様であつて引張り風に合ひ、事變太りとも云ふべきは、全く地方海賊と淨土寺の間には密接の關係があつて、淨土寺の向背は直に海賊の嚮背に關係があつたと思はれるのだ、三月八日には高屋保平賀共兼が馳参して居る、同日吉川經久に池田村、三戸頼顯に安南郷司職井原郷を熊谷直經に西條郷、内藤泰康に同東村入野郷等を與へて、諸將の甘心を得て居る、歸途尊氏は五月五日には輶に着すとあるも其前尾道淨土寺に立寄つて和歌を觀世音に寄せて法樂をなして居る、

尊氏(花押)

續觀世音經偈三十三首和歌

世尊妙相具

道謙法師

たくひなく妙なる法のすかたこそ浮世をてらす知るへなりけれ

弘誓深如海

左兵衛督 源 尊氏

わたつみの深き誓のあまねさに頼みをかくる法のふねかな

侍多千億佛

左兵衛督 源 尊氏

つかへこし其故にこそ今もかくまことの道にさはらさりけれ

發火清淨觀

左兵衛督 源 尊氏

心たに物によらすば蓮葉のにこりにまけぬたくひなるらし

聞名及是身

藤原高範

名を聞くもみるも御法のともし火をくらき闇路のしるへにやせん

心念不空過

道謙法師

まよふべき後を思へば此のりを心にすつる時のまもなし

能滅諸有苦

源 頼貞

我と知る心のなくは人の身にうれへなけきもあらしとそ思ふ

火坑變成池

源直義朝臣

定まれる姿のものになき故にやすくや火をも水となすらん

波浪不能沒

源直義朝臣

障りなき心におこす誓にや波に入りても溺れさるらん

如日虚空住

源 頼貞

なか空にゆくとも見えず靜にてあふけは高き日の光かな

釋然得解脫

左兵衛督 源 尊氏

わけあふる葦のさはりも今はなし沖つ波をは風にまかせて

還着於本人

左兵衛督 源 尊氏

よし思へとかなき我はなけれず恨は人のみにやかへらん

時悉不敢害

桂芳法師

しくれつる雲をは風の吹すて、長閑に月の影のさやけき

観音妙智力

桂芳法師

其きはもあらしとぞ思ふ大悲者の人をはこくむ深き心は

能救世間苦

源 直義朝臣

身を捨て、人を救はば世に住むも佛の道にかはりやはせん

無利不現身

左兵衛督 源 尊氏

いろくの干草の花に従ひてむすひかへぬる野邊の夕霧

眞觀清淨觀

源 頼貞

濁るべき流れも更になかりけり心の水のすみもまさらは

廣大智惠觀

道謙法師

月も日も出入る影はあるものを心の通ふ道そきはなき

常願常瞻仰

源直義朝臣

忘るゝも思ひいつるや隔てなき一たひ法に入りし後より

無垢清淨光、

源直義朝臣

障りなき心の月そ永き夜のやみをも知らで獨りすむなり

慧日破諸闇

道謙法師

雲晴るゝ天つ空より出る日のてらし残せるうみ山もなし

能伏災風火

源 頼貞

燃る火も草やきすてし其後は春風ふきてまたあともなし

普明照世間

藤原高範

おしなへて照さぬ里やなかるらん光さやき秋の夜の月

慈意妙大雲

藤原高範

おのつから至らぬ空もなかりけり風に従ふ夜半のむら雲

澎甘露法雨

源 賴貞

一たひもそ、けは四方の草木まで若葉さしそふ春雨の頃

衆怨悉退散

源 賴貞

もとさへに生れず死なぬ身と知れば命の果も惜れぬかな

是故須常念

源 賴貞

志わか身にありと知りぬれば忘るゝことはひと時もなし

念々勿生疑

左兵衛督
源 尊氏

ちかひをや深く頼まむ疑はぬ心を法のまことにはして

能爲作依怙

源直義朝臣

何事もかなふ誓を頼むより身にはうれひも煩ひもなし

具一切功德

桂芳法師

様々のみ法のすかた多ければかそへ盡さぬことはりもなし

慈眼視衆生

源直義朝臣

重くする身を忘るれば諸人を憐むのみやおもひなるらん

福聚海無量

源 賴貞

拾ひおく數こそ知らね伊勢の海の清き渚に玉を集めて

是故應頂禮

桂芳法師

余所に見る色香はあかぬあやにくに織りてそかさす花の一枝

建武三年五月五日於備後國淨土寺詠之所奉法樂觀音也

是をこそ英雄閑日月ありと云ふのであらふか此の兵馬倥傯の間に此の餘裕ありとは誰も思ひも寄らぬ處であるが、往路に心から觀音に祈誓して能く海上の坦々たるを見、今は鎮西を手中に收め得ての歸途、如何に此海の關所の彼に重大の關心を持ちしものなるかを知るに足るのである、澁川氏は應永の始めから約百年間九州探題であつたが、貞治の頃直賴、御調別官、山南、山田、福代等を領し其子義行は淨土寺領地の沙汰付を命じて居り孫直賴今川了俊の後を繼いで九州探題となり、吉和に築き居り永正年間に至る、是亦歸京通路の閉塞を憂ひてのことなるは想像に難からざる所だ、此等の人々の行動によつても海上交通の如何なるものであつたかが想像せられるのだ。

六、和寇と朝鮮

素盞鳴尊、稻飯命、神功皇后等の征服に據つても當時より朝鮮との交通のありしことは云ふまでもないこと、「和寇于我」と云ふ詞から和寇の字が出たことは前にも述べたが何れの時代にもあつたことは争はれぬ處であるが主として連続的に渡航する様になつたのは正平五年二月に九州人が高麗固城、竹林、巨濟等に入寇し、合浦の千戸崔禪と戦ふたに始まる、四月には同じく九州人百餘艘の大團隊を作り順天府に入つて居る、六月には二十艘で合浦に入ると云ふ風に實に頻繁のものである、七年十年十二年十三年と連続の入寇で實に應接に暇がない程だ、其後正平の末頃から明に行く様になつたのだ、こうなれば何時幾何の沼田族が何處に行つたかは固より明瞭に言明することは不可能である、只海東諸國記に載つて政府と同船の契約をした者だけは知ることが出来るのだ。

永享十二年小早川持平が朝鮮に行つて居る。

庚申年使を遣し來朝す、書に安藝州小早川美作守持平と稱す、歳ごとに一舡を遣すことを約す父常賀は國王に近侍す、

とあるのだ、持平は十代則平の子一旦父の讓を受けしが不孝に依り悔返しせられて弟熙平に讓られた、然るに其讓狀を持平盜出し紛争を極めて遂に所領を半分して當主とならなかつた、

小早川又太郎熙平謹言上

右安藝國沼田郡美作入道常建知行分事、所讓與熙平狀、令薰西堂預置候、其狀永享五年三月十七日、次郎左衛門尉持平奪取候、然間、薰西堂讓狀趣、書副罰文、被渡熙平候、次郎左衛門尉持平、雖帶勝定院殿御判持父讓、依不孝儀、悔返、永享三年七月廿六日、一跡所讓與熙平實也、所詮、彼證文被召出、任讓狀旨、可蒙御成敗者也、縱雖一家者共被召上御尋候、可爲各々所存候歟、巨細西堂可存知候、可被尋聞召候、仍狀如件、

永享五年四月廿日

父は常建といひ後に常賀と云つた、中々父の命を聞かぬ悪辣の男と見ゆる、夫が沼田族を率ゐ朝鮮に行くので本業に復したと云つてもよからう、

其前應永十五年には三原の家徳が行つて居る、

戊子年使を遣し來朝す書に備後州三原津太守左京助源家徳と稱す宗貞國を以て接待を請ふ、是が始めての人であるが如何なるものか更に分らぬ、固より沼田族の一人である、

同年に備後州高崎城大將軍源朝臣政良と稱するものが行つて居る以上三人は沼田族である、次に是等の人々を年別に書いて見よう

二〇三〇、應安三年 左武衛源義淳

二〇五四、應永元年

周防州大内進亮多々良別駕教之

二〇六四、應永十一年

安藝州海賊大將藤原朝臣村上備中守國重

二〇六八、應永十五年

九州牧右武衛將軍源公

京城東山清水寺住持大禪師昌堯

畿内攝津州西宮津尉長壘備中守源吉光

畿内攝津州佛法護持四天王寺住持比丘昌壽

信濃州禪光寺住持比丘善峰

幡摩州大守周間浦居住源光祿盛久

備前州小島津代官藤原廣家

備後州高崎城大將軍源朝臣政良

備後州友津代官藤原朝臣光吉

備後州三原津大守左京助源家德

安藝州太守藤原武田大膳太夫教實

安藝州嚴島太守藤原朝臣公家

二〇六九、應永十六年

九州府探題源道鎮

備後州守護代官山名四宮源朝臣忠義

二〇七〇、應永十七年

周防州山口所司代杉河内守源弘安

二〇八四、應永卅一年

九州牧右武衛將軍源公道鎮

二二〇〇、永享十二年

安藝州小早川美作守持平

二二一五、康正元年

管提昌山修理太夫源義忠

二二一八、長祿二年

京兆尹江岐雲三州刺史住京極佐々木氏兼

二二一九、長祿三年

但幡伯作因備前後藝石九州總太守山名霜臺源朝臣教豊

二二二〇、寬正元年

雍河紀越能五州總太守昌山右金吾督源朝臣義就

左武衛源義敏

二二二三、寬正四年

左武衛將軍源義廉

二二二六、文正元年

京城澁河源朝臣義堯

一一二七、應仁元年

畿内攝津州兵庫津平方民部尉忠吉

幡摩州室津代官藤原朝臣吉家

備前州卯島津代官藤原貞吉

備後州海賊大將橈原左馬助源吉安

周防州大島太守海賊大將軍源朝臣藝秀

周防州上關太守鎌刈源義就

藝石防長四州守護代官陶越前守多々良朝臣弘氏

長門州文司浦大將軍源光久

長門州赤間關鎮守高石藤原忠秀

赤間關太守矢田藤原朝臣忠重

丹波、丹後、但馬、伯耆、備前、備後、八ヶ州總太守山名彈正少弼源朝臣義安

臣義安

甲斐遠尾越濃四州守源政盛

深修庵住持用書記

一一三〇、文明二年

管提昌山左京大夫源義勝

細川勝氏

細川右馬頭源朝臣持賢

因伯丹三州太守山名少弼教豊

所司代京極多賀豊後州源高忠

國王懷守納政所伊勢守政親

山城居住四川伊與住人河野刑部大輔藤原朝臣教通

京城奉行頭飯尾肥前守藤原朝臣之種

京城居住宗見駿河守源朝臣信忠

京城居住鷹野民部少輔源朝臣勝忠

慧日山内常喜詳庵住持建曹

一一三一、文明三年

山陰路隱岐州守護代佐々未尹左近將監源榮潔

村田四郎氏「倭寇」には九州方面の契約者四十三人を載せてある、併せ見れば頗る興味を覚ゆるものがある、

皇紀

年號

氏

名

身

分

船

數

二二〇三	嘉吉三	宗貞盛	對馬島主	五〇
二二〇五	文安二	宗右衛門尉盛弘	同	四
二二〇五	二	松浦山城宗吉		一
二二〇六	三	周布因幡守和兼		一
二二一二	享德元	宗信濃守盛家	對馬島主	七
二二一四	三	大内教之		二
二二一五	康正元	宗彥八郎盛世	對馬島主	三
二二一五	元	波多島約		二
二二一五	元	伊集院大隅守烈久	伊集院寓鎮	二
二二一五	元	志佐伊岐守義	志佐殿	二
二二一五	元	菊池爲房		一
二二一五	元	宗像氏郷		一
二二一六	二	菊池爲邦	肥筑大守	二
二二一六	二	鴨打永	鴨打殿	二

二二一六	二	神田能登守德		一
二二一六	二	藤原次郎		一
二二一六	二	九沙筑後守義禮	九沙島主	一
二二一六	二	松浦肥前守義	平戸寓鎮	一
二二一六	二	佐藤四郎信重	冷泉津尉	一
二二一七	長祿元	島津日向守盛久		二
二二一七	元	田平彈正少弼弘	田平寓鎮	二
二二一七	元	島津持久		一
二二一七	元	島津陸奥守忠國	日隅薩大守	一
二二一七	元	鹽津留重實	松林院主	一
二二一七	元	三栗野滿	三栗野毒	一
二二一七	元	松浦丹後守盛		一
二二一七	元	寶泉寺祐位		一
二二一七	元	鹽津留宗珠	觀音寺主	一

二二一七	元	秦盛幸	五島大守	一
二二一八	長祿二	字久勝		三
二二一九	三	八代教信		一
二二一九	三	千葉介元胤		一
二二二一	寛正二	田原河内守貞成	博多大官	二
二二二四	五	村上備中守國重	海賊大將軍	一
二二二五	六	呼子伊岐守義	呼子殿	二
二二二五	六	宗播磨守國久	菅天神山海賊	一
二二二七	應仁元	宗彦九郎貞秀	對馬島主	八
二二二七	元	平方民部尉忠吉		一
二二二八	二	眞間兵部少輔武	志佐大官	二
二二二九		鹽津留助二郎經		二
二二二九		佐志源次郎	佐志殿	一
二二三〇		牧山帶刀實	呼子代官	一

二二三〇

當時の海路

小貳頼忠

筑豊肥大守

二

慶尙道東萊縣富山浦より對馬島の都伊沙只に至る 四十八里
 都伊沙只より船越浦に至る 十九里
 舟越浦より一岐島風本浦に至る 四十八里
 風本浦より筑前州博多に至る 三十八里
 博多より長門州赤間關に至る 三十里
 風本より直に赤間を指せは 四十六里
 赤間より竈戸關に至る 三十五里
 竈戸より尾路關に至る 三十五里
 尾路より兵庫關に至る 七十里(並水路)
 兵庫關より王城に至る 十八里(陸路)
 都計水路三百二十三里陸路十八里

七、足利時代の瀬戸内海

前章に述べた如く、應永以後朝鮮の交通は最も頻繁なものであつたことが知られる、然らば海上は果して安然な穏波千里であつたらうか、海賊達にこそ何等の意に介するものでもなかつたらうか他の人々には決して平安なものではなかつた、今應永廿七年(朝鮮永樂十八年)に我國に使した宋希環の記行に據つて其の有様を知らんと欲するので、成る可く繁を省き要點だけを記して大體を記することにす、

行程

應永廿七年

正月十五日 命を受けて京城を發す

二月十五日 釜山浦を發船し草梁に到る

十六日 申未、對馬北端也音非梁(也音非道浦)に到る

十七日 利新梁灣(西泊灣)に入る

二十日 愁美要時(雞知)に泊る

廿一日 船餘串(船越)に泊る

三月 二日 干沙毛梁(風本浦)に入る

三日 志賀島に入る

四日 小舟に乗り朴加大(博多)に入る

廿二日 平明赤間關に到る

廿三日 短于羅浦(田浦)に泊る

三十日 日暮に無隠頭美島(室積)に泊る

四月 一日 黒石西關(龜戸關)を過ぎ唐加島(鹿老渡)に泊る

多可沙只(高崎)に泊る

小尾途津(尾道)に到り泊る

四日 小島に水月觀音を望む

八日 肥原州(備後)を過ぎ曾比(肥濱)に向ふ

都毛梁(鞆津)に向ふ

無瀧(室津)に泊る

十五日 牛澹(牛窓)に到り泊る

十六日 一嶋(一谷)を過ぎ兵庫に到り泊す
二十日 兵庫を發し王所(京都)に向ふ

(中略)

七月 三日

兵庫を發す

(歸路)

四日

無瀨(室津)を發して下津(下津井)に向ふ

肥全州(備前)を過ぐ

七日

下津に泊る

八日

小尾途津(尾道)に泊る

廿二日

小尾途津を發し多可沙只(高崎)を過ぎ可忘家利(下蒲刈)に泊る

廿三日

黒石西關(上關)に泊る

廿四日

軍多灣(下松)に泊る

廿五日

赤間關に向ふ

三十日

志賀島に到る

三日

朴加大に到る

二十日

一岐島に到る

廿六日

對馬島季浦(琴)を發す

十月廿五日

早朝入京す

(以上日程)

正月十五日

富山浦船を發し草梁に到り日没す、日本船と同じく宿す

十六日

曉櫓を揺して石城浦に到る辰の末洋に放ちて申の末對馬島北面也昔非梁に到り泊す船順風快く上下皆喜ふ

富山山下片帆張。洶湧波濤望渺茫。忽有長風吹送疾。憑舷瞬息到扶桑。

一倭あり小舟に乗り魚を捉ふ我船を見て來つて魚を賣る、余舟中を見る、舟中一僧の跪して食を乞ふあり、余食を給して問ふ、僧言ふ我は是れ江南台州の小旗なり、去々年虜にせられ此處に來る、髮を削つて奴となる、辛苦に勝へず、願はくは官人に隨ふて去らんと潜然として泣下る、倭曰く米を給せは吾此僧を賣らん官人買ふや否やと、余僧に問ふ汝來りて此島に居る、居る所の地名何と云ふや、僧曰く轉賣されて此人に隨ふこと二年、此の通り海に浮んで居る故に地名を知らずと朝一岐島干沙毛梁に入る、三小船あり梁口より我に向つて來る疾きこと箭の如し

二月 二日

衆曰く此海賊ならんと鼓を撃ち旗を張り甲を被て立つ、舩來る之を問へは乃ち陳吉久の我を送迎する所の船也、

三日

一岐島より船を行き朴加大はかたに到る外面四五里一小船を望見し向ひ來ること箭の如し更に之を望めは皆甲を被る、衆曰く此海賊なりと衆皆甲を被、旗を張り鼓を鳴らす予も亦甲を被る、其舩近き來り更に之を示せば乃亮倪先づ歸り我を送迎する所の舩なり人皆之を喜ぶ、其船も亦海賊を畏れ戦具を備へて來る、

朴加大、老元帥の使管領民部少平萬景夜酒二十桶を呈し魚果を排して去る翌日夜新探題又萬景を使とし酒十五桶を呈す、元帥或は探提と稱し或は節度使と稱す老元帥は父原義珍新探提は子原義俊なり國王義持の從子なり、

朴加大は城なし、岐路皆虚し、夜々賊起り人を殺す、之を追捕するものなし、今予の來る探提我か爲に此寇を懼れ代官伊東殿をして里巷岐路皆門を作り夜は則ち之を閉す、又朴加大の倭我を見んことを求め其男女老小僧尼に至るまで日々庭に盈つ、其丈夫ば劍を執り刀を佩ふる者或は立つて庭に盈つ予或は内に懼るゝの心あり、

三十日

赤間關を發し海濱に宿す是日報告來る、王の多くの護送船を發し厚待入送の言を聞き吾が上下及亮倪之を喜ぶ、午時船を發し關外に出づること五里三たび帆を掛けて風順はず船行かず加ふるに又日没す退いて短于羅浦に泊す、即ち海賊の居る處なり戒慄の志あり、夜中小船海北より來る、護送船を見て還る、船中皆之を疑ふ、又南邊の山上聲あり、從事孔、聞いて房に入り予に告げて曰く彼の山上凶人相應するの聲あり尤も畏る可しと予又之を疑ふ、衣を解かず寢に入らず、夜半風順ふ船を發す、孔又予に告げて曰く今彼の山上の聲を聞く亦前夜の如し其聲人に非ず聲は乃ち雞の鳴き聲なりと

狂風不定暗前夜。三度懸帆舟不行。退泊海濱愁不寐。孔公尤起不平情。

四月初一日

風順ふ曉頭船を發す日暮れて無隱頭美島(室積)に泊す

歸帆一幅掛風前。暮泊無頭小島邊。隔岸遙見村火起。蓬牕危坐思茫然。

海邊の居人皆海賊故に村火を見て心猶また安からず、

無頭島より風順ひ船を行る西關を過ぎ午後大風に逢ふ船南に向ひ風に隨ふて轉ず、南邊を望めば海賊聚り居る、上下色を夫ふ、萬師喧噪の際忽ち小島を得、崖下

に立泊し夜を過して生を得たり。

唐加島より多可沙只に向ふ、海中前路石島あり望めは烏頭がらうとの如し仁輔曰く此れ乙亥の年回禮使梁漢城の海賊に遇ひし處なり其時吾隨來つて之を見る、賊船一隻彼の小島に隠る漢城の船進み去る、賊船出て、之を執ふ、載する處の禮物及び過海の糧、衣服船隻に至るまで全く奪ふ、回禮使軍人と皆害せず、棄て、之を去る、余之を聞いて懼るゝ心あり、俄にして吾船漸く近づく小船其島より出づ、我船に向つて来る、疾きこと箭の如し衆曰く此れ海賊なりと鼓を撃ち旗を張り角を吹き鋒を鳴らし甲を被、弓を執つて立つ、予も亦甲を衣て之を望み見る、小船中人立つこと麻の如し、我船帆を停め徐行して亮倪及び宗金の船を待つ、俄にして二船及来る、賊船之を望み北邊に縁り西に向つて過去る、吾二船と一行害を免れ過歸す、舳来る時一小船あり忽ち隨歸る、人言ふ被賊船相戦ふ時崖上の賊酒を載するの船なり。

天長海闊白波平。小島扁舟一葉輕。聞說梁侯曾患處。張旗被甲又鳴鐺。

唐加島より船を行り多可沙只の下に入る、日暮る海邊船を泊めて宿す、曉頭船を

四日

發し小尾途津のなごに向ふ風順ひ天晴れ海千重、山萬疊なり、

小尾途津に到り泊す、人居岸に縁り屋を接す僧舍山上に羅絡す、

日暮歸山促 行舟及尾途

長橋横短岸 衆室壓平湖

千里遠遊客 一身生事勞

可憐江口望 渺々海東隅

天寧寺

傑閣天寧寺 臨江塔幾層

門前喧價客 堂上定禪僧

竹影侵階碧 松聲入坐清

別尋花木塢 奇絕轉堪驚

淨土寺

林端殿角出 湖上梵宮開

面壁僧長坐 乘繼客自來

峯雷團聳塔 松竹蔭層臺
土俗皆歸佛 沙門最樂哉

海徳寺

招提儘奇絶 殿入大湖中

軒外鷺身黒 門前魚眼紅

鍊修孤閑靜 來住一橋通

我問坐禪者 能知性本空

常親寺

松檜森々佛宇東。階花開落動微風。道人茶罷關門睡。板尾禪扉擾々中。

十五日

已時風順ふ船を發す牛澹に至る日没して泊す此地海賊聚居の地護送船九隻來り護る故に禍を免かれて宿す夜を過ぎて去る

復路

七月始三日

兵庫を發し風逆ふ日没す津口に宿す

四日

牛窓を過く無瀟を發して下津に向ふ海賊の居る所なり

七日

青山万疊海千重。賊壘雲屯路不通。此地生還天幸爾。船聽獨倚鬢秋蓬。

下津に泊す船上七夕に逢ふ孔從事に示す是日下津に向ふ風逆ふ海邊に舟を泊す護送船西邊を望めば人家皆散歸す又日没船あり北より我舡に向つて來る衆思へらく海賊なりと惶懼旗を張り鼓を鳴し弓を執つて立つ予も亦甲を被る其船近づき來つて問へば魚を捉ふる船と云ふ更に之を見れば舡中人多く隠れ坐す又逡巡して去らず、衆皆疑ふて色を失ふ俄にして護送船皆來る、我俱に之を説く護送船引いて下津に入り宿す、夜深うして其船亦去る處を知らず此の如く心を驚すこと處として之れ無きはなし。

八日

肥原州小尾途津に泊し風を待つ、

(天寧寺法主周冕衆僚梵道に贈るの詩及び序を作つて居る)

小尾途津留泊す海賊船十八隻歸路に聚會し吾船を待ち糧を乞ふの言を爲すと聞き又風順はす故に發することを得ず船留ること二十日なり

二十二日

小尾途津を發す多可沙只を過く海賊の居る所なり

是日申時可忘家利た到り泊す此地群賊の居る所王令も及はず統屬なし故に護送船

亦なし衆皆疑懼す適日暮る過歸するを得ず賊家を望み船を泊す其地東西海賊あり東來の紅東賊一人を載せて來る、西賊害せず、西來の紅西賊一人を載せて來る東賊害せず故に宗金、錢七貫を給して東賊一人を買ひ載せ來る其賊倭此に到り小舟に乗して我に來り曰く吾來る願はくは官人安心せよ即ち賊家に向ふ俄にして還り曰く我已に彼人を説く彼人曰く來り家に近いて宿せよ願はくは官人一時泊を移して可なりと宗金の紅に歸る、其島の形容粗凶、馬島の倭と同じ其男女老小、小舟に乗じ争ひ來つて船に上らんことを請ひ予を見んことを求む予之を許す其輩皆船に上り之を見る、予晏然として坐す其中魁首一僧甚た奇、起居を異にし言變ず、吾人と異なることなし、予之と言ふ、欣然酬答す又來りて吾鞍子を見る、予人に命して之を示す、又紅中の蘊處皆之を示す、其僧見て後又予を指し明日歸路又予の下船して來り茶を喫せんことを請ふ、言已みて後其舟に乘し中より相與に之を語る、予金元をして潜に其言を聞かしむ、其輩曰く朝鮮紅則ち本、錢物なし彼の後に來る瑠球紅多く寶物を載す若し其紅來らば則ち奪取せんと言已んで還歸す、予宗金の船と一時賊家に近づき移泊す予其僧家に下り茶を喫し其居處を觀んと欲す、予の率行せる朴加大の倭、表三甫羅之を止めて曰く此處人心測り難し願はくは官人下る勿れと予のち下らす其輩亦來らざるなり

廿三日

曉頭西關を發して軍多灣くたまづに向ふ(此日夜半三船の海賊來るあり)

八、嚴島戦争と海賊

嚴島戦争の經過は誰人も周知のことだか今は之を海賊達の口から語らせて見よう、

弘治元年九月廿九日嚴島へ元就様御渡海のこととなつた、前日から西風厳しく時雨かして居る、廿九日朝河の内衆(大田族)召出され、今日暮方に堤浦へ當手の人數壹万五千斗りあるを一時に漕渡せとの仰渡しだ、見玉内藏太夫申されるには近年所々にて切捕つた船、又組下御馳走の船三百艘あり、大小押合ひ五十人乗としても一時一同に押渡は出來ても水夫が居らぬから、海賊衆幸に御味方に參られれば元就様仰せの様に海賊手のもの追手に差向ける仕組だから、是れも御下知あるべしと申上げた、それは方角違だから出來ない、兎に角才覺せよと仰せられた、飯田越中守浦々島々早船で水夫を捕へた、所で佐西郡は男女童迄山あがりして拾集めて御警固中の御馳走船迄數へて七百あつた 船一艘に三人加子として風強き故廻船など中々押急くことだ、願はくは

官内から御出船ならば追風であると申上げた、元就様仰られるには官内から乗つては敵方から見附られるから出来な、い但夜に入つても出船出来るかと仰せられた、山縣は大人數を渡すには水夫は不用で各皆乗手だから、櫓楫を數多入れおけば乗手の中、いか程の押手が有りますから其通下知なさいと申した、元就様山縣を御譽感あつた、船の支度、人數船のこと故、上棚を付けること如何、船底に通乗すかと申せは、是又御譽感なされ、敵方へ小人數に見せる術かと云はれた、それも廻船は垣の内に蓬を付けて外より見ぬ様に致す、七ツ時に總人數食を給べる、船中は貝にて知らせる、二番貝にて總人數討出でる、人數組々注文を取り、組々の相印を船に立て置く、又總人數も一手切の御印に付、船組廿間卅間配合せ、先衆の船皆々乗せて沖へ押出せば、二手の衆の船、合印にて磯へ押付けることに定め、日入時推出したが、風強く漸く戌亥の頃、堤浦へ押付けた、直様一二の空火、御定にて山中へ押入つた、先衆の先にも、何も組々の先には鉄の者、斧の者、空火の者、行つて御備の衆も提灯を坂本に立てさせ、一番船、一の字の提灯に付て上り、直様山へ上り、二の字の提灯立てるを見て、二番船上り次第々々此の様に山中へ押上り、大空火壹町の内に二三所も焼ける、松杉の枝に其日「スツハ」共松明を付けおいだ、それに火を付けて通ふた、又暗き所には捨松明幾つもあるのだ、それに火を付けて手毎に持つ人もあるのだ、

元就様内藏大夫を呼ばれ、此船共夜中に廿日市へ押戻せと云はる、内藏大夫は御座船斗り殘し申さんと云ふに、元就様は乗船を一の先に戻せとの御意にて、畏ることとなつた、其節山縣の言に内藏太夫殿には流石の人だが、御座船の儀申すまじき事なのに、考へなきことを申したとて、山縣は御前へ参りて、總人數儀推戻すことは如何と申上くれは、元就様仰せには、筒様の目利に此島へ乗渡り合戦する上は、討勝ては敵の大將は討死疑なし、討負くれは元就討死疑なし、討勝つ時は敵の船こそ味方船となり、若討負の時は船の事思出して、此處彼處の道もなき谷峯に迷ふて、結句討死すれば面目なきことと仰せられた、其故に船は全部推戻した、それでも山縣の才覺で御座船をば隠し置いて、他の船は拾町沖へ推出して一度に火をかけた、山にては皆々之を見てとかく是は討死すべき軍法と心細く見送つた、其節桂元澄の小性一人腰付を落し涙を流して申すには

明日の御合戦には、朝食晝食だけ、腰に付け梅干を持ち、先づ梅干を給べ、後に食を取れとの御念の入りたる食物を落した、彼様に山坂を越へる時は、早く空腹になるに、明日は何と致すべきか、討死すれば申事なきも、若終日の合戦に無食にては飢死となり御供も出来ませぬ、と高々と泣いた、諸人之を笑ふので元澄は

扱々其方を悴と思ふて居るに、中々剛なる事を申すものではある、我々かよりの難儀の坂では親の事も子の事も、又明日の合戦の事も思ひ忘れて、差向き坂の難儀ばかり思ふのに、箇様に難儀の時も働の事を忘れず、剩へ高聲に泣く事は、強き者のすることだ、大人數一同推行く時に、誰か格別の志を顯す人はないか、

大剛の元澄ほどあつて、其儘何も云はずにあつたなら、唯の元澄で、小性が焼飯落して吼へたと、人々は沙汰したであらう、さすれ桂殿の考悪しきに、大剛譽の人は格別だと云つた、頓て御陣が引けてから、小性は討果された、

後續の警固島衆も船にて三百艘亥の刻押寄せ、隆景様は

此の大波では、全體が船酔で働が出来まい、大元へ船を着けよ、迎も敵の船近くへ撃くことは六ヶ敷と

と云はれた、磯倉左近大夫、能美兵部丞は

この大波では敵も味方も術は出来ないから、敵船の中へ押渡り、鳥居へ船を着け、御人數は夜中に少々御上げに成れば、敵方にも夜更の事故心付くまい

と申して船を押込んだ、されど敵は數百の橋を掛け、船筏を組み居る様で如何にも着け難い、そ

こで乃美兵部は

筑前から宗像秋月二手の者が加勢に來た、此處を開け

と云へは、敵は暗夜のことで、水夫共は實と思つたが、碇を直せば陸へ打上けるので少し繰寄せた、其間から鳥居の前へ押入り、隆景様御小性共と社壇へ密に御上り、夜の中に塔の岡に御詰掛になつた、陶殿本陣は塔の岡から一町程の上の、高き丸山壇の上であつた、後の横山から元就様、元春様が寄せられ、隆景様は東の方の高山にあつて、總指揮をせられ、人數を繰出された、陶殿陣へ矢も鉄砲も見下しに射かけ、打かけたから、一たまりもなく敗軍となつた、隆景様塔の岡の上の、築山のある所まで御詰掛けられ、陶殿は山べりを東へ、龍が馬場へ退かれた、今の經堂の地には、弘中三河守三浦越中、城を構へ居たが、三原衆責掛け兩人切つて出で、坂の辻で入乱れ合戦となつた、三浦衆隆景様を三度突立て、三度目に傷三ヶ所負はれ、其上に越中守組共十六騎突掛つた、是は陶殿家の十六騎武者と云つて隠れなき者だ、御難儀の處に、御本手衆赤川左京兄弟後から突掛り、吉川様御手先二宮本助一與、粟屋源三兵衛、樋口彦三郎、越中と切結び突立てし處へ、又本手衆内藤内藏丞、宇多田右衛門尉、兩組切掛り内藤と越中と鑓を合せ越中を突伏せ

弘中三河守父子五百斗の人数、七十程になつて隆景様御備の中へ一文字に切抜けて、龍ヶ馬場へ立退いた、山内殿、阿曾沼殿追掛けて悉く討果した、陶殿、越中と三河守討死の由見届られ、今度の先手かく討死し、其上船軍始りたるに付自害せられたとの事だ、

船軍は相島衆と末長一類と相手し、宇賀島海賊五百斗の船をは能島殿、乃美兵部二手にて切取つた、

隆景様御備は、飯田讃岐守、河内備後守、鶴飼新右衛門、豊島東市佐、海上は磯倉左近太夫だ、合戦は八ツ時分に終り、元就様は御父子、要害へ御入りなされ、新里己斐兩人へ則時御褒美遣はさる、簇本總人数へ城中にて食を焼つくねて、小浦の左右の堂へ出来次第遣はされた、簇本總人数其他諸勢への御觸は、鍋釜のある家へ立入り、食焼き給へよ、米も其所に有ることとて、諸勢は寺々又は明退きの町家へ立入り見れば、町人共俄に陶殿押寄せられて、鍋釜をは捨置き敵に取られたので、其儘あり、其上米、味噌、鹽などもあつた、是は敵が置いたのか、元就様の仕組か、誰も知るものはなかつた、

宗勝は武慶方に御暇遣はされ、後に元就から御自筆で感状を遣はされた、

幾度申候ても、今度の義三方御出ありて、海陸大利を得候、元就存生の間難忘候、御所帯之儀

も一所に相求追付可申入候、手之衆にも能々可被申候、仍刀一腰光忠絹五疋進之候、尙粟屋可申候恐々謹言

毛右馬頭元就

村上掃部頭殿

御宿所

九、河野援助と海賊

道後湯月の城主、河野輝正忠通直は、先年より毛利の幕下となつて居つた、宇都宮豊綱押寄せ來るとのこととて、河野から援兵を乞ふて來た、それで吉川元春は部下數百人を送つた、通直は之に力を得て豊綱の居城大津(大洲)へ逆寄をした、處が、豊綱も長曾我部元親に加勢を頼んだので、五角の勢となつて相引となつた、そこで再び毛利増援を乞ふて來た、輝元は佐東に陣を進め元春父子小早川隆景と五萬の兵を率ゐ永祿十一年二月伊豫に渡つた、廿四日上須戒、下須戒、伽の森を攻め取り、大津の城に攻めかゝつた、元親は一万の兵を以て、大津に近き柳原に俄城を築き居た、是には河野父子、能島掃部助、久留島出雲守等馳せ向ふ、大津には吉川小早川諸國の兵を以て取巻ぐ、豊

綱も剛勇のもの度々、打出て戦ふたが、寄手の多勢に敵し兼ねて遂に降参した、城は河野に渡し、豊綱は三原に連れ歸り、嚴重に警固してあつたが、間もなく病死した、

此戦争に河の内、三原の警固衆が参加したことは云ふ迄もないが、五萬の大兵を三日間に輸送し、陸戦に迄参加して大功を奏したことは、多とすべきで、今彼等自身に語らせば、

永祿十一年の霜月、伊與興居島の城主宇津宮遠江守、同國大津の城主西苑寺公廣、河野殿又來島方と申合候而土佐一條殿を引入申候に付河野方難義に及申候、一條殿は最前土佐を持被申候へ共、牢人被仕候而久敷大内殿に打かゝり居被申、義隆御果被成候節土佐へ立歸被申候、其節は阿波讃岐迄も味方に付いて、人數一萬許にて討入被申候、就夫元春様、隆景様宍戸殿、福原殿、渡海被成候、其節島坂の城にて來島持分の義に候へは、村上河内守在城仕候、一門の義に候へは、難遁海上を取堅め其上陸の働迄相勤候、乃美兵部儀は隆景様先手を被成候に付て、陸へ加り被申候、今度の儀は尙更兵部先懸可仕候由被仰度候而、兵部先陣に相備へ、霜月廿三日大合戦に御座候兵部承りて武慶、吉充も加り敵を追崩し、各島の者共高名仕候、其後所々に而働候得共、一條衆殿に罷成候而退散被申、宇津宮儀は備後へ被召寄、惣中々御預被成候事

(三島海賊家軍日記)

如何にも三原衆だけあつて、乃美兵部の旗下にて極力働き、加之敵將豊綱を三原に連れ歸つたことは此上なき功名のことだ。

十、雲州在陣

永祿三年から元就雲州島根在陣について、三島のものも交代に詰めることとなつた、他方面の事は打捨て、洗合の陣を城として力を入れたので、諸國の侍も、親、島根に詰めれば、子は城を守護し、子が出陣すれば、親は居城を守ることになつた、そこで三島の者もひとと雲州在番することとなり、浦々を警固して、丹後、但馬、豊岐の三ヶ國から月山へ送る兵糧の道を斷ち切り、九年まで所々手分けして警固を勤めた、誠に小人數で敵國の中に詰め居り、敵取返せば船に乗り、目利悪き時は陸へ打上り、各晝夜辛勞した、五度八度の戦よりは辛勞は遙に増した、斯様の事は忠義とも思はれず、只島中の者の苦勞となるばかりだ、永祿九年の春、所々の塞の要害悉く月山へ引入れたので、當年中には屹度富田の城も落城と見切つて春中は菱なぎ秋は刈田の働を仰付けられ、海邊は三島のもの打上り働いた、美保關安來等の關所を持固め、其上に陸の働迄して忠節を盡した、右は三年糧攻めに仰付けられたが、尼子は五國の大名、殊に又銀山山吹を取つたので富貴の家だから、容

易に詰められず、永祿九年の十一月まで堪へて居つた、其節糧攻めについて陸上の人々は手柄を譽められても、海上の取詰はさのみ見えず、他國の事とて見込も立たず、城中力を落すものあるとの事であつた、

(陰徳記)

十一、和智又九郎打果し

永祿十一年十一月元春、隆景伊豫興居島へ渡り在陣した、事終つて吉田から使として佐武若狭守が來た、和智又九郎、湯谷新三郎兩人を召寄せられる子細あり、船中にて家來の者と分ち、兩人のみ吉田へ送れとの事だ、和智兩人の人数二百斗りあつた、能島來島兩島へ相談があつた、武慶は和智兄弟は河の内へ御手船に乗せて送り、家來のものは此方へ請取申さんと云つた、依つて夫々船配りを申付け、下人等は一切御座船には乗せぬこととし、和智兄弟のみを乗せ、家來の者は島船に乗せて漕出した、吉田衆で目付又は使に來たもの、永井右衛門大夫、佐藤右衛門尉、兒玉肥前守、遠藤修理亮等歷々のもの、上下二百人斗、佐武若狭守も付添ふた、彌大事のこととて、隆景からも井上又右衛門上下百斗添番申付けられた、後は武慶から和智兄弟隱密の事で、船中から召寄せられたから、乗船を歸來る迄、當島に掛り居れとの事故、其事に心得よと申渡し、船の廻りに射手を掛け、

家來の乗る船の櫓楫を取り、晝夜用心を申付けた、和智兄弟は漕分けられて、心元なく思つて居る内に、河の内の嚴島へ掛つたから、海の浅き様子を見て、兄弟のもの飛込み、掛け上り社壇へ取込んだ、各不意を打たれて、追掛けて神前をも恐れず働いた、井上又右衛門和智と組合ふて、社壇の門から廻廊まで引出し討果した、遠藤修理亮は湯淺新三郎を引出し是も討果した、大事の召人路次にて討果すことは如何あるべきかと氣遣つたが元就は無念は無念だが刺殺したことは能くやつたと云はれ一同子細もなく安堵した、島に残つたものは一命は子細なしと云はれ海上と云ひ櫓も楫もなき船ではあり四方を取廻し圍みたる兵船から鉄砲を以て詰掛けたので皆々刀脇差まで差出して心安く送られよと云ふので各在所へ送つて遣した、

聖護院道増は之を仲裁せんとして周旋する處があつたが遂に成らざりしは遺憾だ、

雖不寄存之儀候備後國

輪智當島に抑留之由候

彼息於吉田申事共候つ

る刻凡元就内意をも聞

届候如此延々逗留候者

不慮可出来候自他之爲
可然様に令馳走度候彼
邊用心付而者無不審候
様涯分可詣候は肝要於
彼進退者隠居之委可然
候能々爲兩所被尋究之
承候得者元就手前之事
立雪申談之申試度候座
主へは先度令面談候き
是又可被申合事肝用於
吉田之儀者涯分可申調
之候島中一段氣遣之由
候條如此令啓候也謹言

(永祿十一年)

(道増法親王)

八月十九日

(花押)

十二、豊筑の警固

伊豫事件終つて豊筑討廻の爲元春隆景兩人下らるゝこととなり、吉田よりの命にて永祿十一年極月始頃下られた、其際大友との間手切になつたからである、元春は隆景へ三原へ寄られてもよし、夫迄船中にて待たれよとの事であつた、隆景大に立腹し元春父子の間隔ての出来るも左様の分別からである、弓取の作法を背かれるで父から叱責せられるのだ、父の弓矢の作法崩せは早敗戦だ、是は當家肝要の軍法だと云はれた、三島も直様御供をした、隆景は三原の前を通過の時は北方の幕を下けた、諸人も之を見て因島衆自分の家を見ぬ様にと幕を打つた、かくて極月中旬に豊前に討廻り諸城へ下知せられた、警固は海上に手配をし所々にて各敵船を切捕り感状も戴いた、夫から筑前へ下られ、海賊も亦桑島へ下り船手は五艘三艘つゝ切取つた、河の内衆も同様だ、後小倉へ着かれ越年だ。年内丈は上陸かと思つたが総て吉田からの下知がないので上がられず翌年三月まで小倉に陣取だ、海賊方も同様だ、右豊前に兩川在陣中に三谷の城主長野修理亮大友方へ引付けたとの聞あり。又筑前立花彌十郎も豊後へ内通して種々表裡があつたので、三月に吉田へ注進した、元就は早速

赤間關に下り、長野を取詰め討果した、夫から兩川立花へ取掛りしが中々手強く其上豊後からも五万斗で討つて出たので八月迄支へた、海上も陸上の人数僅一万五千のこと故各上陸した、大砲を求めたので之を打つた元就は八月に渡り立花を責落し赤間へ引上げた、其時の次第は勝利ではあつたが實は敗軍であつた、葦屋の渡一大事と云はれて各島方から出て、船筏を集めて勤めた、葦屋は以前から宗像良喜の持分であつた、旗本ではあるが、永祿六年公方の扱て大友方へ参つたものだ、併し如在なく留り居つたもの少々出て人数を渡したのだ、

十三、秋穂白松船軍

立花在陣中七月初から、尼子勝久織田信長へ一味し加勢を請ふて、三万の兵で因幡伯耆へ討入つた、處が國中の者は主人の爲めと云ふので悉く味方して雲州へ乱入したとの報らせか來た、備後神邊の城へ、土民共一万斗取籠り、一揆を起したと云ふので、方々へ手遣かあつた、其上立花の城は乃美兵部、桂左衛門大夫、坂新五右衛門三人籠居つたが、五万の敵を引受け、早落城と極つた處に、宗像良喜内通して遂に立花をかけ落して赤間へ歸つた、處に大友輝弘貳万斗で山口へ渡り、秋穂白松に船をかけ、海陸共に陣所を置いた、全く前後に敵を受け通路なく一大事となつた、北國其他も

一時に乱れて、昔から此様の大難儀はなかつたと下々のもの申合つて居た、西國は悉く乱れ、敵は信長尼子大友と三方から責掛け、前代未聞の大乱となつた、兎に角輝弘と一戦すべしとの事で、十月十七日山口へ取掛つた、此方的人数は僅一万五千で諸國から呼寄せせることもならず、結局國々境へ手配にも足らぬ程だ、小郡まで責寄せだ處に、備前から宇喜多が來た、伊豫から河野が來て、元氣付いた、海上のものは三島のものとして戦ひ、通路を開くべしとの事にて各押掛つた、其時の備は一番村上掃部頭、二番因島新藏人、三番乃美兵部、四番木谷孫四郎、五番末長常陸介、包久小輔五郎、彼様に五段に備へ、秋穂に押掛對陣した、豊後方には笠井兵部介、富來藤三郎、兩手兵船五百何れも大船で、兩蟹人^{かまがら}を乗せ早曉の大筒を射させたから、俄に乘取ることには出來ず、夜討が良からんと云へど、彼是にて廿七日迄延ひ、廿八日の晚一時雨あつて、暗黒となつたので戦争と定まつた、敵方は空火などで用心して居る、此方から育船の射手三十艘斗先に備へ、貝の聲に其組の提燈を擧げて急に掛れば、金の聲^{かね}で提燈を上げた者、引きかくして引時は必ず後へは引かず、横に押掛け南へ廻り、南から討立てるのだ、南ても金の聲に提燈擧げれば、又東へ廻り討立てるのだ、二番船は育船にて炮祿三十艘、是も右の如く働くのだ、三番は育船の武者船是は五組共に提燈に付くのだ、四五六七のかきなげ鉢。熊手、どうづき、火鞠、火桶の者共は武者一艘に三艘四艘づゝ差別押掛

ける、先づ射手船共空火船を散々に射立て、早々本船の處へ引退くのだ、空火を消す時は動にくき事なれど本陣に逃げ、掛けたかゞりて敵の船は残りなく見ゆ、此方の船は少しも見ゆぬから射手船を進め一刻ばかり射立てた、尤大筒も打つたが時雨の後で、波少しあり何の功もない、矢を大分射出したが鉄砲は暗き所で玉薬取紛れたか段々疎になつた、其時砲祿船押掛けて敵船を相手取りなげ入れなげ入れ働いた、其時武慶いつもの如く掛聲で関の聲を擧げ、武者船掛出した、其砲祿にて早船十艘斗り焼立て、乗込の加子水夫共叫ひながら海へ飛込んだ、最早總人數敵船へ乗入つた、時分はよしと後船へ相圖の提灯を擧げ呼貝を吹き、それで因島方や宗勝方は次第に南へ廻り東へ廻つた、射手の船は右の定の如く砲祿も南へ廻り、南から東へ廻つた、人々武者船其後へ取掛り々々々突崩した、戦半ばに河の内衆も来て飯田七郎右衛門も一廉の働をし、村上源三郎拾艘斗で因島へ加勢して高名した、それで敵十艘は焼立てた、乗つたものは海へ飛込む所を熊手、鎌鎧で引上げ首を取つた、豊後方も功者の船は、弓鉄砲を少も打たず、鎧となけ突を手毎に持ちて砲祿をもた、き落し、大筒の爲め本船近くへは寄せず籠城の如くだ、船は子細はないが、手向術の船は残りなく破損した、大友方は大筒を輦で打たので一里迄も届いた、

十四、攝津難波船軍

天正元年足利義昭信長と手切となり、京都より宇治へ退き、輝元隆景を頼み、七月初輦へ下つた、其時大坂の門跡は義昭方で、紀州雜賀、鈴木孫次郎、攝州荒木、播州別條孫三郎等毛利家へ隨身した、七月初門跡さら使僧下り、義昭方味方して、當春から信長と取合ひ、五月から籠城して居るも兵糧乏しく、輝元、隆景へ下知して兵糧又は加勢せられる様、又義昭も初ての勳座だから、早々見次かれるやうとの事で、吉田から粟谷右京大夫組共六百、河の内兒玉内藏大夫兵船七十艘、福間彦右衛門尉御檢使として三原迄上つた、隆景からは村上彈正忠景廣、乃美兵部丞、井上伯耆守、人數千五百を以て、兵糧三千石見次くこととなつた、七月十五日の朝攝州石崎へ着船した、信長勢海陸共陣取事々數見わた、殊に海上も伊勢の九鬼大隅守、大船廿艘斗、川口の東、住吉つ方へ掛置、五艘つ、一日替りに川口の番船に出た、迎も兵糧を城へ入るへき様もなく、とに角合戦と申談し物見を出した、大船共千瀉に繋いて居る、船のすわる事はなきも、川筋一通の深さでは自由の働が出来ない、船印幕を見れば野口、小島、石崎、沼野伊賀守、間鍋共跡をつなぎて、松原兵部、寺田又右衛門、鎌鹿目助と申すものを聞落したと云ふので、宗勝、景廣兩手を左右に分け、同じ鼓貝にて拍子を揃へ、兩手共に育船を先きとした、定めて大筒があるだらうから備へは一文字とし、戸崎から

押出した、幡船印等取入れ河口へ推入つた、敵は舟の様子を知つて、碇箠を取り騒いで居る、其日南風強くなつたので、知らぬ躰で堺の方へ沖を乗つて、南から仕掛ければ、八つ時分潮引時に乗取る手筈と極まつた、處が敵船漕出して乗りすへたので景廣船印旗を押立、盲船一番炮祿の次に乗入れ、掛聲して樓へ、櫓奉行上り、控立ち押させた、同拍子とは云ふものの、互に高名はしたきもので、宗勝の船より一町斗押進んだので、宗勝以ての外腹を立て、押くらべ一間にても遅れたものは曲事たと下知した、けれども島加子の眞似は出来ぬ、處に櫓口の一人自ら切落されたので、加子等精を出し、景廣方と五角になつた、宗勝は盲船に乗り、自身炮祿をかへて居つたが、此時楫取一人船先に跪き居たるを、敵船から討伏せ、繼いで出た者も又討殺された、其後大筒二つ三つ音はしたが風の如く通つた、此方の射手船も兩手大小共に百艘斗、後より詰掛け射立てた、景廣方には早勝ちだと関を作り宗勝方も関を合せ盲船を敵の船腹に押付けたれば、炮祿を投掛けたが盲船のこと故海上へ皆落ちた、敵はせき立ちて自分の船に取落し、小畑方の船が焼立ち、武者共海中へ飛込み、宗勝衆は熊手で働き、或は浅所へ飛入つて、水中で組取り迷仕付して、盲船共ひた々々と取詰めた、敵は矢も鉄砲もはや間に合はず、火鞠なげ鉾手筒で突立てたので、敵は働叶はず、海中に飛入り、又は船底へ潜み入り、太刀をかまへて居る所へ、武者船の者共、盲船を飛越へ乗入り、或はからくり

橋をはね掛け々々々々乗移り戦ふた、中にも井上伯耆は自身乗込み働いた、河の内方も飯田七郎右門敵船一艘乗取つた、粟屋一手の衆も高名した、福岡彦右衛門一番に乗入の高名したのだ、野口、畑、沼野、間鍋は討死し、首數八百餘討取つた、其外は小船で逃退いた、それで勝関を作れば、大坂難波迄響渡り、川口に居る船共は迷逃去つた、かくて同日糧船川口へ押入れ、左右の岸に粟屋、井上備を立て押入つた、其時根來法師岩室清祐鉄砲千挺で加勢に來た、敵からは少しも手立がないので、日暮れて城中へ兵糧を指込めた、

此時の注進狀

急度途注進候、去十二日岩屋を出船候て、泉州之内、貝塚と申所に乘渡、雜賀衆令同意、翌日從堺津住吉表木津河口乘懸見合處敵警固太船をはせ、樓迄組立數艘相圍、敵警固貳百餘艘差副太船之左右、河口にはかしをゆり渡之、勿論陸勢張出持續候、不及一戰之安否候へは、兵糧差籠候事不成體候、然間、雜賀衆申談之、評議相添、切懸、則時追散候、右かこひ舟には、泉河攝之陸衆宗徒之者歷々罷乗候間、十三日より十四日早朝迄采討果之、彼太船無殘燒崩候、數百人討捕之候、頸注文相捕之、臆而可致上進候、御警固衆并雜賀者無比類被碎手候、被立御用候衆手負數人候、是又重而可致注進候、先以御吉左右申上候恐惶謹言

(天正四年)七月十五日

木梨又五郎

元 恒 (花押)

村上新藏人

吉 充 (花押)

生口刑部丞

景 守 (花押)

兒玉内藏大夫

就 英 (花押)

富川平右衛門尉

秀 安 (花押)

村上刑部少輔

武 滿 (花押)

栗屋右近允

井上又右衛門尉

元 如 (花押)

包久少輔五郎

春 忠 (花押)

桑原右衛門大夫

景 勝 (花押)

村上少輔五郎

元 勝 (花押)

香川左衛門尉

景 廣 (花押)

村上河内守

廣 景 (花押)

乃美兵部丞

吉 繼 (花押)

宗 勝 (花押)

村上少輔太郎

元 吉 (花押)

兒玉三郎右衛門尉殿 (元良)

兒玉東市助殿 (春種)

岡 和泉守殿 (就榮)

それで喜んだのは足利義昭だ、早速御内書を下して居る、

今度差上鱗兵、敵船早速切崩、數多討捕段、喜入候、爲其指下一色宮内少輔候、諸士粉骨神妙之旨、褒美肝要候、次輝虎言上之通、委細秀政昭光可申候也

(天正四年)七月廿五日

花押 (義昭)

毛利右馬頭とのへ

十五、朝鮮征伐と唐島合戦

文祿元年正月末に朝鮮征伐の事を申渡され、河の内にて大船を作られ島方でも少々道具など周旋した、此頃は村上八郎左衛門、同新左衛門、浦孫兵衛、木谷右衛門尉等隆景へ奉公して居つた、輝元は三月廿三日名護屋から出船された、北國方から大船にて、多分の人数渡られたが、島にも内々兵船は持合せて居るので、隆景の御用に立て、又は人数の漕渡や海陸の役を勤めた、釜山海へ着かれ、たが唐人は悉く逃退いて、各陸の供をして子細なき事ではあるが、僅の人数ではあり、輝元は村上喜兵衛方を隆景よりは白井縫殿允を釜山海の番に附けられ、隆景は全羅道の先手をし、赤國へ討入りの半ば、藤堂佐渡守から使が来て、唐船數百艘唐島に掛置き、折々釜山海表に出来り日本の通路を支へるから、佐渡守一手で切取る、然れば海賊の内、功者一兩人差出されよとの事だ、日本への聞にもあり、此方の用を欠いても遣すとのことで、隆景は赤國働の備は、栗屋四郎兵衛、桂宮内少將、兼久内藏丞、常掛彌左衛門、鶴飼隼人正、村上八郎左衛門、同新左衛門、木谷右衛門尉、磯兼助兵衛、乃美主水正、井上五郎兵衛、末永太郎兵衛、河井惣右衛門、浦孫兵衛、包田惣兵衛、河井源右衛門、井上彌兵衛、神保與右衛門、南李助、南與三郎、包田藤兵衛都合廿一組二万五千の備で、全羅道の城々に赤武者四萬籠城して居つた、六月七日に取掛り、城より二丁斗此方の小丸山に陣取つて居つた處に白武者十六万騎馬三方の大山に押來り、一度に陣取り事々敷體、各殊の外騒く時

なれど、隆景は白武者は合戦せすまじきとて、身に引請けらる、赤國さへも城へ取籠つて一度も働かなかつたと云はれた、村上八郎左衛門、浦孫兵衛兩人か來るであらう、先方に合戦終り次第早々歸るのだ、幸ひ村上喜兵衛、輝元から釜山海の番を申付けられて居るから、三人申合せて働けよと云はれた、依て行けは佐渡守は悦びて、今度伊勢の九鬼、海上の事承知しては居られるが、合戦の事は無案内だから、評議の事は村上八郎左衛門、浦孫兵衛兩人差圖に依れと云はれた、八郎左衛門は敵は數百艘の大船だから、石火矢數千あるたらう、小船に櫓數を入れ、未明乗りか夜掛りか、一刻も急に責める方がよいから其用意をせられよと云へは、佐渡守は火矢又は炮祿等の用意を申付けた、七月十五日の夜と定まり、各総人數乗掛けた、船數は如何程でも有ることなれど不用にて、大船の働掛合一遍の覺悟だ、乗付けて後は乗取つたも同前だから、各持來つたからくり橋等又鉄の筒等悉く役者を定めた、尤乗掛ける時は島から先手をすれば、手間も入らぬことか、佐渡守家中事々敷騒ぐので、頗に敵方に用心して覺悟の體見は、船毎に火が見れた、待受けて居る處だから少々石火矢が當るだらうから、少し必死にて掛れと、八郎左衛門孫兵衛か云つた、村上喜兵衛は輝元よりの命令は無いが、斯様の時節の爲に、付け置かれたのだから、格別に取掛ると云つた、八郎右衛門一手のもの共。敵との間を置き、内より棒火矢五六十打出して、敵船を燒立て、船腹を打

渡した、敵からも石火矢數十挺打立てたので、佐渡の守一手には少々人數を損した、総て夜半の義は武慶代より忍ひより、俄におつづく作法であつたが、時の状態で此様になつた、其後大半は盲船で、一艘つゝ押掛け、各目を閉ち無理に炮祿を入れ、小船の盲船を敵船に敷かせて、筒撞にて船を碎く中に、達者は四五艘打破つた、荒切りして佐渡守手の衆へ、時分は良しと乘らせた、總數百六十艘、内百艘燒捨てた、唐人加子其外海へ飛ぶもの、生捕又は討取るもの二千、其内村上方へも五百捕つたが、加勢の事故首帳なしに渡した、其時村上喜兵衛方へ打捕の船四五艘助け置いて、以後浦々船切取の時、此船に帆を掛け風上より流掛け櫓にし、其陰から仕寄つて數度働いたのだ、此時の者らしき古文書三原淺野家にて發見せし故左に載せておく

七月十六日注進狀今日九日到來加披見候、今度番舟唐島に在之而、釜山浦表へ切々取出、日本通路相支候處、去十五日夜相動彼番舟百六十餘艘伐捕、唐人數千伐捨、其外海へ追はめ、并先々津々浦々、十五六里之間之船共悉燒捨候由、手柄之段無比類候、以來迄番舟根切仕候事御感不斜候、何も歸朝時可被加御褒美候、猶德善院、増田右衛門尉、石田治部少輔、長東大藏大輔可申候也

八月九日 秀吉(朱印)

羽柴薩摩守侍從とのへ

島津又八郎とのへ

小西攝津守とのへ

藤堂佐渡守とのへ

脇坂中務少輔とのへ

加藤左馬助とのへ

十六、大内大友両家の糧船切捕り

免符なき船を切捕ることは年々歳々數限りもないことだが、今一つ最も大なる合戦を記せば、時は天文廿年の冬、陶の廻船三十艘、米二十石余積み上方へ運送した、上關で咎めた處切手なし、宇賀衆百人余上乘して押通つた、古からの島の作法で通されぬと云へば、公方への進上の八木其上宇賀島上乘りして、通過するに誰人が咎めるのかと云つて、要害へ鉄砲を打掛け通つたが、多勢だから通したと、其日の内に兩島へ繼舟が申して來た、武慶は腹を立て切捕つて仕舞へとの事で、即時因の島へ討出で、各同心にて舟數八十艘を以て、蒲刈瀬戸まで押下つて見れば、大友の舟又三十艘ばかり、かむろにて行合ひ一同に漕上り、樓を置いて弓鉄砲を飾り立て、上に人數を乗せて居るので

、武者船と見た、されど荷足が入つて居るので、兵糧船だと申して來た、鉄砲多ければ、現はれて切捕ることはどうかと云ふので、蒲刈島の左右の谷に隠し舟を置き、先乗りは盲舟、矢さまばかりより弓鉄砲打出し、其次に引付て武者舟に備立てるがよいと武慶下知した、其故は潮早き瀬戸では假々の備は役に立ぬからだ、極月初頃のこと、津和瀬戸から二百艘斗走り寄つたから、各警固し居た處、繼見の者押し來り、諸浦の舟共、兩海賊を頼みて一同乘來つた、大友方は富來一黨是も人數百斗りあるといふ、各大事の合戦だ、兩家の海賊も日頃仕付たる者共二百人あれば、六ヶ敷と申合つたが、武慶は少しも驚かず、陸へ鉄砲十四五挺上げ、瀬戸を落す時少し打掛けよと申付けた、かくて糧舟を待かけ居れば、東の島に能島方は碇を入れず、ふり掛つて居る、蒲刈には因の島衆、是もふり掛り、其武者船は十艘斗り、瀬戸中へ寄つて瀬脇に居つた、敵船瀬戸へ掛り、少し帆を下ける時、陸から鉄砲を掛ければ、樓に乗つたもの、下へほろけ落ち櫓を早めた時、能島貝を吹立て、相圖の旗を上げれば因の島も関の聲で押掛つた、敵船處柄兩島へも遠き所なれば、此様の事はあるまいと油斷して居つた爲に、以ての外騒ぎ、俄に帆を下げ、能島方へ少し楫を向けて、因島方弓鉄砲にて討立てたが、樓へ取上り鐘を取る者はなく、胴壁の蔭にて弓鉄砲を論し居るをヒシ／＼と乗付、炮祿を投入したので、先舟四五艘造作もなく仕付けた、其間に後舟潮早ければ流れ掛る、さ

れと警固も糧舟も、入交り乱合ひ、術も施し難く見わた、能島方ももみ合乗掛け、武者舟を目當に射立てた、兩島の者左右より掛る故、敵も働ならず、上潮の事故行過ぎて後から射立てれば、敵方警固共大方討死手負ひて、帆かけ逃延ひ、其外糧船へはかき熊手の役者共、乗移つて綱を投入れ、磯へ引かけた、宇賀島を大方切捕つた時、大友方の舟瀬戸で乗り掛け、後へも引かれず、互に申合したること討掛かれと、糧舟を推分け乗掛るを、武慶見て各草臥れ、其上入乱れて下知も聞きかねるので、新手で仕付けやうと、少し磯際へ流れ、貝を吹立て火を立てた、二番手の者共押掛り、敵も散々に射立て、味方にも手負數多出来た、潮早く舟の行過ぎるを幸と少しやり延べ後より責掛り其時村上方より、敵船の艦へひたと押付、早仕付たりと高聲に呼べは、武慶太鼓を打ち、何時もの仕方と云ひながら、関の聲を作り船端を一同にたゞけば、其船は働もならず、水夫共海へ飛入り、楫取舟底に逃入り、船横たへ渦にまふ處を乗掛け一人も残らず討捕つた、是は富來方の者共であつた、残る舟を、後から追付々々、艦にひし／＼と盲船をつけて、楫をひき又は舟鉄砲を射付けたに付て、皆々片付けた、それて糧船は残りなく磯際へ引上げた、中には戦半ばに島へ上り山入りしたのもあつた、是で総糧七千石切捕つた、此運送は全く公方への進上の八木であつたが、關所過書なく剩へ狼藉したから、此様の事になつたのだ、

十七、元就上洛警固

弘治三年十一月廿七日、皇太子方仁親王御踐祚みちひとあらせられたが、時恰も天下騒乱、海内兵革の時、公家武家共に衰微甚だしく、即位の禮儀行はるべき様もなく、四年を送らせ給ふた、然る處に毛利元就は仁義禮智の大將にて、上を敬ふ心深かつたので、此事を深くいたみ奉り、御即位の料を調進し奉つて、永祿三年正月廿七日に禮法舊例の如く成就した、當日の警固をは、毛利家縁者たるに因つて、元就、丹波の屋形波多野右衛門大夫秀治、同出羽守宗高に命せられける間、兩人即ち上洛して、家臣荒木兵部大輔氏好、同山城守守綱、江田兵庫頭行範、大館左近大夫氏忠、赤木刑部少輔幸家を宗徒として、都合一萬二千人を引具して守衛嚴重に勤めた、之に依つて上の叡感限りなく、今度の賞として同二月十五日元就を従四位下に叙し、大膳大夫に任し、同嫡子隆元を従五位下に叙せしめられて其上菊桐の御紋を下し賜ふた、兩波多野も正五位下に叙せしめられた、以上は陰徳記の記する處であつて盛儀を祝し奉ると同時に元就の誠忠を稱讃して措かざる者である、之が議に参したる隆景も二月廿日には中務大輔に任ぜられて居る、其元就上洛の途中海路三島海賊に據つて警固せられた状況を見たいのである、

永祿三年元就京都から俄に勅使があつて上洛のこととなつた、是ば今年正親町院御即位のこと故参内の爲めであつた、諸國軍繁き時なれば、海上のことは因島能島兩島より先手をせよとの事で、随分美々數二百艘で警固をした、此様に美々數ことは公方もせられないことと、世人は申合つて居た、其時の備は五里八里先に物見の舟を備へ、先の様子は事あれば、烽を立て、本陣へ知らせることとし、さき一町に因島衆右の方、能島は左の方で、互に同じ貝大鼓の拍子で少しでもきをひ遅れのなき様に立て、二通りに備へた、御本陣は河の内警固衆、船毎に射手を乗せ、三通に備へる、そして港入りの時は、毎度能島方先に漕入り、御本陣を包み御掛り迄、港を二度も三度も廻りて、御本陣碇落の貝大鼓で、島方も大廻を承り、取巻き繋ぐのだ、碇起しの時も同様なのだ、寔に威勢申も疎と云ふべきだ、在々所々から見物に出て来る、島々の泊りでは、所ものは海賊と云ふので、殊の外恐れて山へ逃げ入つたものもあつた、元就は陸上の騒きを見て、心元なく思ひ、小物見をやれば、海賊がかけたと申合ひ、女童共泣き騒ぐのだとのことで、直に村人の安堵するやうに、申聞かせよとの下知を出した、元就は常々三島の者は海上で働くから尤ではあるが、無理に浦々島々をかすめ、狼藉をするかと云へば、見玉内藏大夫が、弓矢を以て諸國ををどされると同意味で、しかも似ない事もあり、何分海賊の賊の字がよみ悪敷故、無理やひが事がありませうと答へたので、元就は笑

つたと云ふことだ、さて播磨の室に着いた處が、町中ひつそりとして高聲でもの云ふ者もなく、家々皆戸を閉ちて居つた、元就は我か威勢は、全く海賊方に奪はれたと云へば、傍のもの大抵御威光は三島より遙々劣つて居る、何れの國でも恐敷事をは海賊がかけたと云ひ、重も無理を云はず、又けなげな事は能島か來島かと下々で申合ひます、上の御武勇より上かと思ひますと云つたので、大笑となつたと云ふことだ、

此時正親町天皇より元就に賜はつた御繪旨

今度即位大禮、無事被遂其節訖、近代送年序之處、早速被申調候、天下之美譽、國家之芳聲、何事如之、時運既到、忠勤嚴重、叡感不淺者、

天氣如此、仍執達如件、

(永祿三年)

二月十二日

毛利陸奥守殿(元就)

右少辨晴豊(勸修寺)

十八、三島海賊

三島海賊とは能島、來島(久留島)因の島を云ふので大三島とは別なのだ、初め河野十八黨の一なる村上三郎左衛門義弘の勢力下であつたが、義弘死去の後、北畠顯家の子師清信濃より起り、紀州雜賀を味方とし、夫より海上を掠め、大島を靡けて遂に勢力を得、長男雅房能島に、二男吉豊を因島に三男吉房を來島に置き、爾來行動を共にして内海を壓するに至つた、是が即ち三島なのだ、此の時代は能島武慶、來島道康、因島吉充の時代なのだ、柴田賢一氏八幡船には次の事が載つて居る、

なほ能島家は數代にわたつて、藝州賀茂郡竹原の珍開山に城を構へて居り、慶長五年能島掃部頭通高の代に至り、豫州三津濱で討死した、この以來珍海山の城は没落したのである、しかして室町八幡船華かなりし時代の、瀬戸内海一帯の水軍の状態を知るのに能島由來書がある、

(南海治乱記)

伊豫國の海表に能島來島院島とて三の大島あり、其外小島十に餘れり、豫州河野氏の部類にして、周防山口の府に隣する故、大内家に交接す、能島院島は村上源氏なり、來島興居島は河野氏なり、年頃海島の豪傑村上の一族は能島左近將監、同兵部太夫、同隼人佐、村上三郎左衛門、岸の城、村上河内守、其類族猶ほ多し、河野一家は久留島信濃守、得能播磨守、二神修理進、田坂鎗

之助、今岡左衛門等なり、藝州能美島は乃美式部大輔、備前兒島は四宮隱岐守、讃岐壺匏島は宮本佐渡守、吉田妹尾、同州直島に高原右衛門尉、同州小豆島に島田氏、是れ寒川丹後守、讃州引田浦より之を守る、播州幹島これ梶原平三兵衛、播州高砂浦より之を守る、阿波鳴門、土佐沖は四宮和泉守、森志摩守、引田浦に四宮左近等は永正、天文、弘治にあつて、海島の豪家なり、大内政弘より以來大明、朝鮮の勘合を以て商船を渡し給ふ、故に島家を保つる輩は大内家の陰に因らすといふことなし、

十九、元寇と日本魂

元寇は我國に取つては實に二千六百年間空前絶後の大國難であつた、然るに歴史に残る處は僅に時宗の嚴命と通有の勇敢と神風の三點である、果して元寇はそんな簡單なものであつたらうか、今更吾人の説明を待つまでもなく、成吉思汗鉄木眞は滿地里の地に起つたと稱せられ、其の大汗の位に就いたのか我が建永元年(一八六六)ではより國勢大に張り五代目を世祖忽必烈と云ひ五十年間に南の方金、宋、東の方高麗、西、中央亞細亞から歐州までも蹂躪して、向ふ所敵なく其餘威を以て我國まで及んだのだ、

先づ文永十一年に三萬の軍と九百余艘の船で我國を犯したが、此時も大風のために船は碎け水死するもの一万三千五百人と云ふのだ、

此時に笠崎八幡宮も炎上して再築に當つて龜山天皇は例の敵國降伏の宸翰を賜はつた、それから愈弘安四年には忻都、洪茶丘の兩將は高麗の合甫から四万の兵を以て出發し九州に來襲し范文虎は三千五百艘に十余万の兵を以て遅れて加はつた、實に國難中の國難で、彼より云へば鎧袖一觸の感があり、危きこと累卵の如しとも云ふべき時だ、此時に當り時宗の嚴命も去ることなり、神風も亦彼が造船の脆弱なるが爲に大に功を奏した、

元史張禧傳に

島あり昆蘭(平戸)と云ふ、即ち我大軍連泊して風に遇ふ所なり、大小船艦多く波浪の に捕觸して碎く唯、句麗(高麗)の船堅くして全きを得たり、

是に依つて知られるのであるが、元は高麗に命して船艦を速成したのであるから高麗も中々抜目なく甘くやつた、其處に苑文虎は遅れて大風時に來たと云ひ全くの神佑なのだ、併し今一つの見通すことの出來ないのは國民の意氣だ、敵愾心だ、肥後國御家人井芹秀重法名西向は自分は八十五で行歩は出來ないが嫡子六十五、同子息三十八外親類二人を從軍せしめるといひ、北山室の地頭尼眞阿は

自分は女だが、子息光重、聳公保に夜を日に繼ぎ參上せしめると云つて居ることも其一例だし、一般がそうであつたのだが、其上陸を防ぐのは陸兵であつたらうが、海上で彼等を撃退したのは實に水軍即ち海賊である、海賊達は嘗ては朝鮮支那を幾百度も犯して彼等を驚かした、然るに今は其復讐として來寇したので、和寇に對する其名を元寇と云ふも是が爲だ、即ち誰の敵でもない自分々の讐なのだ、此時こそ眞に身命を堵して戦ふべき時と決心した、故に河野通有は敵船に乗込んだのだ、海賊が始めに弓矢を以て戦ひ終に敵船に乗込むのは彼等の平素の戦術なのだ、恐くは此戦に敵船に乗込んだものは幾十百があつたであらう、只通有のみが偶ま衆人の目に付き歴史に残つただ、全國の海賊殊に中國九州の人々は心を一にして苦戰奮闘した事は推想されるので獨通有のみでないことが知られるのだ、是が海賊起りて以來の海賊精神で取りも而さず日本精神であるのだ、即ち傳統的日本精神なのだ、今猶大東亞戦争にも亦此精神が活動して居るのだ、是が發しては萬葉の櫻となり日清戦争ともなり、日露戦争ともなつたのだ、類推し來れば大東亞戦争の歸結も亦推定し得られるのである、あゝ傳統的日本精神、

二十、舉國一致——百萬一心

毛利元就の十矢の戒めは有つたとか、無かつたとか議論する人もあるが、夫は古よりの外來の説話にもあることだし、有つても無くても差支はなし、百万一心の石は埋めてあつたものらしいが、何れにも舉國一致を唱へ、能く人心を捉らへ以つて中國十州の大守となり、流石の秀吉も征服すると能はず、漸く講和に依つてお茶を濁し、家康も絶滅し得ず、今は却つて徳川家を眼下に見るの概あらしむるもの、實に内、協力同心、外海賊の擁護にあらざるものはなし、吾人は今元就の三子に送れる書簡を示し、所謂一億一心の如何に今次の戦争に於て必要であるかを強調せんと欲するもので二川擁護の細説等は省くこととする。

三人心持之事今度彌可然被申談候、誠千秋萬歳大慶此事候く

一幾度申候ても毛利と申名字之儀涯分未代までも、すたり候はぬやうに御心かけ御心遣肝要までにて候く

一元春隆景之事他名之家を被續事候、雖然是者誠のとうざの事にてこそ候へ毛利の二字あだおろそかにも思食御忘却候ては一圓無曲事候中々申もおろかに候く

一雖申事舊候、彌以申候、三人之半、少にてもかけこへたても候は、たゞ三人御滅亡と可被思召候く、余之者には取分可替候我等子孫と申候はん事は別而諸人之にくまれを可蒙候間、あとさきにてこそ候へ、一人も人はもらし候ましく候く、縦又か、はり候ても名をうしない候て

一人二人かかはり候ては何に用にすへく候哉不能申候

一隆元之事者隆景元春をちからにして内外様共に可被申付候、於然者何之子細あるへく候や、又隆景元春事者富家たに堅固に候は、以其力、家中々々者如見分可被申付候く唯今いかに我々か家中く如存分申付候と被存候共、富家よはく成行候者人の心持可相替候條此兩人においても此心もち肝要候く

一此間も如申候元春隆景ちかひの事候共隆元ひとへに、以親氣毎度かんにんあるへく候く、又隆元ちかひの事候共兩人之御事者御したかい候はて不可叶順儀候く、兩人之事は爰元に御入候者まことに福原桂なとうへしたにて何と成とも隆元下知に御したかひ候はて叶間敷候間唯今如此候とても、たゞ、内心には此御ひつそくたるべく候く

一孫の代までも此しめしこそあらまほしく候、さ候者三家數代を可被保候之條、かやうにこそあり度者候へとも、末世之事候間其段までは及なく候、ざりとは三人一代つつの事は、はたと此御心持候はては名利之二を可被失候く

一妙珍ゑのみなく御とふらいも御届も是にしくましく候く

一五龍之事是又五もし所之儀我々ふひんに存候條三人共にひとへに、此御心持にて一代之間は

三人同前之御存分ならては於元就無曲恨み可申候く

一唯今虫げらのやうなる子とも候、かやうの者、もしく此内かしらまたく成人候するは、心もちなとかたの如くにも候するをはれんみん候て何方之遠境などにも可被置候、又ひやうろく無力之者たるべきは治定之事候間、さ様の者をは何とやうに被申付候共はからひにて候く何共不存候く、今日までの心持速に此分候三人と五龍之事は少もわるく御入候者我々に對し候ての御不孝迄候く更無別候く

一我等事存知之外人を多うしない候之條此因果候はて叶ましく候と内々せうしにて候然間かたの御事、此段御つゝしみ肝要候く、元就一世之内に報候へは不及申候

一元就事廿之年興元にはなれ申候、至當年之于今迄四十余ヶ年候、其内大浪小浪、洞他家之弓矢、いかばかりの傳變に候哉、然處元就一人すへりぬけ候て、如此之儀不思儀不能申候、身ながら我等事けなけ者、とうほね者にても、智恵才覺人に越候者にても、又正直正路者にて、人にすくれ、神佛之御まほりあるへき者にても何之條にてもなく候處にかやうにすへりぬけ候事何之故にて候共更身ながら不及推量候く然間はやく心安、ちと今生之らくをも仕、心靜に後生之ねかひをも仕度候へ共其段も先ならず候て不及申候く

一我等十一之年土居に候つるに井上古河内守所へ客僧一人來候て念佛之大事を受候とて催候、然間大方殿御出候而御保候、我等も同前に十一歳にて傳授候而是も當年之今に至候て毎朝多分呪候、此儀者朝日をおかみ申候て念佛十篇つゝとなへ候者、後生之儀者不及申、今生之、祈禱此事たるへきよし受候つる、又我々故實に、今生之ねかひをも御日へ申候、もしくかやうの事、一身之守と成候哉と、あまりの事に思ひ候、左候間御三人之事も毎朝是を御行候へかすと存候く日月いつれも同前たるへく候哉く

一我等事不思儀に嚴島を大切に存る心底候て年月信仰申候、さ候間初度に折敷はたにて合戦之時も既はや合戦に及候時、自嚴島不田六郎左衛門尉御久米卷數を捧げ來候條、さては神變と存知、合戦彌すゝめ候て勝利候、其後嚴島要害爲普請、我等罷渡候處、存知之外なる敵舟三艘、與風來候て及合戦、數多討捕頸、要害之麓にならへおき候、其時我等存當候、さては於當島彌可得大利、奇瑞にて候哉、元就罷渡候時如此之仕合共候間、大明神御加護も候と心中安堵候つ、然間嚴島を皆々御信仰肝要本望たるへく候く

一連々申度之次に申にて候く是より外に我々腹中何にても候へ候はす候、たゞ是まで候く、次なから申候て本望只此事候く目出度々々恐々謹言

(弘治三年)

霜月廿五日

元就(花押)

隆元

隆景 進之候

元春

二十一、能島流

海賊の戦法に就ては流派數多くあるので今其名を擧ぐれば

海賊流 村上義弘

三島流 村上師清

野島流 村上河内

一品流 一品阿保親王

磐尹流 足利義尹

逸見流 備前地方

和泉流 長門地方

當流 不詳

川上流 尾張川上氏

甲州流 武田信玄

九鬼流 九鬼嘉隆

菅流 菅平右衛門道長

金流 安田一重守田康直同眞貞

(倭寇)

今野島流につき其一斑を示さんとするのであるが是亦完成までには相當の變遷があつたものと思はる、今金城氏が日本海賊史話参考書中に載せられたものを見るに

能島傳書(卷一、二、三軍船秘鑑)

能島流軍船備船之卷(京保九年寫)

能島流軍船傳來(古圖の卷、諸道具調の卷、京保十九年寫)

とあるが著者の書庫にあるものは

能島流軍陣之卷 口傳 二卷
能島流軍騎之卷 初傳 一卷
能島流奥の巻口訣 十二卷

- 一、二、 兵制船規
- 三、 備立
- 四、五、 軍議式法
- 六、 制作
- 七、八、 船術修法
- 九、十、 大備陣法
- 十一、十二、 火戰大極

となつて居つて完備のものではないだらうかと思ふのである。其一二を記して見れば
軍陣の巻の初めには水戰之巻とあつて

筒壁作之事
押廻作之事

龜甲楯之事
箱置作之事
龜甲作之事
通ヒ口之事
矢挾間之事

など數百項あつて細密に亘つて居る、
其次は軍陣之巻で

大將武德智仁勇之事

大將タル人ノ武德ト云ハ、第一文德ヲ修メ武備ヲ全フシ、仁惠ヲ以テ能衆ヲ懷ク、天下ノ万民ヲ能ク親附セシメ、上下一心ト成テ、三軍ノ士卒ヲ一和セシムルニ小ヲ第一トシ玉フ、是大將タル人ノ武德トスル所ナリ、素ヨリ智仁勇ノ三德ヲ兼備ヘスシテハ、武德モ行レス、智トハ万事ヲ能ク明カニ悟ルナリ、詰事ヲ心ニ能辨ヘ知ル所ニテ、先敵味方ノ人情ニ達シ、利害ノ起ルヘキヲ兼テ知リ、人ニ欺カレス、讒言ヲモ入ル、コトナク、能變ニ應シテ方ナク、禍ヲ轉シテ福トナス、凡籌ヲ帷幄ノ中ニメクラシ、勝ツコトヲ千里ノ外ニ決スルカ如キ、是ヲ智ト云也、仁ハ仁惠

ト續キテ人ヲ惠ムノ道ナリ、諸卒ノ苦勞ヲ計リ、飢渴ヲ知り、傷ミヲ撫テ、病ヲイタハリ、万民ヲ我子ノ如ク慈愛スル是仁ナリ、勇トハ勇悍勇猛ナト、續キテ勇マシク猛キヲ云フナリ、敵ニ逢テバ戰ヲ善クシ、危キヲ恐レズ、大敵ニナツムコトナク、陣ヲ陷レテ必入り、圍ヒニ逢テハ必出ツ、假令敗スルモ心クジケム、盤石ノ下ニ伏テモ、臆スルコトナキカ如キ、是勇ナリ、共ニ皆武ノ徳ニテ、此三徳ヲ兼備ルノ心掛アルヘキコトは大將タル人第一ノ心得ナリ、此三徳ヲ兼備ヘルコト、素ヨリ心膽ヲコラシテ修業ナクテハ不叶コト也、古ノ至賢ノ教ヘ置レタル經傳ヲ考ヘ、和漢古今ノ兵書ニ眼ヲサラシ、歷代ノ智將勇將ノ軍術ニ依テ、善ヲ取り惡ヲ除キ、且ハ自己ノ工夫ヲコラシ、晝夜心ヲ委ネテ、心術ヲ練ル時ニハ、自ラ智者トモナリ、仁道ヲモ辨ヘ、勇義ヲモ兼備ルモノナリ、此等乃大將ノ心御玉フヘキコトナリ、

次に異賊襲來之武備之事

總シテ日本ハ神國トシテ、古ヘ神代ノ昔ヨリ人世ノ今ニ至ル迄、第一異賊襲來ヲ拂フノ軍備ヲ以テ、吾朝武備ノ根原トス、其故ハ日本獨立ノ國ニテ、小國ナリトイヘ、古ヨリ今ニ至ルマテ、唐土ノ大國ニモ從ハス、屹然トシテ能獨立セリ、此故ニ神代ニモ異國ノ賊兵襲來シ、其後人皇ノ御代ト成テモ異賊襲來セルコトハ毎々ノ事ナリ、仍テ異賊守防ノ守備ニ怠ルコトナキヲ以テ、日本古

昔ヨリノ大要トスルハ、即チ神明ノ道也、誠ニ千世万世ヲ歴ルト云、此武備ヲ怠ラサルコト、本邦武道ノ根元也、天下ヲ治メ玉フノ主將ヲ始メトシテ、一國一郡ヲモ保チ玉フノ將ハ、必異賊守防ノ武備ニ御心ヲ寄ラルヘキコト、誠ニ上天子ニ對シテノ忠勤ナリ、日本ハ今天下太平也トイヘ、異賊襲來ノ恐レハ、今日只今ニモ計リ難キコトナレバ、此武備忽セニスヘキコトニ非ス、當流ノ軍法專異賊守防ノ法ヲ以テ教ヘトスルナリ、

讀んで此處に至れば海賊は海賊に非ずして堂々たる帝國の海軍たるに足るものなり、其能く遠攻以て東亞の邊海を震撼せしめたるもの、豈掠奪を事としたるのみならんや、却て敵の襲來を防きたるの功あつて、吾人をして感謝の辭を發するに躊躇せしめざるものがあるのだ、次に出陣の号令、相圖の鐘等至れり盡せりの規矩が定めてあるのだ、

軍騎の卷には兵士常々心懸の事といふ様な、簡人としての心得がある、

奥之卷一 兵制 軍の組織

二 船規

三 備立

船押一隊行列之圖(本陣船列)

小魚鱗備
 蛇行之備
 鳥飛行備
 追擊備
 車軸備
 鉞矢行備
 破竹備
 追舟備
 片翼備
 龜甲備
 橫擊備
 小鶴翼備
 小偃月備
 衝戟備

四 小車輪備
 軍儀
 五 式法
 六 制作

舟、器具、衣服、明松、火矢、水雷、手裡矢、投砲礮、火鎗、霧煙、(煙幕)、毒煙火、(毒ガス)等

七 船術
 八 修法
 九 大備

西一面二十ヶ國
 北一面十ヶ國
 東上一面十四ヶ國
 東下一面四ヶ國
 南一面八ヶ國

海中一島四ヶ國
 王城守護國二ヶ國
 將軍守護國六ヶ國

- 十 陣法
- 十一 火戰
- 十二 大極

夫本朝船始者、天神七代伊弉諾尊、伊弉册尊、一女三男之中、蛭見尊主海邊之事、因茲作天磐椽樟船。異朝船始者、見竅木浮而爲船、虞姁作船、黃帝二臣共鼓、貫狄作船、伯益作船、工倕作船、番禺作船、云々、爲德也治四海、一日萬里、行大寶長器也、故可尊軍船也。次に秘中密條、奥意十三ヶ條を載せ、村上松林齋道意、村上三兵衛正俊、新澤四郎右衛門相員、等十二人が連署して居るのだ、中にも霧煙(煙幕)毒煙火(毒ガス)を考案し船酔の藥まで作りあるが如き如何に周到なるかを知るに足るものがあるのだ、

第五編 南方雄飛

一、朱印船貿易

徳川の初期朱印狀を興へて海外貿易を許可した、之を朱印船といふのだ、川島氏朱印船貿易史は詳細を盡して居る、今之に依つて概念を得たいと思ふ、

其時期は慶長八年から元和二年迄十四年間船主八十二入百八十二通である、渡船地別に分類すれば

安南	一三	東埔寨	二三
交趾	二六	暹羅	三七
西洋	一九	呂宋	三〇
天南	一	東京	一一
占城	四	加知安	一
密西亞	二	信州	二
大泥	五	芝來	二
順化	一	田彈	二
高砂國	一	摩利加	一

摩陸 一

計 一八二

船主でいへば

大名 八

幕吏 四

商人 五〇

支那人 六

歐州人 一四

計 八二

此内に茨木屋又左衛門母と夏の方との二人の女性あるは萬縁叢中の紅一點なるべく、此外に慶長九年以前と元和二年以後のものありて無慮百人に達するならんとの事である、其朱印形状形式は

自日本到

西洋舟也

右

慶長八年癸卯七月廿九日



第一、慶長八年より同十三年迄

船主	地名	慶長	地名	慶長	地名	慶長	地名	慶長	地名	
林三官	西洋	八、二	西洋	九、三	西洋	八、三	呂宋	八、四	西洋	
茨木屋又左衛門母	孟春三	安南	孟春三	安南	八、二	安南	八、六	安南	八、二	安南
舟本彌七郎	八、六	安南	八、二	安南	八、二	安南	八、六	安南	八、二	安南
細屋喜齊	八、三	安南	八、二	安南	八、二	安南	八、六	安南	八、二	安南
末次平藏	八、二	安南	八、二	安南	八、二	安南	八、六	安南	八、二	安南
島津陸奥守(忠恒)	八、二	安南	八、二	安南	八、二	安南	八、六	安南	八、二	安南
全	同	暹羅	同	暹羅	同	暹羅	同	暹羅	同	暹羅

角藏了以	八、二天 東京	九、三 東京	
龜屋榮任	閏八、二 東京		
皮屋(波屋)助右衛門	二、二天 同	九、二〇 東京	
西野與三	四、二 占城		
平野(末吉)孫左衛門	七、五 呂宋	九、上旬 呂宋	八、二五 呂宋
安當仁カラセス	八、八 同	九、朔 呂宋	九、二五 呂宋
田那邊屋又左衛門	八、二天 同	九、三 呂宋	八、二五 西洋
伊丹宗味	六、初六 同		六、二天 呂宋
松浦法印(鎖信)	十一、七 安	四、二天 西洋	六、二天 西洋
高瀬屋新藏	七、五 信州		
窪田與四郎(ミグル)	閏八、三 同	九、三 密西	
今屋宗忠	八、二天 大泥		二〇、八 暹羅
大黒屋助左衛門	十一、六 同		
檜皮屋孫兵衛	二、二八 同		

六條仁兵衛	三、八 東埔	三、二 大泥	
暹羅在住與右衛門	八、二天 暹羅		
同 人	八、二天 同		
同 人	八、二天 同		
平戸助太夫	八、二天 順化		
平戸傳助	閏八、三 東埔		
五島淡路守(玄雅)	同 同	五、朔 西洋	
原彌次右衛門		二、六 西洋	八、二五 暹羅
有馬修理(晴信)		五、三 西洋	二〇、初四 占城
浦井宗普		八、二天 占城	二〇、初六 占城
尼崎屋又次郎		五、二 呂宋	一〇、初六 西洋
長井四郎右衛門		正、三 大泥	
豆葉屋四郎左衛門		九、二天 占城	
大黒長左衛門		三、二 同	臘二 占城
		同 同	

鍋島 加賀守
 長崎 喜安
 藥屋 甚左衛門
 木屋 彌三右衛門
 長崎惣右衛門
 (荒木宗太郎)
 後藤 宗印
 河野 喜三右衛門
 檜皮屋 孫左衛門
 西付 隼人
 山口 駿河守(直友)
 高橋 掃部入道
 唐人 五官
 半南土 美解留
 關古邊果 加羅那加

七朔 西洋
 三三 同
 二五 艾萊

七三 暹羅
 八二 同
 六三 艾萊
 七毛 東埔
 八五 同
 九三 同
 九七 西洋
 六三 密西
 三三 耶
 三三 田彈
 一〇、一〇 田彈
 一〇、一〇 暹羅

一五四

仲冬 同
 二七 西洋

小西 長左衛門
 大賀 九郎左衛門
 加藤 肥後守(清正)
 龜井 武藏守(茲矩)
 安當 仁アホン

六二 天呂宋
 五七 暹羅
 八四 西洋
 八二 同
 五七 摩利加

第二、慶長十三年より同十七年迄

船 主 慶長三 地名 同十四 地名 同十五 地名 同十六 地名 同十七 地名
 角藏 了以 正、二 安南
 田那邊屋又左衛門 孟秋二 暹羅
 木屋 彌三右衛門 孟秋二 暹羅
 島津 陸奥守 六朔 暹羅
 角藏 了以 正、二 東京
 平野 孫左衛門 正、二 呂宋
 安當 仁カラセス 孟冬二 同

小西長左衛門	正、二	呂宋
加藤肥後守	正、二	暹羅
龜井武藏守	八、三	暹羅
唐人 五官	正、二	暹羅
伊藤新九郎	正、二	暹羅
切支丹伊天連トマス	正、二	同
長谷川 權六	正、二	呂宋
江島吉左衛門	正、二	暹羅
負田木右衛門	正、二	暹羅
角藏 與一	正、二	安南
松浦 法印	正、二	同
羽柴越中守 (細川忠興)	正、二	暹羅
船頭 本右衛門	正、二	交趾
ヤヨウ ス	九、九	暹羅

船主 不明

正、二 交趾

第三、慶長十八年より元和二年迄

船主	慶長	大	地名	同十九	地名	同二十	地名	元和元	地名	同二	地名
舟本彌七郎	正、二	交趾	正、二	交趾	正、六	交趾				正、二	交趾
角藏了以	正、二	東京									
唐人 五官	正、二	交趾	正、二	交趾						九、九	交趾
村山 一藏	正、二	呂宋									
シニヨロ、マル	正、二	交趾	正、二	交趾						九、九	呂宋
トロメテイチ	九、九	暹羅									
ヤヨウ ス	正、二	同									
長谷川忠兵衛	正、二	同									
壽 庵	正、二	交趾									
マノエルゴンサル	正、二	暹羅	正、二	交趾							
夏の方	正、二	交趾									
小西長左衛門	正、二	呂宋									

木屋彌三右衛門	正、二 暹羅	九、九 呂宋	一五八
唐人 三 官	正、二 東京	正、二六 交趾	正、二 交趾
唐人 華 字	正、二 交趾	正、二六 交趾	正、二 東京
木津船右衛門	正、二 呂宋	正、二六 呂宋	
西 類 子	四、八 同	九、九 呂宋	
三浦 按 針	九、九 暹羅		
唐人 ベツケイ	九、九 同		
木田利右衛門	正、二 <small>カンボチ</small>		
唐人 四 宗	正、二 交趾	九、九 暹羅	
長谷川 權 六		九、九 暹羅	
唐人 六 官	正、二 交趾	九、九 呂宋	
<small>シンニヨロ、ゴン</small>	正、二 <small>カンボチ</small>	九、九 暹羅	
<small>サルロベイラ</small>			
島 津 陸 奥 守			
ジャカウベ			

高尾次右衛門	九、九 同	
船頭彌右衛門	九、九 <small>カンボチ</small>	
大文字屋半兵衛	九、九 交趾	
村山 等 安	九、九 <small>高砂</small>	
不 明	三、二 交趾	
高木作右衛門		九、九 摩陸

第六編 朝鮮信使

寶永八年朝鮮通政太夫吏曹參議知製教趙泰億を正使として信使が來聘して幕府は各藩に令して其領内通行の際の警衛と接待を命じ宗家は是が前導をなして居る、其接待の過不及は別として其騒ぎ方は一通りのものではない、我が廣島藩は其接待方を首席家老淺野甲斐に命じ蒲刈島に於て接待し、今其記録を拔萃して其一斑を示すこととする、

一、寶永八年朝鮮信使來聘

三月五日淺野甲斐、朝鮮信使來聘に付出張の命を受く、

一筆致啓上候、當夏秋中朝鮮人就來聘御領於蒲刈御馳走被仰付候、依之右之節貴様儀蒲刈に可被差遣候間、此段申進候様にと御意御座候、右之段爲可得御意如此御座候恐惶謹言

二月廿一日

谷崎主殿

淺野 甲斐様

先年道仙様蒲刈に御越被成候儀、明曆元年にて當年迄五十七年に成る道仙様御部屋住之時にて、翌申年御家督御請取被成る云々、横目役本庄喜太夫を以て、豊前様用人へ問合す、

八日妙頂寺御參詣の歸途、御用部屋へ 甲斐様御立寄、今度蒲刈へ丹羽傳之丞、脇次郎左衛門御供に召連るべきを直接に命し、且川村傳八郎をも同様に付傳言方を命す、

十日松宮五郎兵衛來つて次の事を談す、

蒲刈御宿の儀先年伊織殿の分は向蒲刈なりしも、殊の外狭く中々家來中、宿泊六ヶ敷、下島を見合せたるも是又同様なるも、幸ひ御茶屋二軒あり、一軒を官人用とし、一軒の方宿處に宜かるべく、勿論少々狭きも少々的小屋掛は出來べし云々、

十一日松宮五郎兵衛に左の事を示す、

一明曆元年道仙蒲刈へ罷越の時、文柄覺書等昨日取出す、

一官人は八月十八日酉の下刻蒲刈着、十九日二十日雨天にて官人并對馬守殿御滞留、廿一日己之刻出船、

一輒迄送り植木三郎右衛門參る、

一惣奉行今中兵庫寺西權右衛門なり云々

一一下之關に箕浦次左衛門進藤八郎右衛門參り居る、

一彈正様八月十七日に廣村迄、陸を行き、蒲刈へ渡られ、十八日對馬守へ面會、

但松平筑前守藍島に於て對馬守へ面會の注進あり、病氣を押して俄に出張せらる、

一對馬守へは滞留中度々音信あり、家頼へも下されものあり、

一道仙方よりも對馬守殿家來へ音信あり、

一、一種一荷

家老 平田將監

一、一種一荷

家老協 佐護勘右衛門

帷單物二つ宛

船頭 龍田三右衛門

是は三人ともに受納無之

嘉島仁右衛門

大渡四郎左衛門

對馬へ正月十九日外聞のもの遣す云々、

十二日此度の御用に生田孫三を加へらる、

十三日船頭高岡久兵衛に船整頓を命す

八幡丸

大鷹丸

虎丸

三原八丁立

水主看板

手遣船

似タリ丸端御馬船

御船印

廣風切丸

御船々 其他

十三日高野藏人を蒲刈に被遣旨を命せらる、
天和二年伊織様蒲刈島の時の控の、書拔二冊持参す、

十七日右書拔甲斐様へ御目にかける、
十八日馳走奉行を定めらる

覺

一三使上々官御馳走奉行

一上官御馳走奉行

一中官同

一下官同

(以下略)

天野勘太夫	原野	須田七左衛門	吉村平右衛門	菅本嘉助	竹本嘉助	足助九兵衛	得能左次右衛門
-------	----	--------	--------	------	------	-------	---------

廿六日家來中蒲刈へ供の者觸出さる、

丹羽傳承等五十六人

四月八日宗對馬守宿見分着島、朝鮮人五月十四五日頃釜山海へ罷出と、

四月十六日諸役人決定

家老 淺野甲斐

惣奉行

高野藏人
松宮與三左衛門

信使上々官

天野勘太夫
菅作右衛門

(以下略)

惣人數百二十八人

料理人七十二人

持筒之者廿二人

足輕貳百拾人

小人貳百四十一人

番所茶屋奉行二人

一三使衆之漕船四十六丁立之關船九艘

但壹艘ニ付三艘宛

一同供船三艘之漕船四十丁立之關船六艘

但壹艘ニ付二艘宛

一同六艘之付小早六艘

但十二丁立ヨリ八丁立迄

一右同碇船六艘

一御献上御鷹御馬船之漕船三十丁立ヨリ二十丁立迄の關船拾艘

但御船壹艘に漕船二艘宛付申

筈ニ用意仕候

一同蒲刈ヨリ輒迄送奉行貳人乗船拾壹丁立小早貳艘

一水船五十艘

一番船三十艘風波之時爲取繫網碇入

一對馬守様御船御先御跡に參御用可承船拾四丁立小早貳艘

一下行賄物積船四十二丁立之關船壹艘

一下行賄物積船八端之荷物貳艘

一蒲刈の輒迄御見送り仕者乗船四十丁立の三十立迄之關船貳艘

一使小早十六丁立の六丁立迄之船九艘

船數合百三拾五艘

右者蒲刈の輒迄召連申船數如此御座候

一下領分境鹿老渡に番船三十艘差置申候

一領より浦々不殘小船面々持分へ庄屋とも召連罷出若風波強時分は朝鮮人船對馬守様之御船取繫候掛に申付代官共所々へ罷出居申候已上

廿四日、三月廿九日江戸城に於て渡されたる書附、

松平安勢守

一當七月八月頃朝鮮國信使來聘に付於藝州蒲刈馳走之儀今度者往來とも下行候間可被存其趣事
一信使到着之日限來聘人數之書付等從宗對馬守可差遣候事
一本多彈正少弼、仙石丹波守、萩原近江守に委細可被承合候、自然彼船依難風相定泊之外何之地
へ令漂着候共、其所之船出し諸事無滯様前廉可被申付候事

以上

三月

廿五日大坂川御座船之覺書着す

朝鮮人來聘に付大坂川口往來之節

被差出川御座船之覺

一船幕船印之儀有來通に可被致候、乍然三使乗船此度者 公儀御船出し右御船之幕紫にて候間、
紫之船幕、船印は無用に可被致事

一船頭水主之衣類有來之通可被致候、乍然御船船頭水主之衣類同様に無之様に可被相心得候、御
船船頭水主之衣類之儀大坂御船手衆へ可被聞合候事

但船引人足は先年之通從公儀出候事

一船中馳走之儀茶たばこ之外出し被申間鋪候諸事天和二戌年之通可被心得事

一此度被差出候川御座船、於大坂町奉行衆御船手石川四郎左衛門見分可有之候間可被得其意候、
尤大坂町奉行衆石川四郎左衛門に可被承合事

一川御座乗船之人者於大坂圖取之筈にて候間可被得其意候

但上々官之乗船三艘は大坂町奉行石川四郎左衛門見分之上相究る筈之事

四月

沿道諸侯家老等氏名

松平壹岐守殿

御家老

松平右衛門佐殿

御家老

松浦 舍衛門人
龍川 彌一 右衛門
熊澤 外衛門
山田 治郎 左衛門
黒田 清左衛門
黒田 忠兵衛
黒田 専右衛門

松平民部大夫殿
一門御家老

那正太衛門
吉田長左衛門

御家老

壹万石余
壹万三千石余
六千石余
貳千五百石余
三千五百石余
六百石余
職役
丹
宮

阿部對馬守殿

御家老

城代
三浦角左衛門
内藤次郎右衛門
内藤杉又右衛門
堀兵左衛門
三浦文左衛門

松平伊豫守様

御家老

三万石
池田豊次郎
同
江木將監

御家老脇仕置

年寄中

仕置

仕置

榊原式部大輔殿

御家老

二万三千石
池田主殿
壹万石
土倉市正
壹万石
池田刑部
壹万六千石
日置隼人
中根善次郎
伊藤忠兵衛
竹田十左衛門
原田權左衛門
伊藤善右衛門
中根善右衛門
竹田頼母
高木彌兵衛
堀中三郎左衛門

松平遠江守殿

御家老

五月十五日殿様去る朔日江戸發駕歸國せられ、大坂より陸路にて廿四五日頃三原通過に付、見繕の爲甲斐様今朝六半過出船三原に赴かる、
一、京都大坂駿府御饗應之時座舖割決定せらる

京都大坂に而御饗應之時座席次第

駿府に而御饗應之時座席次第(略)

二、京都、大坂、駿府、尾州、名護屋、中國にて兩所、

上使以下裝束之次第

使者以下裝束之次第

京都大坂にて御饗應之時上使以下裝束之次第

一上使

所司代

衣冠(下襲)帶劔

御城代

召具之輩

布衣

素襖着

上下着

傘持沓取以下

白張

一座席并給仕奉行

番頭壹人 大紋

組頭壹人 此日は布衣を可用

但番頭と組頭は組を替へて出べし

一饗應奉行

町奉行壹人 大紋

御賄之

御代官此日は布衣を可用

一三使上々官等之給仕

御番衆 素襖袴

附以上召具之輩 上下着以下如常儀

一上官以下給仕

御馳走人之家來 麻上下

一對馬守 衣冠(下襲) 帶劔

一御馳走人 大紋

駿府御饗應之時上使以下裝束次第

一上使

高家 直乘

召具之輩 上下着以下如常儀

一座席并給仕奉行

香頭 大紋

組頭 布衣

一饗應奉行

町奉行 布衣

御賄

御代官 素襖袴

一三使上々官等給仕

御番衆 素襖袴

附以上召具之輩上下着以下如常儀

一上官以下給仕

御馳走人家來 麻上下

一對馬守 衣冠(下襲) 帶劔

一御馳走人 遠藤下野守大紋、齋藤飛彈守大紋、
戸田鞞負此日は大紋を可用、

(尾州名護屋、松平民部大輔松平伊豫守領内分略)

三、京都大坂駿府御饗應之時之覺(略)

四、江戸京都大坂駿府客館に而御饗應膳具之次第

尾州并長門備前同前

江戸京都大坂駿府客館に而御饗應之膳具次第

一七五三五々三之膳具
木具土器之類

金銀之飾彩畫糸花等を用へからす但盃臺之飾には可用之

食次湯次之類

三使上々官迄は黄からかねを用ひ其以下は錫からかねを用べし

一引替膳具之次第

第一、三使

懸盤、椀器、間鍋、菓子の高つき、茶碗の臺等、内外黒塗、金粉蒔繪(鶴亀松竹)

皿鉢之類

錦手いまり焼

食次湯次等

黄からかね

かよいの具

ぬり三方

第二、上々官

猫足膳椀器、間鍋、菓子之高つき茶碗の臺等内外黒塗金粉かき(鶴亀松竹)

皿鉢之類

染付上品

食次湯水次等

黄からかね

かよひの具

ぬり三方

(以下略)

五、江戸京都大坂并尾州駿府并長門備前下行之覺

江戸京大坂客館にて御饗應之次第

尾州名護屋

第一三使 相伴對馬守兩家老

上々官席を隔つ

七五三

吸物三種

盃臺壹つ

押肴一種宛

但上々官へは盃臺無用

菓子九種

茶
引替 三汁十五菜 七五三相濟退度の後可出

吸物壹種

肴 三種

但三方に三種組付

後段 菓子五種

第二、上判事學士醫官等

七五三

吸物一種

肴 一種

但吸物肴組合

菓子五種

茶

引替 三汁十菜

吸物一種
肴 二種

但吸物肴組合

第三、冠官 軍官 一席
次官 小童 一席

五々三

吸物一種

肴 一種

但吹物肴組合

菓子五種

茶

引替 三汁八菜

吸物一種

肴 一種

但吸物肴組合

(以下略)

下行等之覺

一江戸京都大坂并路次にて御饗應之外三使以下上官等迄下行之次第天和之例の通たるへき事

附尾州長門備前等可准之事

一中官以下江戸京都大坂并路次等御饗應の外朝夕晝之食事献立之次第天和之例の通たるへき事

尾州長門備前其外御料私領拾万石以上皆々可准之事

一兩長老并伴僧以下の従者下行の次第天和之通なるへき事

六、淀川船中
京都大佛御菓孔被下覺

御菓子被下次第

一大坂より淀への下船中

三使

白木折 一合

折重 一組宛

樽 壹荷

上々官

白木折 一合

樽 一荷

兩長老

折重 一組

樽 一つ

一淀より大坂への船中

右に同じ

一京大佛參詣の時

白木折 六合

折重 六組

此外酒肴等先例の如し

覺

朝鮮人來聘歸國共に海上に而警固船引船水薪船、網碇船、前之通無滯様船差出し、且又餘計之船出し不申費成儀無之様可被相心得候事

一壹州風本より豊前小倉迄之間松浦壹岐守船被差出候得共土井周防守よりも引船、水薪船、網碇船等差出無滯様可被申出事

一播州明石より攝津尼ヶ崎迄、松平遠江守より引船、水薪船、網碇船被差出候得とも、松平淡路守よりも右品々之船被差出之無滯様可被申付事

以上

四月

覺

當秋朝鮮人來聘に付船中蚊張之儀先例之通御馳走人より可被差出事

卯四月

十八日年號正徳と改めらる

二十日左の書付來る

御賄方々相渡候下行之覺

三使但一人前一日分

一白米四升

一酒貳升

一味噌壹升五合

一醬油六合

一酢六合

一鹽五合

一胡麻油五合

上々官但一人前一日分

一白米三升

一酒二升

一味噌壹升

一醬油五合

一酢五合

一鹽五合

一胡麻油五合

演說官但一人前一日分
判事官

一白米三升

一酒二升

一味噌五合

一醬油三合

一酢貳合

一鹽貳合

一胡麻油四合

上官但一人前一日分

一白米貳升

一酒壹升

一味噌五合

一醬油貳合五勺

一酢貳合

一鹽貳合

一胡麻油貳合

中官但一人前一日分

一白米貳升

一酒五合

一味噌四合

一醬油壹合五勺

一酢壹合

一鹽貳合

一胡麻油壹合五勺

下官但一人前一日分

一白米壹升五合

一酒五合

一味噌三合

一醬油壹合

一酢五勺

一鹽壹合

一日分
一挽茶

三使袋茶一束宛
上々官右同斷

學士
上判事袋茶三袋
上官極捕掛目五十目程

一日分
一刻たはこ

三使掛目貳拾目程宛
上々官右同斷
學士
上判事掛目拾五匁宛

上官右同斷
中官右同斷
下官右同斷

一日分
蠟燭

三使五挺宛掛目五十目
上々官三挺宛右同斷

學士
上判事三挺宛掛目四十目
上官貳挺宛右同斷

兩長老